

刑具・拷問具・拘束具

—その変遷と執行形態からみた比較的一考察—

重松一義

まえがき

第四章 晒刑執行形態と諸刑具

第五章 拷問執行形態と諸器具

第六章 拘束執行形態と諸器具

主要引用参考文献・略称

あとがき

序章

刑罰思潮と執行形態の概見

第一章 死刑執行形態と諸刑具

第二章 肉刑執行形態と諸刑具

第三章 鞭刑執行形態と諸刑具

まえがき

人類の歴史には、スポット・ライトを浴びた陽のあたる部分と、伏せられ葬むられた暗黒の部分が存在する。本稿はその後者の部分に眼をやり考えるものである。古代中国には「杖苔は恥也」「苔十以上は罪人也」という言葉

があるが、これは刑罰を学ぶ一研究者として、厳しいが共感するものであると申したい。それは刑罰の原型を「破廉恥」と認識し、恥を知る心を失くした者を罰しようとする考え方立つからである。

しかしながら、恥の心を悟らせるのではなく、逆に不必要に肉体を傷つける、憎しみ・復讐の心が、拷問となり刑具となつてエスカレートしていいる逸脱の歴史・狂気の史実をも、より見逃せないのである。したがつて本稿は、これについての具体的な史実をそれぞれ厳しく認識したいとの思いに立つ。すなわち、巨視的にみて、刑罰の流れは公開から非公開（密行主義・人権保護）へ、原始的復讐から國家の定立した秩序ある法制へとたどつてゐるが、古くはタリオの思想でとらえる部族間の血讐、中世においては狂気といふ魔女裁判や異端審問のプロセスを、近世においても、フランス革命などギロチンを利用した虐殺のシーソー・ゲームを通じ、いづれに於いても刑具・拷問具・拘束具の異常な創案と利用を垣間みるものである。

それはなお、現代においても、人権をめぐる論議として「死刑存廃論」「監獄法改正論」「人種差別や宗教的対立に基因する戦争・テロ・ゲリラによる殺傷・私刑」などにからみ、素材として、制度・運用上の問題として、なお現実に問題が未解決な領域として残されている。したがつて、こうした残虐で非人道的な刑具・拷問具・拘束具などの問題は、すでに清算され過ぎ去つた回顧趣味的・非現実的問題としてみるのではなく、まだまだ厳しい討議が求められ、詰めを必要とする人類の課題としてあることを深く認識されねばならない。

わが国的新憲法では、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰は科せられない」（憲法第三一条）、「公務員による拷問及び残虐な刑罰は絶対にこれを禁ずる」（憲法第三六条）との条文がみられ、国際連合の被拘禁者待遇最低基準規則にも同趣旨が盛込まれ、国際的同意を得られている

段階にある。しかし、これは單なるスローガンであつてはならないものである。本稿は「あとがき」にも記したが、こうした學習目的、ゼミナールの一素材に供するという趣旨から、自由刑（労役刑）・流刑・罰金刑を除いた、いわゆる身体に直接、器具を用い物理的強制と苦痛を与えた、かつての一連の刑具・拷問具・拘束具が、どのように用いられたかをピック・アップ、文献の所在を示し、今後の課題として一考察を試みたものである。これにより、一人一人が地球市民といわれる二十一世紀へ向け、より広い視野から共に考える人権の歴史、人類の課題を、一層具体的に認識できればと、雜駁ながら、取りあえずの研究ノートとして小稿をまとめてみたわけである。

序 章 刑罰思潮と執行形態の概観

一 上代の概観と特色

時代を追つて概観する場合、史料・文献のきわめて乏しい上代の共通性として、刑罰の応報性、すなわち同害報復（Talio）の思想、被害と同じ手段を再現させての处罚（反映刑・象徴刑 spiegelnde od. Simbils-strafe）といった執行形態をみるとことである。

(a) 日本の上代は原始農耕社会の実情から、延喜式『大祓詞』が伝える天津罪・国津罪などにより、その大要を推知する。それによれば、畔放・溝埋といった農耕妨害への处罚を求める考え方と、神が忌み嫌う「不淨」「穢れ」、例えば生膚断、死膚断、白子、イボ・コブなどの皮膚病、近親相姦、獸姦や、高津神の災といわれる落雷・隕石落下などが天罰・神意に反した罪として信じられ、刑罰として通用した。神は雷・水・風といった自然の力、

鬼・蛇・野獸といった靈をもつ魔物・動物の力をもつて罰（禍い）を発揮するものと考えられていた。時には神意を探り伺うため、大和甘檻丘や加茂の糺の森などで詛くが陀智（盟神探湯）・祓いを用いており、わが国の固有法・伝統的古神道に立つ「跋い」の刑罰思想が、「神逐い」（追放）「贖罪」（物の献上・体罰など）という撻を定着させていた（重松・史稿九貢）。

(b) 中国の上代は有史においても、わが国より数世紀以上に遡るほど古く、かなり具体的かつ多様な刑罰思想と執行形態が伝えられている。中国も祀（天にある日月・五帝の神々）、祭（地にある山岳海浜などの自然神）、享（宗廟・先祖・人鬼の靈）といった神の所在の認識・区分がみられ、上代中国の思想は天と地との関係から始まる。これを結ぶ「道」とは、天と地との間の調和を維持してゆくため人間が踏まねばならぬ道と理解されるものである。この思想は刑事思想にも反映しており、中国の神話時代あるいは原史時代といわれた堯・舜の代にみる王道学・帝王学としての刑罰史觀である。『書經』の洪範（大規則）によれば、世界は五行・五事・八政・五紀・皇極・三德・稽疑・無徵・五福・六極と九つの範疇（規則）に分けられており、八政とは八つの組織をさし、食糧・財貨・供儀・労働・教育・犯罪取締り・迎賓・軍事が包含事項である。政治としての犯罪取締がここに位置づけられている。書經の呂刑篇に皇帝が蚩尤しうの乱を誅罰したというのも思想的裏付けはここにあり、獄を俗言で「福堂」と称するのもこうしたことに由来する。一般的に陰陽五行説・五帝三王と称されて道家の思想へと成長していくものである。

しかし上代に共通した同害報復の思想は中国においても根づよく、墨（黥）、劓（鼻そぎ）、非（刖、脚きり）、宮（去勢）、大辟（火刑・炮烙刑などを含む死刑）という死刑・肉刑のみによる五刑が刑罰の中核で、このほかに刖（耳

切り）・髡（こん髪そり）・耏（ひげそり落し）があつた。すでに肉刑は廃人的機能をもつていたともいえるものである。

春秋戦国時代で注目されることは、魏の文侯に仕えた名臣李悝かくが、前世紀の始じめ、『法經』六篇（盜法・賊法・囚法・捕法・雜法・具法）という成文刑法典を制定、盜法が後世の賊盜律に、賊法が後世の詐偽律に、囚法は後世の断獄律に、捕法はのちの捕亡律に、雜法はのちの雜律に、具法はのちの名例律に該当するとせられた。しかし最近の研究では、この法典の実在を否定、後代の思想的産物とする説が有力である（田中、世界法三二八頁）。

春秋戦国時代の法理としては、むしろ春秋末期の法家韓非子の思想を考えねばならぬであろう。その思想は荀子の性惡説を採り、人民を国家目的に奉仕させるための重刑説である。荀子の門人である韓非子は、事実上、法の実体をもつ札に、さらに先学の商鞅の信賞必罰・多刑少賞・重刑連罪といった思想を導入、一層厳しい法へと置きかえ、乱れた世を、厳しい国家支配の実現で建て直し治めさせようと、学説を築くのであって、例えば、韓非子は輕罪者・初犯者ほど刑を殊に重くすべきと主張、なぜならば重罪は人の犯し難いものであるが、輕罪は人の犯し易いものであり、また改め易いものである。故に輕罪に重罪を加えると人は之を犯さぬよう注意し、また犯しても容易に改めることになる。輕罪を犯すものがなくなれば、重罪は自ら止むであろうと云うのである。逆説的なこの法家の考え方は、儒家側より刑名法術の徒と侮蔑されている。しかし從来の家族的道德觀を國家の統治に及ぼそうとする觀念論と異なり、国の政治的統一を重んずるがために罪刑を法定し、法治國家へもつてゆこうとする現実的姿勢は、進歩的な刑事思想そのものであつた。

(c) ヨーロッパ系の古い刑事思想は紀元前二〇〇〇年近くに遡るバビロニアの楔形文字法系、すなわちハムラビ法典に見出だすことができる。イエーリングが「もしローマ法の起源を知らんとするならば、まずバビロニア法を

知れ」と云う」とく、ローマ法の源流をなすものである。

この法の特色の一つは河水審判、投水刑であり、魔術の罪・夫をかえりみない罪・貞操の罪の疑いある女性をチグリス川に投げ入れるもので、もう一つの特色は反映刑・タリオの思想に立つ死刑が多いことである。火事場泥棒は火中に投ぜられ、婦人を殴打すれば自らの娘が死刑に処され、夫殺しは抗刑に、神を冒瀆する言辞を吐く者は舌を切断、親の合意を持たずに他人の子を取り戻し授乳させた場合、当該行為に道具として作用した乳母の胸（乳房）を切断するとか、両眼が姦通の縁由であるとの理由から眼を潰す抉目刑の適用もあり、人妻に接吻した者の下唇を切断するのもそれである（田中・世界法二九一三九頁、小野・思想史二二一頁、重松・理論と実際二九頁）。

ヘブライの刑事思想もハムラビ法典を擁するバビロニアの影響によると考へられ、『モーゼの律法』で代表せられている。ただ「各人己レノ罪ニヨリ殺サルベキナリ」（申命記24・16）と個人責任を明らかにし、アジール（逃遁の島）を認め、離婚・購売婚・利息・損害賠償といった、婦人や金銭にからむ諸解決法が多くみられるのも特色といえる。また妻の貞操上の嫌疑につき水審・火審・毒審などによる神意裁判（ordeal）の手続が旧約聖書の民数紀略第五章に詳細にわたってみられるのもそれを示し、三世紀の頃、ヘブライ法を法典的に集成したともいえるタルムシド（Talmud）にも、一定の復讐制限がみられ、ヘブライ法の特色をよく示していくといえる（重松・法学概論四二頁）。

このヘブライ法の思想は、のちにシェクスピアの風刺劇「威尼斯の商人」の人肉裁判の会話にみる」とく執行の厳格性・厳密性をも示しており、ハムラビ法典より進歩あることを知るのである。

このような刑事思想の積み重ねのうえにローマ上代の代表的法典「十二表法」(lex duodecim tabularum) が紀元

前四五一年に制定され、翌年一表が追加されて十二表となつてゐる。この法はローマ最初の法典としての法源的意義はもとより、当時の民権伸張の指標としても理解され、また当時の慣習法を成文化したものとしても理解されるものである。表法といわれるよう掲示法であり、簡潔で暗誦に便利なよう工夫せられている。ここでは大正四年に末松謙澄博士が『ウルピアーナス羅馬法範』の中で十二表法を全訳されたもののうち、数条を引用し示しておきたい。

もし法廷召喚あらば出頭せよ。もし出頭しなければ証人を呼び集めよ。その上で同人を捕えよ（第一表一）

盜と妥協するときは訴權は消滅する（第二表四）

他人を誹謗した者及び公然侮辱した者は人格消滅刑に処する（第八表二）

他人に損害を蒙らしたときは二十五アースを科する（第八表四）

四足獸の傷害に付ては賠償又は加害獸の引渡を以てせしめる（第八表六）

夜陰の盗人は之を殺すも適法である（第八表二二）

白昼に発見した盗人は之を殺すことを得ない。但し凶器を以て抵抗する者は別段とする（第八表一三）

敵国を煽動してローマ国民に反抗せしめる者又は市民を敵国に引渡す者は人格消滅刑に処する（第九表五）

「ブライの刑事思想を吸収する十二表法は、やがてギリシャ、ローマに及び、「ローマは三たび世界を支配し、三たび諸民族を統一した」（イエーリング）との言葉にあるように、地中海・ローマを中心とした世界^{コスモポリタン}国家的視野・

思想へと継承され、拡がり、キケロが云う「法律上の善とはローマの平和」(Pax romana) という表現となつてゆく。いに苛酷な專制的国家の公刑罰が強力に芽生え、同時にパリス（都市国家）内の平和についての民会などを中心とした市民的権利 (civil Rights) をも根強くみられてゆく。アテネでの貝殻追放 (Ostracism) や名誉刑などがそれである。

これらにフランク部族のゲルマン社会では、志向するものは平和 (Friede) であり、刑罰は平和喪失 (Friedlosigkeit) と人格剥奪 (Acht) であるという観念があつた（林毅・西洋法史学六一頁）。したがつて部族内での刑罰は加害者から平和な生活を剥奪するという方法で加えられるべきだとの思想の発達をみていく。（船田・思想史一八五頁）。すなわち「法の保護を奪われる」とが平和喪失だったのである。上のような犯罪がなされた場合には、もともとはなんの手続もなしに犯人は平和喪失者 (Friedlose) とされ、犯人の民族はかれを保護してはならない」とになつてかれは一切の権利を失つた。なにびともかれと人間的つながりをもつことは許されず、かれを家にかくまつてはならない。したがつてかれは森の浮浪者、人間狼になつたわけである。このように平和喪失の第一の効果は共同体からの放逐、追放であつた。（林毅・西洋法史学六一頁）と説明され、その状況は

会議において訴訟を起すことも、生死の判決を促すこともできる。罰の判定は罪によつて一様ならず、裏切り者と、脱走者は木に吊し、臆病者、卑怯者、或は恥づべき罪（破廉恥罪）を犯したものは、頭から簪をかぶせて、泥沼の中に押し沈める。処罰の仕方に相違があるのは、「犯行」は処罰の際に見せしめにすべきであるが、「恥行」は隠蔽すべきであるという建前からである（タキトウス、田中秀央・泉井久之助訳『ゲルマニア』岩波文

との文献が引用されている。」の泥沼の中に押し沈める」といつき、フランクのユトラント半島周辺に集中して発掘されている沼沢死体 (Moorleicher) をめぐり、法制史学会で三浦澄雄氏の貴重な研究発表がスライドでなされただことがあるが、姿態からみて祭祀としての生贊ではなく、私は刑罰としての生埋刑とみられるものであつた。ただ古いものであるだけに周辺の状況や類例の分析につき同氏も学会も、この時点では決定的判断は下されなかつた(昭和六二年四月・同学会・於静岡大学)。

インドの上代であるが、悪魔を亡ぼす正義の物語『ラーマヤーナ』(古典劇)と同じ古きの古代法をもつており、火審・水審・秤審・毒審・聖火審・聖穀審・熱油審・抽籤審の八種が法定され、ナーラダ法典などは一〇二条の神判規定をもつてゐる。これほど多様な神判規定をもつことは、ヒンズーの刑法思想の根源に、人間は罪を犯し易い内面的性向があるとし、これを正道に引戻すことが刑罰であると考えるもので、応報を否定する考えに立つ。このため「訴訟の場においての不正および偽りが、それ自体、罪として現世および来世できびしく糾弾されたことも当然のことであつた」(白井・インド一三六頁)と説明されるように、訴訟段階での審問を一層重視、古くから被害者訴追主義に立つ弾劾糾問の審判構造をもつのである。

二 古代の概見と特色

東西相異なる世界の刑罰史の時代区分として、上代と古代の区分、古代と中世との区分を明示することは難かし

いものがある。国情・立法・習俗・文化が歩調を合わせて逐一に変化しないからである。ただ古代は神法時代から俗法時代へとゆるやかな脱皮を試みる時代であるといえる。慣習法が成文法として大きく集大成した隋唐律、その法をほぼ継受したわが国の律令、インドのマヌ法典、フランクのサリカ法典などがその典型である。

(a) 中国についてであるが、上代の末期、春秋戦国の時代を経て、秦の時代に中国は大きく統一され、苛法酷法が余すところなく実施されるという時代を通過している。紀元前二二二年の杭儒、同三三八年の商鞅の車裂もその一例で、このほか「具五刑という入墨鼻そぎをなし、ついで趾を斬り笞殺し、首を梶し、骨肉を塩漬にする惨刑」（田中・世界法史三三一九頁）が行なわれている。

これが漢代に入り、武帝は簡単な「法三章」で臨み、人心収覧を政策的に進め、文帝に至つて肉刑を廃止し笞刑に代え、更始（自新）という恩赦の制度を探り入れることにより、刑罰は寛刑化し、刑罰は新時代を迎えたといえよう。これにより刑罰の中心は髡鉗城且（剃髪し首輪をつけ筑城の労役・辺境の警備にあたる耐刑）・鬼薪（祭祀に供する薪取り）・白粲（祭祀に供する米をより分ける）・隸臣（公私の奴婢）・司冠（馬賊・群盜の警備）といった労役・強制労働へと大きく変化、これを土台に隋唐の代に入り、「笞・杖・徒・流・死」という五刑をもつて刑事法体系を形成するに至つたのである。隋唐律はこれまで存在した輶刑・梶首刑をなくし、死刑は絞・斬の二種と限定し三世紀から一六世紀ごろまでヨーロッパでおこなわれた生埋め、車裂き、斬首、断手もみられぬ法制となつたわけで、この時点では刑罰史として大きく抜きん出たといえる。

(b) 法史からみたわが国の古代であるが、大化改新が中国の律令体制導入の先驅をなし、氏族体制をおびやかす国内的危機感、朝鮮半島での新羅の伸長がもたらす国際的緊張への対応などから、先進大国隋唐律令にみる強力か

つ整然とした中央集権の統一国家をめざした時期である。」の国情から日本律令は近江令・飛鳥淨御原令（天武律令）・大宝律令・養老律令へと編纂作業は続けられ、大宝・養老律令は唐の永徵律令を模範にしたものといわれている（重松・史稿二〇頁）。賊盜律・鬪訟律・断獄律も整然としており、中国の永年の制度・経験が集成された継受法である。断獄律（刑事裁判・訴訟・行刑規定）を執行する獄令も、手続的に妥当であって、例えば笞刑は郡司専決、杖罪以上は郡司が断定（判決文を付す）して身柄を国司に送り、告言によるものは三審させ、察獄の官（取調官・検察官）は五聴（辞・色・氣・耳・目）でもって確かめ、死刑に相当する重罪は枷杻をもつて囚禁、老幼癡疾婦女は散禁（刑具は付着させず拘禁）させ、獄舎修理には臓贋の物を充当させるなどの規定がみられる。日本に移入せられた唐律は、日本風の律令へと若干の修正をみながら定着しており、第六章拘束具・足枷の項に記す「着鉢政」といった執行風景もみられるのである。

(c) ヨーロッパの古代は、ローマ法のゲルマン化といえる傾向が著しく、团体思想はローマ以上に民会・人民法の発達に反映している。ゲルマン社会の上代からの慣行「平和喪失」もこの傾向を促がし、より具体化してエスカレート、ローマ法の影響がとりわけ少ないといわれる西ゲルマン・フランク王国の「サリカ法典」(lex Salica=五世紀) でもその特色をよく示している。

その内容からいえば、ゲルマンの人民法を国王の立法権によつて成文化したものであり、各種の犯罪についてその贖金の額を規定する条文が大部分を占めている。それはフェーデを全面的に禁止するには至らなかつたが、贖金の額を定めることによつて、裁判による和解を強制することを目的としたものである。しかも贖金の三分の

一は「平和金」として国家に帰属するものとするのであるから、その限度においてすでに罰金の性質を有するものとなつてゐるのである。それだけではない。和解を拒否し、又は贖金を支払わないと、平和喪失という結果を招くということが認められるよつになつた。この「第二次的」平和喪失を科することは、国王裁判所の管轄に属し、国王は個々の場合に奴隸の身分におとすとか、追放、没収などを言い渡すこともできた。なお死刑のほか、肉体刑がおこなわれることになり、威嚇的な色彩を強くしたが、同時に私法的な刑法から公法的な刑法への転化がはつきり出てくるのである（小野・思想史六一頁・六二頁）

とことくなつてゐる。フランクの中核を占めてきたサリ族の部族法を古老が採録し、フランク王国を建設したロードウェヒ（Chlowdowech）が若干手を加え集成施行したといわれるこの「サリカ法典」は、実体的にいつて、すでに上代から永く続けられたもので、「平和金」が罰金刑にとどまらず、このようにして死刑・肉刑の多用という方向へと変質・転化してゆくのであり、中世での酷刑を肯定する先行的・潜在的・温床的な思考の有力な発酵母体となつていつたと考えられる。すなわち

「平和喪失は第二の効果として迫害（Acht）をともなつたのであり、そのため平和喪失はアハト刑ともよばれる。後になると平和喪失者は民会において訴えられるようになり、この場合には裁判手続によつて死刑が宣告された」「平和喪失はまた、訴訟契約の締結拒否、召喚拒否、判決の履行誓約拒否等、法の要求を拒否すること（不服従）にたいしても科せられた。これは第二次平和喪失とよばれてゐる。第二次平和喪失は中世にいたつて

も、不服従手続で科せられるアハト刑、予備的追放や帝国アハト刑の形で存続した」（林毅・西洋法史学六）一頁）

と説明されるのである。平和喪失の重点がアハト法（Acht・迫害法・法外法）という用語に置きかえられることにより、犯罪に対する組織的・全体的な人民の反撃・復讐という意味が明確になつてくる。最も直接的な「現行犯に対する復讐はゲルマン人の法感情に深く根をおろしていた」（ミッタイス・世良法制史一五三頁）といわれる説明をもつて、最も端的に理解される。ただ、こうした「サリカ法典」が意外にも、主としておこなわれた地方はのちのフランスの地方である（ミッタイス・世良法制史一四三頁）と説明されるに及び、ゲルマン民族の大移動期（紀元四〇〇～七〇〇年）を経てフランスの法がドイツ、フランスの双方に継受されたことを改めて学ぶのである。

ドバー海峡をへだてたイギリスの古代法であるが、大陸から渡来してきたゲルマン法の亜流とは必ずしも云い難く、アングロ・サクソン法といえるひとつの法系を見出だすことができるようと思われる。古くアングロ・サクソン時代には試罪法（trial by ovdeal）といって冷水神判・熱湯神判・熱鉄審判という拷問がすでにあり、僧侶には「ひとつち神判」といつて、一オ ns のパンまたはチーズの一片中に羽毛などを忍ばせて、これを咳をせずに燕下すれば有利な神判を得るとか、聖餅を噛まずに燕下すれば無罪と認められるという。こうした聖職者による神判は一二一五年の第四回ラテラノ公会議でようやく廃止となつている。ただノルマンディーの決闘裁判（trial by battle）は依然として認められている。

このアングロ・サクソン期では、窃盜とりわけ農業家畜窃盜と奴隸窃盜が頻発、「甚しく重大な犯罪とされ、その処罰の厳格さは大陸諸法に其例をみない」（刑罰と國家権力四〇四～四二四頁・林深山稿）といわれ、專制領主によ

つて死刑に処されている。いつぱう、じょうした動向への批判は次第に高まっており、ソノヤで大きな改革を見るのが、一二一五年六月一五日、英國王ジョンが大憲章マグナ・カルタ (Magna Carta) に署名、裁判も判決もない刑罰の執行・略式裁判、いわゆるジョドバーグ式裁判 (Jodburgh Justice) が国民の要求により廃止されている。早くもこの時期において罪法定主義の淵源をみるもので、大きな刑罰史上的成果であった。

三 中世の概見と特色

(a) 中国では、徒刑を主流とした唐代と異なり、宋代では徒刑は衰退、杖刑・偏配・死刑が主流となつてゆく。金・元代では杖刑と死刑が主流で、流徒刑は遊牧民族としてなじまぬものであつた。明代においては洪武三〇年(一三九七)、太祖により『大明律』の完成をみていく。これは基本的な五刑のほか、提牢庁管下の永牢に類似した制度や、軽犯者への屯田方式による充軍の制があり、徒刑は主として製塩・製鉄に充てたことも特色である。軽罪として枷号・鎖帶鐵桿・鎖帶石桿といわれる刑罰もみられる。この時代で注目される極刑は、五代・遼・宋の代にもみられたといわれるが、主として元・明代から次の清代にかけて大逆罪・親殺しに科した「凌遲処死」という、ゆつくりと身体の肉を切り刻み、喉を切るという惨刑をみたことである(第一章死刑・凌遲処死の項参照)。これは西洋の皮剥ぎ刑に類似するが、その名のごとく苦痛の時間をあえて引伸ばす、世界の刑罰類型の中でも最も残酷な流血刑の一つに数えられる刑で、肉刑と死刑を併科したものである。このほか、遼・金・元・明から次の清代に至るまで続いた「刺字」という刑があり、これは腕や顔に罪人としての目印をつけた入墨で、中世から近世にかけてなされた特色ある刑罰である。

(b) わが国の中世は武士が幕府という中央政権・軍事政権をうち立て、刑罰は成敗という用語で示されるように威圧的で、喧嘩両成敗・父子敵対・死骸敵対といった武断的・封建的主従の考えに立つことが道理とされた。したがって王朝時代・律令時代の徒刑は大きくなつたれ、斬刑・流刑といった即戦即決的な刑が中心となつてゐる。『吾妻鏡』にも盜賊・疾病・飢饉を三災と記しており、盜賊は夜討・強盗・放火・山賊・海賊・引剥（追剥）と悪質な罪名が連ねられている。これに対し私刑を主とした断手・断指がみられてゐる。諸悪の根源といわれた博奕も流行、これら犯罪に対しても断指の私刑がみられている。

室町時代の頭初は、中国で大明律ができ、室町中期ではヨーロッパにおいてカロリーナ刑法典が酷刑を下してゐる時期であるが、わが国でも応仁の乱から戦国時代へと移行するにしたがい釜煮・牛裂・串刺・鋸引・逆磔などの惨刑（私刑）がなされている。

(c) ヨーロッパの中世をみると、ゲルマン民族の大移動が八世紀にはば終わつてはいるが、ゲルマン固有の古法は大移動をしても厳然として存在、サリカ法典にある婦人の指に触れた場合は一五シリング（等価物として馬と雄牛各一等）の科料といった贖罪金での贖いの慣習は法として生きていた。十三世紀のはじめ、北ドイツ・ザックセンの騎士アイケが集録・編集した絵解き法書『ザクセンシュピーゲル』（Sachsenスピーゲル＝ザクセンの鏡）は、当時に至るザクセンの部族法を申し出すという趣旨の書であり、その後、フランス、スイス等でも翻訳・復刻され、広く知られた貴重な参考法書である（ミッタイス・世良法制史的四一四頁）。民衆に解り易いピノキオ風の童画といえる法律の絵解き解説書である。これをみると、つぎのような事柄が書かれている。

- ローマ教皇(左)と皇帝(右)、即ち聖職と世俗の裁判（権所持）者は仲よく隣り合って高低無しに座し、手には支配者としての権威の象徴である曲柄杖（教皇の教権）及び両刃の剣（皇帝の皇権）を携えている（ラント法、第三章第六三三条規則）。

- 左は逃避中の犯行者が追跡者に殺害される場面であり、右には、宣誓補助人により追跡者の行為が平和を乱した犯行者に対する報復である事が証拠立てられ、追跡者の合法性並びに無罪が要求される（ラント法、第二章第六九条規則）。

- 自身の罪科のために流浪の身にある者が宿に泊まり、接待を受ける左、右は、宿の主人が「匿った者が罪科者とは知らなかつた」と裁判官の前で保証宣誓によつて強調する場面であり、（共犯者の罪から開放され）罰金の科料には至らない（ラント法、第三章第二三三条規則）。

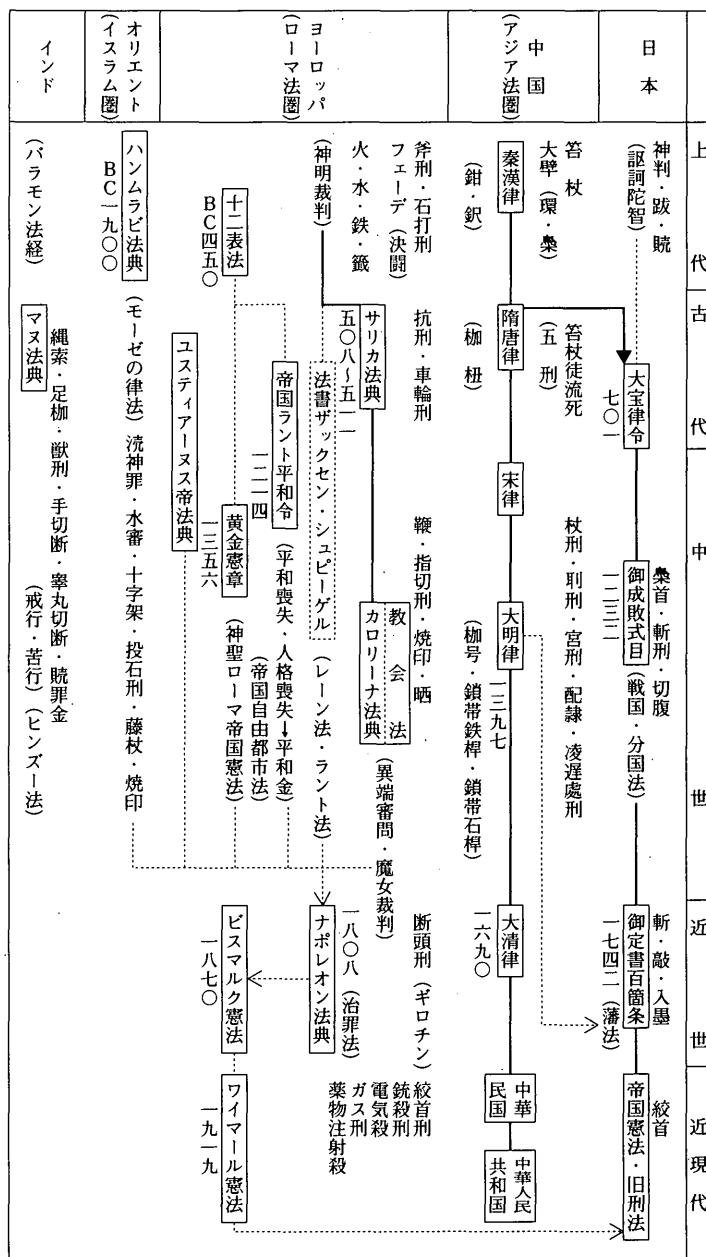
- 左は、レーン法廷の裁判官として表された領主と、領主の前に膝まずいて忠誠を誓う土地所有者である（レーン法、第三章）。

- これは冷水による神明裁判の執行であり、被疑者が水桶に入れられ、その胸には引き上げによつて溺死を防ぐ縄が巻き付けられている。（ラント法、第三章第二二条規則）。

- 左、強姦犯罪の後は、それが行われた家の取壊しだけではなく、その時付近にいた家畜類もそれらの生命が絶たるべきである（ラント法、第三章、第一条規則）。

- 精神病者は処罰されない。左から二人目の鈴や小鐘で金ピカに身を飾った精神異常者が、たとえ他人に障害

世界の時代別「刑典・刑種・拷問具・拘束具」系統図



を与えたとしても罰せられず、それに代わって後見が責任を負う。右は後見が或る騎士に損害賠償金を払う場面である（ラント法、第三章第三条規則）

○ 右の絵の鞭打ち刑用の柱に結わえられた妊婦に對しては、皮髪（ハウト・ウント・ハール）刑以上の苛酷な刑罰は科されてはならない（ラント法 第三章第三条規則）。

（Bilder aus dem Kriminalmuseum 18P～29P）

この絵解き法書をみると、ラント法（地方領内治安法）、レーン法（封建体制主従法）の一いつの主軸をなす法の上に教皇と皇帝が君臨、平和のための秩序、封建体制の礼節、訴訟手続、罰金、時効のほか、農奴制、離婚・相続、馬購入時の証人と現金払、野性動物の管理、豚小屋・便所・パン焼窯との隣家との境界巨離といった建築基準に至るまで、民事・刑事にわたるこまかなか規則のあつたことが知られる。

ゲルマン民族の大移動後の紀元九六二年、オットー一世により「神聖ローマ帝国」が樹立されているが、大移動はローマ帝国内への侵入であり、戦いであり、犯罪の増加であり、キリスト教の影響下、新しい王制を求めた経緯のもとに成るものである。このため

シュタウフェン家王朝の終わる一二五〇年から一二七三年にかけて、帝国内は大きな混乱をみることになり（大空位時代）、窃盗や私闘を好む盜賊騎士達が横行し、その他、主なしの傭兵からなる流浪の民、大道商人に铸掛屋、野蛮と化した巡礼者に学徒、追放されたユダヤ人にジプシーの群れなどによつて、まさしく国難となり、

その上、危険な犯罪常習化の培養土が形成されてもいた (Bilder dus dem Kriminalmuseum 10P.)

という後遺症・慢性的な治安の悪化をみるのである。先掲「絵解き法書」に、訴訟手続として領主裁判法廷での審員の同席、立証者が宣誓補助人を従えての物証提出、未成年者の殺人へは後見人の殺人賠償金の支払、流浪者・犯人の隠匿などが詳しくみられるのも、ハーリヒアント法(ラント平和令)によるものであり、のちにシラー(Friedrich von Schiller 一七五九—一八〇五)が描く犯罪小説『群盜』『犯罪人』(原題は汚名をさせられた末の犯罪人—ひとつも実話)は、運命との格闘、二元において対立する魂の問題を描き、この時代の実話を題材としたとみられるものである。

ここで、かつての平和喪失者への贖罪金ではなくされず、積極的な肉刑(死刑)適用へと大きく変化するのは、キリスト教会の宗教裁判権の強化、ラント平和令での風俗取締の強化、自由人への適用拡大といった新情勢である。すなわち

「贖罪金や人命金に代わって死刑(「首手刑」)が現われ、しかもこの死刑はザクセン・シュピーゲルでもなお身請金を支払って免除されたのであるが、この身請可能性が認められなくなつた。このような変化は、ラント平和令が非自由人刑法を自由人にも拡張し、かつ現行犯の手続を非現行犯に対して一般化したという事情によつて説明されうる」(ニッカイス・世良法史四二四頁)

「今やラント平和にとつて重大な問題になつてきたのは、犯罪を現実に处罚する」とだつたからであ

る。特にこの当時、常習犯（流浪民、社会的零落民、「武装徒党」“gartende Knechte”、盜賊騎士等）ところ犯罪人の新しい型が形成され始めているのであってみれば、なおさらのことであった。ラント平和令は、身請不能の身体刑を科しうるよつてに現行犯の概念を拡張し、しばしば現行ところ標識を完全に無視してしまつた。これによつて「わば古ケルマンの諸觀念が再び發現する」とになつたわけであり、刑法はその本来の目的を自覺して「再び刑事化され」、昔の人民司法が復活したのである」（ミッタイス・世良法制史二八八頁）

ところとく死刑のほか、手・指の切断刑、晒などの名誉刑が安易かつ多彩に用いられる傾向をたどり、一四世紀からは公開裁判・公開処刑の風潮を強めてゆく。こうした折、一五世紀のフランケン地方のベンベルク裁判所では不統一な刑事訴訟手続の標準化が試みられ、「ベンベルク刑事裁判令」（一五〇七）なるものを整えてくることには、評価すべきものであるが、この手続法を基礎に、模範として『カロリーナ刑法典』（Constitutio Criminalis Carolinae-C. C. C.）一一九条が一五三三年に集大成されるのである。正式にいえば神聖ローマ帝国皇帝カール五世（Karls V）の帝国法で、刑事訴訟規定を中心とした統一刑法典である。この法典の刑法部分の特色は、

中世刑法の結果責任を捨ててゐる。故意（dolus）が完全刑罰（Vollstrafe正規の刑罰）の前提条件とされたのである。過失、未遂等々はより軽い（poena extreordinaria非正規の刑罰）を科すことを正当化する。このpoena extra ordinariaは、完全な証明がおこなわれない場合（徵憑證明 Indizienbeweis）にも、嫌疑刑Verdachtsstrafeとして適用された。裁量罰Ermessensstrafe（poena arbitaria）もあわぬしばしば科せられた

が、これは poena extraordinaria よりは軽いものであった。直接に適用しうるような刑罰規範が欠けていた場合、この裁量罰によつて刑事立法の欠缺が埋められたわけである。逆に、刑罰を加重するといふことも許されていた（ミツタイス・世良法制史四九九頁）

というものである。故意および完全な証明とは、自白を重視し、自白を前提とし、本人自身の口から出る言葉ほど真実はないという考え方によるものである。十三世紀から拷問はみられていて、この法典以降、市参事会のこの面への無造作な発言・関与も著しく、法典の裏付けと共に拷問は急増、しかも死刑と区別もつかぬ残酷な拷問がなされてゆくのである。特に一五世紀から一七世紀にわたる異端審問・魔女裁判では、火刑のほか指や片手切断、舌抜き、耳鼻そぎ、両眼ぬき、去勢など、狂氣の拷問をおこなう拷問の典拠ともなり、“窮屈のアハト刑復活”“拷問法典の到来”ともいえる悪名高い法典として歴史に名を残すことになる。ただこの法典は、法史からいえば、一面、皮肉ではあるが正義と公益の理念から刑事刑と民事刑をはつきりと区別、公権力による刑罰という制度、考え方を示したものとして評価され、近世に及んでも絶対主義時代の刑法典として権威的に位置づけられるのである。

また、異端裁判、魔女狩りは、一四世紀から一七世紀にわたる長い期間つづけられたものであるが、自由帝国都市ケルンでは一四八七年、ドミニコ会修道士シュブレンガーとインステットリス共著の『魔女の趙』という魔女の身体検査法とでも云える、あるいは、その特徴・発見法から拷問の仕方などを記す魔女糾問の教科書なるものを発刊、各地で集団火刑が熱狂的に執行されている。しかし、これも地域差があり、同じ地元のケルンでは

「バンベルク、ヴェルツブルク、更にはトリアー等の都市が、特に大量の魔女狩りが行われた所として有名であるのに対し、ケルンは逆に、魔女狩りが少なかつた都市の一つに数えられている」（林毅・ドイツ中世自治都市二三〇頁）

「十七世紀になると魔女迫害の件数が増加し、特に一六一七年から一六三〇年にかけて四年間には、二四名という（魔女狩りが荒れ狂つた他都市の場合と比較すれば少ない数であるが）ケルンにおいては大量の犠牲者が魔女裁判に基づいて処刑されていることである」（林毅・ドイツ中世自治都市二三八頁）

「（無実を訴える都市貴族・元郵便局長職の家系の女性カタリヤが）手押車に乗せられて市外の処刑場まで連行され、刑吏の手によって絞首された上で火刑に処せられた」（林毅・ドイツ中世自治都市二四二頁）

という魔女裁判に対しては、それでも他と比べれば比較的冷静な対応の史実が伝えられている。

その理由は、ケルン市参事会で魔女裁判の予審がなされたこと、市民上層部が理性的で魔女妄想を醒めた目で批判的であり、市民も非協力的であつたことによるといわれる（林毅・ドイツ中世自治都市二四三頁）。また私見を加えるとすれば絞首のうえ火刑という苦痛と残虐さを若干緩和した措置をみることも注目されることである。この措置は十八世紀になつて採られるもので、その先駆といえるものである。

四 近世の概観と特色

(a) 中国の近世といえば清朝の代を中心に概観することになるが、隋唐時代に笞杖徒流死の五刑が刑罰の体系と

して定立したものは、消長はあるものの、流徒刑を中心に五代・遼・宋・明から清朝へと継承せられている。刑の決定権は「笞杖枷号の刑の決定権のみが州県に与えられ、一般的の徒刑は督撫に、人命事案の徒刑および流・軍・遣の刑は刑部に、そして死刑は皇帝に、それぞれ決定権が留保されていた」（刑罰と國家権力二四〇頁・滋賀秀三稿）このようにして、清朝の刑は軽い順から笞・枷号・徒・流・充軍・発遣・死刑の八種である。死刑は斬・絞・凌遲死の三種であつて絞より斬の方が重刑である。絞は西洋のいわゆる首をつるすのではなく、『金山縣保甲章程』の処刑図や『大清刑律圖說』挿図でみるようすに、罪人を地上に立てられた坑状の棒の根元に坐らせ、棒に取りつけた横木に両手を水平に括げさせて張付け、二人の刑執行人が背後から首に縄を巻き、縄と首の間にやや細いテコ棒を差込んで、その棒で縄をしぼるごとく巻き絞め殺すのである。いわゆる縛殺である。沈家本ではこれを指し「今

の絞刑は古のいわゆる摺である」（仁井田・法制史研究一二一頁）と説明している。

五代から明朝につづく凌遲死は清朝になつても存続している（前記中世参照）

これは俗に悶とか剣とかいい、肉をそぐことから一に柳葉悶ともいい、この刑には埋葬禁止が附加された。かくてこの受刑者は、案することなき「永遠の亡者」とならざるを得ない。それは大逆罪とか親殺し等に科するのである。元代の戯曲の内で最大の悲劇といわれる竇娥冤雜劇には、父を殺してその罪を竇娥になすりつけた張驥兒が「剣刀一百二十刀處死」とて、百二十刀斬りにきりきざまれる條がある。明萬曆忠義水滸傳には王慶が三叉につるし上げられ、凌遲刀で肉をそがれている図がのつている（仁井田・中国法制史八六頁）

と説明され、「島刀」「凌遲刀」の恐怖と惨刑の実情を伝えている。

清朝の徒刑は、明代以降、雲南省の製塩や鉛の精錬などに充て、他は駅遞人夫に使用されていた。雍正三年（一七二五）に「徒五等、本省の駅遞に発す」と改正したのはその実態に法を合わせたものであった（莊子・大塚・平松・理論と現実一〇六頁・滋賀秀三稿）。しかし清朝の徒刑は、流刑・充軍・発遣といったものと実態的に類似しており、その区別にはこれまでの概念と異なるものもあり、若干の説明を要するところである。それには、つぎのような文献がみられている。

「徒は、一定年数（一年より半年きざみに三年まで）駅遞に配して労役に服せしめる、というのが法の建前で
あるが、駅に配することは空文と化し、実際上は一省内における有期追放にほかならない（刑罰と國家権力二八
二頁・滋賀秀三稿）。

「宋代の刺字の規定によると、刺字の大きさがきめられ、場合によつては、二分以上の大さとすることがで
きず、沙門島（山東蓬萊縣の北海中の島）へ流配されるような場合は七分の大きさとせられる。強盜を犯して死刑
が赦され軍に配されるときは「強盜」の文字を顔に入墨せられる。清代でも流配地名や犯罪の種別が漢文と満文
とで顔に入墨された。水滸傳によると入墨は入墨師（文墨匠人・文筆匠）によって行われたが、受刑者の怨みを
おそれ刺字を加えるということを「金印」を押すといった。水滸伝などには凌遲處死とか流刑・充軍などに併科
された刺字もしばしば出ている」（仁井田・中國法制史八七頁）。

「流（二千里・二千五百里・三千里）と充軍（付近（二千里）・近辺二千五百里・辺遠（三千里）・極遠（四千里）・

煙瘴) とは、ともに他省への終身追放。充軍は、明代には、兵籍に編入して荒蕪地に屯せしめる意味をもつたが、清朝では、流と実質上異らない。ただ烟瘴充軍は、雲南・貴州・廣東・廣西四省内における特に風土の悪い州県を指定されるという意味をもつ。以上、有期無期の被追放者は、指定された土地を離れることを禁ぜられる(逃げて捕えられれば重く罰せられる)のみで、身柄の拘束を受けない。自活しうる者は自活し、困る者は官庁の雜役をつとめて日を過す。発遣は滿州北部や新疆など外地への終身追放。顔に罪名と発遣地を入れ墨し、当地の開墾に当らしめる。重きものは当地の旗人に与えて奴とする。」(刑罰と國家権力二八三頁・滋賀秀三稿)。

(b) わが国の近世、江戸幕府初期においては、戦国の余燼が根強くのこされており、浪人の辻斬りといつた狼藉のほか、切支丹弾圧の国是に立つ集團火刑・俵責め・踏絵がみられ、のちには隠れ切支丹への類族改がなされてゆく。しかし正保二年(一六四五)、慘刑で知られた加賀藩に前田綱紀(松雲公)が就封することにより、前代までの火烙り・牛裂き・鋸引・吊り胴・生胴・引張り切り・生袈裟などの刑のうち、火烙り・牛裂き・鋸引などを廃し、庶民への刑は磔・梶首・生胴切・禁牢・手錠・預け・追込み・徘徊留めの刑に改めている。これでも酷刑を省く一つの寛刑化である。しかし加賀藩は寛文五年(一六六五)、密通女を藩独自の刑である生釣胴の惨刑に処しており、一進一退がみられている。

熊本藩でも延宝八年(一六八〇)百姓の年貢未進には永牢・脛狭み・簗巻・棒縛り・手沓をはめるなどの拷問・仕置きがなされ、貞享四年(一六八七)幕府は「生類燐みの令」という時代錯誤の布令が出され、犬より人権が軽んじられるという奇態な一時代をも経るのである。

こうして寛保二年（一七四二）、江戸に幕府が開かれてより実に一三九年目に幕府の統一的な公式法典「公事方御定書」が制定されている。刑罰規定はこの下巻、通称「御定書百箇条」に記すもので、正刑（庶民への一般適用刑）は死刑（下手人・死罪・火罪・獄門・磔・鋸引）、遠島、追放、敲、押込、呵責。閻刑は身分別の刑で、士族（閉門・蟄居・預・永預・改易・切腹・斬刑）、僧侶・神官（晒・追院・退院・一派構・一宗構）、庶人（過料・閉戸・手鎖）、婦人（剃髪・奴）という区分のもと適用されている。御定書によれば主殺し・附火・不義密通・閑所破りは死罪、被害額により十両以上の盜みは死罪といった罰条をみる。拷問についても、叩き責め・吊るし責め・駿河間に海老責・石抱などがあり、自白を得られない場合でも犯罪の証拠が明らかな場合は、口書なしの「察度詰」という認定でもつて、犯罪事実の確定をすることにつながっている（重松・稿要二三四頁）。

肉刑（身体刑）であるが、幕府は宝永六年（一七〇九）一二月、耳鼻そぎの刑を廃止（古事類苑）、よって御定書にはみられないものの、御定書以前の江戸初期、土佐藩で慶長一七年（一六二二）、欠落・出奔について「両耳鼻そぎの仕置」が、秋田藩では慶長一八年（一六二三）と翌年にかけての記録では院内銀山での成敗に片小鬚剃・朱塗り山中引廻し、耳鼻そぎ・指切落しをなしたことが知られ（梅津政景日記）の院内銀山寵者成敗人帳）、備前岡山藩では承応三年（一六五四）江戸藩邸詰の若党を博奕の科で指切りに処し、同明暦二年（一六五六）には、百姓を傷つけた家臣の槍持ちを両耳切りの国払いとするなど、同様事例が諸々にみられる。

御定書制定以降は、肉刑事例は影をひそめる傾向にあるが、寛政一年（一七九〇）高鍋藩では藩の法定刑場“耳切原”で「片耳切落仕置」（高鍋藩御仕置年代記事）、寛政八年（一七九六）には大洲藩で馬盗人に焼印刑を（重松一義「伊豫大洲藩獄門控考」中央学院大学総合科学研究所・研究年報三号・平成二年）、龜山藩では寛政一〇年（一七九八）

焼印を廃止し入墨に改めており（議定書）、高鍋藩は嘉永六年（一八五八）にも、最後は明治三年（一八七〇）にも焼刑を見るなど（高鍋藩御仕置年代記事）、主として西国での小藩・支藩に肉刑がなお残存し散見されている。

徒刑に附加される入墨刑は明律（刺字）の影響により、こうした知識は早くも江戸初期の慶安四年（一六五一）、中国の名裁判物語『裳陰比事』が翻訳されて市中に流布される頃から次第に知られてゆく。享保六年（一七二一）仙台藩士で儒学者の蘆野徳林（蘆東山）が幕儒室鳩巣より中国の刑律・判例集『無刑錄』の注解を託され、刑罰に教化的要素をもつこの大著十八巻がのちに完成。刑罰運用の参考とされるのであり、また享保七年（一七二二）、室鳩巣は萩生徂来に中国明代の德目を記す『六諭衍義』を和訳させている。この書は翌年、將軍吉宗の命により抜名書きの『六諭衍義大意』と題し、江戸市中の手習師匠の手本とされ、江戸市民に幼時より法令・道徳になじませようとするなどしており、つづく享保一年（一七二六）、徂来の『明律国字解』は広く一般的に読まれ（重松・刑罰史年表八四頁）、中国明代の刑罰知識や刑罰の運用術などが知られてゆくのである。

このような明律の影響は、法制的にみて、江戸初期の対島藩「奴刑」の採用にはじまり、宝暦四年（一七五四）に制定された熊本藩の『刑法草書』は、「唐處三代以来刑法ありて聖人の最も重んずる所なり」と、萩生徂来の論に立つ引用と発想の系譜に立つものである（重松・刑罰史年表六七頁・八七頁）。これは

徒刑は笞六十徒一年・笞七十徒一年半・笞八十徒一年・笞九十徒二年半・笞百徒三年・刺墨笞百徒三年・額刺墨笞百徒三年・額刺墨笞百徒三年・額刺墨笞百雜戸の八等で、明律の徒五等、流三等と対応する。実務上は刺墨は入墨、徒刑は眉なしと日本風にも呼び、「額に入墨、笞百、三年眉なし」等と称する。徒刑者は眉を取り、前髪を立て、牢とも呼ぶ

ばれた施設に収容し、官の土木工事に使うほか、普請場と称する工房で細工をさせ、また家中や町方郷中に人夫として使役させた（莊子・大塚・平松・理論と現実五六頁、平松義郎稿）

と説明されているごとくである。龜岡藩も寛政元年（一七八九）領中刑律として「議定書」を定め、藩法にない片鬢・片眉剃・永牢を藩刑として採っている。また寛政二年（一七九〇）江戸・石川島に人足寄場が設けられているが、火附盜賊改長谷川平蔵の献策である第二上申書に、人足検束の方法として、逃亡を思いとどませる方法として、耳輪・首かせの施用やむなしとする意見がみられている。それは「環之跡残り候節ハ、生害迷惑可レ仕儀」（環の跡がのこれば生涯迷惑する）とか、「左右首かせ之儀、首かせと唱不レ申、目印と号よひ候方可レ然奉レ存候」（首かせといわす目印を呼ぶ）とか、「先日申上候書面之首かせ之儀申上候は、是ハ手首ニても可レ然奉レ存候得共、出奔仕候手首ニテハ覆隠し候便可レ有_レ御座_カ」（手首に付着させることもいかと思われるが逃亡時に覆い隠すには便利で、逆つて不都合かと思われ）との具体的意見がみられ注目される。これも知識としての明律の刑具を踏まえたものと考えられる。逃亡防止上、首かせ採用もやむを得ないが、なるべく目立たぬよう、更生後に傷跡などがのこらぬようといった苦渋にみちた表現が言葉の端々にみられ、これが長谷川平蔵の本意であったと思われる（重松一義「人足寄場の創設と運営の史的実態」中央学院大学法学論叢第十卷三号五五頁）。しかし、この意見は幕閣で採用されなかつた。その理由は明らかでないが、幕府の定法「公事方御定書」との齟合性がないこと、王朝時代に先例はあるものの、すでに日本風の伝統習俗や処罰になじめぬ奇態なものと判断されたことなどがその理由と考えられる。

これにつづき、寛政八年（一七九六）、会津藩家老田中三郎兵衛玄宰は、熊本藩に倣い明律の刑法典「刑則」を

定め、追放刑に換え徒刑を採用している（重松・刑罰史年表九三頁）。これは

半年・一年・一年半・二年・二年半の徒刑五等と、肩入墨徒二年半・額入墨徒二年半・耳鍛徒二年半・鼻鍛徒三年の肉刑四等が実質上の徒刑で明律の徒・流刑に当る。徒小屋に収容して藁細工をさせ、家中の武士の希望により木割、土木等の使役に出し、賃金を給して出所時に下付したと伝える（莊子・大塚・平松・理論と現実五六頁・平松義郎稿）

ということである。腕ではなく肩入墨という位置についての配慮は評価できるが、耳鼻きりの採用をこの段階で明律に倣つた点は見落せないことがある。さらに享和年中（一八〇一～一八〇三）、こんどは水戸藩において、明の駆逐制に倣い賭博犯など軽罪人を駅場人夫に使役している。この水戸藩は明末の遺臣である朱舜水（一六〇〇～一六八二）を百年以前に亡命儒学者として招いており、こうした知識が早くから伝わっていたものと思われる。しかし、この制度はわずか三年しか行なわれなかつたものである。その後、天保九年（一八三八）明律に倣う徒刑が採られている（行刑史稿九九五頁～一〇〇〇頁）。このほか明律の影響あるものとして弘前藩（津軽藩「寛政律」、行刑史稿九八九頁、「文化律」）、新発田藩（「新律」、天保年間・越後新発田藩翻刻「明史稿」）、宇和島藩（天保九年「刑罰綱」）などがみられるのである。

(c) ヨーロッパの近世を見る場合、中世末から次第に冷却し終息してゆく異端審問・魔女裁判への反省は、刑事訴訟、特に告発手続の改善、罪体（事実の眞相）の確認、拷問への厳しい批判となつており、

裁判所実務を通じてカロリナの刑種が漸次的に緩和、変更されたことにある。即ち死刑の範囲はしだいに制限され、加重死刑や不具刑はしだいに縮小廃止され（一八世紀には車輪、溺、焚の加重刑は被処刑者の死亡後執行される。引裂と曳摺は存続する。眼、耳、舌、指の切斷はすでに不使用で、手切斷もまれとなる）、笞刑は一八世紀には例外となり、ラント追放は一七世紀以来非難されるべきものとなる（莊子・大塚・平松理論と現実一三五頁）。」の結果、

「拷問の廃止は一七四〇年、プロイセンで、一七六七年にはバーデンで、クールザクセンとメクレンブルクでは一七七〇年に、クールプファルツでは一七七九年になされている」（ミッタイス・世良法制史五〇二頁）

という成果となつていて。しかし、一七八九年のフランス革命の嵐では、魔女裁判の再現を思わせる新改良断頭機械「ギロチン」での流血がその大きな犠牲のうえに自由・平等をもたらすのであつた。

ただしかし、表面に浮き出た荒れ狂う魔女裁判の死刑・肉刑のみに眼を奪われるのでなく、フランス革命前後の罪囚の扱われている実情に眼をやる場合、まるで時間が止まつてゐるが如く中世同然、政治犯の古塔城塞拘禁、一般庶民の市役所地下牢にみる繫獄の惨状は死刑・肉刑に等しく、なお悲惨なものであつたことに気付くのである。一四世紀以降からおこなわれる終身拘禁刑（Das ewige Gefanfis）、ニーハーンベルグ（Nürburg）で一五七七年からおこなわれている鉄鎖拘禁刑（Springerstrafe）もその例であり、「監獄の悪臭一牢獄の汚穢（Squalor Carceris）」は犯罪人を威嚇したり、或いは白状させたりする為に用いられていた多くの拷問手段の一つであった」（パウル・

ボーリツツ『刑罰と犯罪』四頁)と一六世紀中頃の惨状を伝えている。この面からの啓蒙と改良運動の旗手となつたのが『犯罪と刑罰』の著者ベツカリーアであり、『監獄事情』の著者ジョン・ハワードである。

五 近・現代の概見と特色

(a) 中国の刑事法制は清朝末期に至り康有為などを中心「戊戌変法自疆」(一八九八)という立法の刷新運動のもと、思いきった一大転換がなされている。まず光緒三一年(一九〇五)に笞杖刑を罰金刑に改め、その後『大清律例』と付属法の『刑部則例』の部分的改訂をおこないながら、『大清現行律例』で残酷であった凌遲処刑も刺字(入墨刑)も廃止している。これは大英断であり、刑罰の新体系は死刑(絞首)・遺刑(流刑)・拘役(徒刑)・拘留(拘刑)・罰金刑・徒刑(褫奪公權・没収)の六種となつてゐる。仁井田博士はこの改革を

笞杖を削除しながら五刑の体系を維持するあたりは伝統への執着を思わせるが、二千年以上に亘つて行われた中國旧来の刑種、笞・杖・黥の三つまでをかなぐり棄てて新時代的要求に応じようとしている進取さは、中國旧式法典の最後をかざるものであつた。それは日本旧刑法および同現行刑法草案を参考とし、したがつてフランスおよびドイツ刑法を間接的に参考としたものであつた(仁井田・法制史研究一三〇頁)

と感慨深く評している。この改革過程にあつて、光緒二八年(一九〇二)各省の監獄を「罪犯習芸所」と改め、近代的懲役刑を発足させており、中華民国一七年(一九二八)に「中華民国刑法典」が制定され、わが国とほぼ変わ

りない刑罰体系となつてゐる。戦後の中華人民共和国の体制においては「労働改造條例」（一九五四）が制定され、一九七九年七月一日、第五期全国人民代表大会第二回会議で「中华人民共和国刑法」（中華人民共和国刑法）が採択され、同年七月六日、全国人民代表大会常務委員会委員長第五号命令によつて公布、一九八〇年一月一日から施行されている。しかし、その後、経済に重大な破壊を与える悪質な密輸・闊送金・暴利をむさぼる空売買・貴重な文物を盗み売りとばす行為・賄賂の強要牧受等を取締る必要から、つぎのよつた犯罪は刑法で定める最高刑以上の刑ないし、死刑に処すことができる」とされた。

1. 不良者・犯罪者集団の主謀者または兇器を持ちながら犯罪活動を行つて、情状の重い者、または悪質な犯罪活動を行つて、特に重大な危害を与えた者。
2. 故意に他人の身体を傷害し、その被害者に重傷または死亡を招ねいて、情状の悪質な者、または犯罪者に對し、告訴・告発・逮捕するかまたは犯罪行為に対し、制止する職権を持つ国家公務員及び国民に暴行・傷害を与える者。
3. 人身を拐取・売買する集団の主謀者または人身を拐取・売買し、情状の特に重い者。
4. 銃器・弾薬・爆発物を不法に製造・売買・運送・窃盜・強奪し、情状の特に重い者または重大な結果をもたらす者。
5. 反動的な教義を組織し、封建的迷信を利用して、反革命運動を行つて、社会治安に重大な危害を与えた者。

6. 婦女を誘惑・収容・脅迫し売春させ、情状の特に重い者（江英居・中国刑法二三六頁）
その原文と訳文はつきのとおりである。

第五節 死刑

或人宣刑的死
者民死告犯死
核法刑缓期罪死
准院除分只
核依二子如适
准法于用是罪
死由果不是必
刑最行大恶
缓期行必须立
期执即极的
的判行犯
可决以行
以的观行
由以后分
高外效可子
级都对
人庄判于
民当处应
法报死当
院清刑判
判最同处
决高时死

第五節 死刑

第四十三条 死刑は極めて凶惡な犯罪者だけに適用される。死刑の判決を言い渡さなければならない犯罪者には、必ずしも直ちに刑を執行する必要のない者である場合には、死刑の判決を言い渡すと同時に刑の執行猶予二年を宣告することができ、労働改造を行い、その後の効果を観察する。

死刑は法律によつて最高人民裁判所が判決を言い渡す以外は、すべて最高人民裁判所に報告してその認可を得なければならぬ。執行猶予付き死刑は、高等人民裁判所が判決を言い渡すかまたはそれを認可することができる。

第四十四条 犯罪の時 候 不 满 十 八 歳 的 人 和 审判的 时 候 怀孕的 妇女
不 适 用 死刑。已 满 十 六 歲 不 满 十 八 歲 的 如 果 所 犯 罪 行 特 別
重 可 以 判 处 死刑 缓期二年 执行行。

第四十四条 犯罪の時に一八歳未満の者及び裁判の時に妊娠している婦女には、死刑を適用しない。満十六歳以上十八歳未満の者が、特に重大な罪を犯した場合は、死刑執行猶予二年の判決を言い渡すことができる。

第四十五条 死刑用槍決的方法执行行。

第四十五条 死刑は銃殺の方法によつて執行する。

第四十六条 判刑の執行的、在死刑緩期執行期間、如果確有悔改並有立功表彰者現满以候、減为有期徒刑。如果确有立功表彰者准拒改行造情节恶劣、查证属实的、由最高人民法院裁定或改判死刑。

第四十六条 執行猶予付き死刑の判決を言い渡された者が、死刑の執行猶予期間中に、確実に改悛した場合は、二年間満了後、無期懲役に減刑する。確実に改悛し、さらに功績を立てた場合は、二年間満了後、十五年以上二十年以下の有期懲役に減刑する。労働改造を拒絶し、情状が惡質であることが調査で立証された場合は、最高人民裁判所が裁定または認可をして、死刑を執行する。

(江英居・中国刑法五六頁～六一頁)

(b) 日本の近代は明治維新の王政復古という理念のもとに、体制が整えられようとしたため、王朝時代の養老律、明・清律、旧幕の公事方御定書に倣う暫定試法『仮刑律』の編纂から出発、明治元年（一八六二）太政官布達でもつて四刑各三等の刑を公布している。

四刑とは死刑（絞首・剝首・梶首）、流刑（三年・五年・七年、蝦夷島に流配）、徒刑（一年・一年半・三年、一切賤役

辛苦の事に使役) という体系で、死刑の勅裁、窃盗罪の死刑停止、火刑（磔は大逆と君父の弑殺に限り温存）の廃止を特色とする。この公布直前の同年十月晦日、所払など一切の追放刑を廃止し徒刑に代えることをも布達している。その主題は「天下に無籍の徒ならしめんとの御事」と説明、旧幕以来の犯罪の温床“無宿”的解消をめざしているものである。しかしこの仮刑律は府県の一部で藩にはほとんど実施に至らぬものであった。この間、旧幕小伝馬町牢屋敷の首斬役山田浅右衛門は、明治二年（一八六九）八月改めて首討役を申付けられて斬刑執行になおたっているが、牢内の私刑など永年の宿弊であつた牢名主および役付の制を廃止、明治三年（一八七〇）九月二十五日には墨刑を廃止、苔杖実決処分に代えるなどの改善が進められている。

こうして、同年十二月二十日『新律綱領』（太政官布告第九四〇号）が仮刑律に代わり発布されている。これは明清律色が一層濃い苔杖徒流死の五刑に立ち、流刑（準流）を「苔杖実決すべき徒刑」に代えることを主眼とした改正であるが、仮刑律以来、蝦夷島の流刑受入れ体制はなんら整わず、空文にすぎず、閨刑である武士の自裁（切腹）や監倉（揚屋敷に代わるもの）、辺戌の役（屯田軍役を兼ねるもの）、狂人には瘋癲殺人として終身鎖錠といった刑が新らしく設けられているのである（重松・刑罰史年表一一八頁）。

明治五年（一八七二）四月、『懲役法』（太政官布告第一一二三号）が制定され、苔杖の罪は一回を一日に換算し懲役に服させるもので苔十は懲役十日、杖百は懲役百日と、徒刑より軽く短期の懲役刑が設けられている。しかし収容設備が整わぬ地方は対応できず、当分従来どおり苔杖を科すことを認めており、温存された苔杖刑が完全になくなるのは明治十五年（一八八二）の旧刑法施行時となつていて、この懲役法につづき同年頃布されたのが『監獄則並図式』（太政官達第三七八号）である。その緒言に「獄トハ何ゾ罪人ヲ禁錠シテ之ヲ懲戒セシムル所以ナリ獄ハ人ヲ

仁愛スル所以ニシテ人ヲ残虐スル者ニ非ス人ヲ懲戒スル所以ニシテ人ヲ痛苦スル者ニ非ス刑ヲ用ルハ已ヲ得サルニ出ツ國ノ為ニ害ヲ除ク所以ナリ」と高くかかげられた理念は、これまでの非人道的な慘刑・拷問を清算すべきであることを意味し刮目されるものであつた。

しかし、刑罰制度の改廃はめぐるましく、高邁な立法理念と執行現場では、まだまだかけ離れた問題が残されており、翌明治六年（一八七三）一月、司法省達第二二一号により断獄則例を定め「訊杖ヲ行フハ人犯ノ脛部ヲ打撃ス、猶実ヲ供セザル者ハ算板ヲ配用スヘシ」（第一六則）と、算盤責めの拷問規定をなおのことのである（重松・刑罰史年表一二一頁）。一月には仇討の嚴禁と笞杖実決の禁止を布令。三月には頒布されたばかりの監獄則施行は予算に上不都合につき中止とし、その地方に監獄建築がない所でも予算に差支えのない禁囚処遇および懲役法についてだけは、施行便利の地において、監獄則により任意実施然るべきとされている（司法省布達第六一号）。

このようにして同年六月、『改定律例』（太政官布告第一〇六号）が頒布され、七月十日より新律綱領と併行して施行されている。新律綱領を一部修正し増補したもので、雜犯律に違制違式の罪を加え、懲役终身の刑を新設、士族の閨刑（自宅屏居）は禁錮（一〇日以上終身）と改め、笞杖流刑を一〇日から十年の懲役刑一本に統一、懲役终身のうえに死刑（絞・斬・梶）を置く体系へと修正されている。

明治一三年（一八八〇）七月、「旧刑法」が公布されているが、これは新政府の御傭外国人ボアソナード（Gustave E. Boissonade）が母国のフランス刑法（Code pénale）をもとに起草されたもので、わが国最初のヨーロッパ法を継受した刑法典である。重罪・軽罪の区分のほか、囚徒の役法についてはきわめて政治的・政策的な要請に立つもので、せっかくの研究を深めつつある西欧法との出逢いがありながら、罪囚による北海道開拓にはフランス流の

植民地經營にみる集治監制（メーヴン・セントラル）を探つており、これは重罪囚に洋式戒具を用いた苛酷な苦役であつた。またこれを促進するうえで内務卿山縣有朋の「苦役本分論」もみられるのである。これら苦役の人道上の問題は、例えば明治二〇年（一八八七）の兵庫・大阪の各監獄での空役といわれる無意味で苦痛な「罪石運搬」等々で批判を浴びながら監獄法制定へと向かうのである。

明治四〇年（一九〇七）四月、改正刑法と同時に監獄法も公布され、翌年一〇月から施行されているが、内務省獄務顧問ゼーバッハならびに小河滋次郎らの努力がみのり、當時として国際的に遜色のない裁判制度と連携した刑の執行体制が整つたといえるのである。

新憲法が制定された現代においては、法定手続の保障（第三一条）、拷問及び残虐刑の禁止（第三六条）、公開裁判（憲法八二条）などの人権規定を具有することにより、その適正な実現がめざされている。合憲とされる死刑適用上の判例においても

死刑制度を存置する現行法制の下では、犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき、その罪責が誠に重大であつて、罪刑の均衡の見地からも極刑がやむを得ないと認められる場合には、「死刑の選択も許されるものといわなければならない」（昭和五八年七月八日最高裁判所第二小法廷判決）といふ、きめこまかい具体的適用基準が出されるまでに至つている。

(c) ヨーロッパの近代における刑事裁判の序曲といえるのは、拘束された刑事被告人の権利の保護に、大きな手続法上の伸展をみることである。フランス革命のあと、人権宣言（一七八九）をみると、これより刑事手続面にイギリスの刑事手続が大幅に採られており、司法統制上の諸問題、例えば予審段階での勾留・保釈など、一八〇八年の治罪法典（ナポレオンの刑事手続法典）により、かなりの改善がみられている。特に一八九七年一二月八日、フランス第三共和国法典（La Troisième République）は予審頭から弁護士が参与し、弁護が進められる予審手続の大改正で、個人の自由が大きく保護されるに至っているのである。

その後、イギリス法を母胎とした新大陸やのアメリカ法のユニークな発達は、この面において著しいものがあり、わざかながら整理して概観すれば、

① もや、前提的に犯罪の類別と等級（degrees of crime）が迅速な裁判進行の便益として形づくられてしまふのである。一等級（first degree）・二等級（second degree）犯罪、第一級主犯（principals in the first degree）・第二級主犯（principals in the second degree）、重罪（felony）・軽罪（misdemeanor）一辺の証明が整へてある事例の事件（prima facie case）・平常・異常の判断を求める事例の事件（M' Naghten case）・違法収集証拠事件（Mapp case）・違法尋問事件（illegal interrogation）・分別年齢（age of discretion or reason）・略式起訴犯罪（summary offenses）といふのがいれだあ。

② また裁判技術的なものとして、起訴論理手続（arraignment）、黙秘権（a right to remain silent）、宣誓供述書（affidavit）、重要証人（key witness）、現場不在の證明（alibi）、抗弁（defense）、同意（consent）、被害者の宥恕（condonation）、陪審（jury）、判決前調査（presentence investigation）、公開裁判（public trial）、即決（summary

conviction) ところであらがいねであり、

③ 捜査技術上のものとしては、適正手続 (due process of law)、溢聴 (eaves dropping)、捜査手段としての罠 (entrapment)、伝聞 (hearsay)、無令状逮捕 (warrantless arrest) ところたものが例示されよう (重松・刑事政策講義二七頁に一部例示)。

い) のアメリカ法の刑事訴訟手続面にみる、もぬきまかの整備・工夫は、不当な逮捕拘禁、拷問、拘束具の施用の余地を何とか与えぬ配慮のもと、迅速な裁判の方向へと形成され積みあげられたものであるが、い) に死刑に相当する犯罪 (capital offenses) へと対応として、死刑の合憲性は

アメリカ合衆国憲法修正八条の残酷な刑罰禁止条項に触れるのは、(1) 現代社会の人々の態度に現れている「徐々に進展する良識基準 (evolving standards decency)」と「人間の尊厳 (dignity of man)」に反する場合である。そして連邦最高裁は、近時の死刑存置の立法府の動向、陪審評決の動向からみて、死刑制度は第一の規準に反していふことはいえず、また、死刑は刑罰の正当な目的たる抑止と応報に役立つのみならず、謀殺罪に死刑を法定刑として規定する」とは罪刑の均衡を害しない」という理由から、第一の規準にも反しないとして、死刑制度そのものの合憲性を肯定したのである (『現代刑罰法大系』⁽¹⁾ 現代社会における刑罰の理論——二五〇頁、小暮得雄・吉

田敏雄稿・昭和五九年・日本評論社)

との理論を紹介し説明せいでいる。い) の反面、違憲性についての説明もい) れまた存在、省記するが、ともかく、い)

した水準にまで理念・理論・手続がたどりついているもので、「殘虐かつ異常な刑罰」(cruel and unusual punishment)は、このようにして防止され解消されてゆくであろうと確信されるものである。

第一章 死刑執行形態と諸刑具

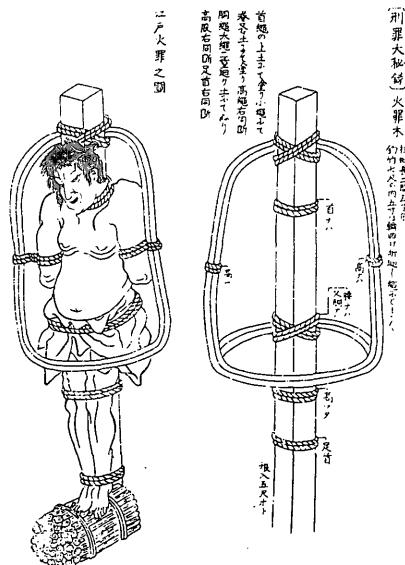
火刑

焚殺、焚刑、火罪、火焙り、燒松焰、火張付などと呼称される死刑である。

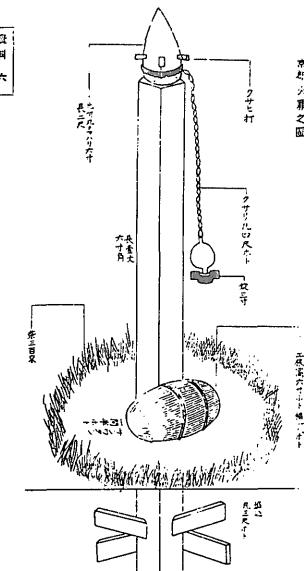
〔中国〕 古く周代、炮烙、焚、炙と呼ぶ火刑があり、同類であるが、炮烙の刑は「油を塗って火上にわたした銅柱を受刑者として渡らせるものであつて、受刑者は火中に落ちて焼死するに至る、殷の紂王の行つた刑と伝えれる」(仁井田、法制史研究六〇頁)

〔日本〕 わが国では火附、切支丹・政治的報復などに用いられている。古くは欽明天皇一年(四五六)、百濟から献上の官女池津姫が石河循と密通、仮床(仮麻 || 仮坐敷)の上に垂れさがる木の枝に四股を縛り、焚殺されたとか(日本書紀卷十四)、欽明天皇二年(五六一)、馬飼首の歌にからむ抗弁死(自殺)があつた直後、その子の守石・中瀬水を放火の疑いで火中に投じたと伝えられる。

中世末には「勢州軍記に北畠信雄が囚人を火焙にせることあるを初見とし之より引続き盛んに行われた。土津靈神言行録に「会津先太守蒲生氏之世(中略)作一大壇一植三木以二首械一繫一罪人一令三両手抱一竹輪一而束一麻葦一燃レ之左右前後持之焚レ之罪人越躊而死名レ之謂一燒松焰」があり勢州軍記に記せるも恐らく此の如き方法なりと



①江戸火罪之図（『刑罪大秘録』行刑史稿708頁）



②京都火罪之図（行刑史稿718頁）

推せらる」とある(行刑史稿七〇五頁)

戦国時代においては、分国の世となつて在地領主・戦国大名の刑罰は惨酷を極め、戦術も破却・焼却など火を用いる類いが日常化している。織田信長は比叡山焼討で多くの僧を焚殺、同じく信長は天正七年（一五七九）反逆の荒木村重一族四一二人を尼ヶ崎城下の民家に押込めて焚殺している（『信長公記』）。

近世初期には岡本大八を駿府阿部川原で火刑に、慶長一四年（一六〇九）、徳川家康は駿府城本丸内にある局に放火した召使いの女性二人を火烙りの刑に、庄内一揆の張本人を焚刑にといった例がみられる（『続戦国閑話』）。近世江戸時代を通じ、火罪といえば八百屋お七の処刑が最も知られていく（重松・刑罰史蹟考四三頁・五七頁）。木造の大都市江戸は大火が多く、火附けを特に厳しく処罰したのである。江戸での火刑の執行は『公事方御定書』に定めるとおりで、引廻しのうえ刑場に到着すれば、つぎのような手順でおこなわれる。「江戸の火罪の仕懸けは、竈という竹の輪をもって上半身を囲い、薪を踏ませ火罪木に両手後ろの姿で縛る。首繩・胴繩には泥土を塗り、火の廻りが早く一瞬のうち燃え尽きぬよう工夫、用意の佐野薪二百十把・茅七百把を竈の周囲に一重・三重と積上げる。特に茅は上方にちらして懸ける。準備が整えば検使の与力が最後の人改めをなし、風上より点火、風力をつけたため筵で煽る。罪人が相果てたとみれば、鼻・陰嚢を焼き、女は乳を焼き、とどめとした。京都の火罪も仕懸けは同様であるが、高さ一丈・六寸角の松材の火罪柱の頭部より、四尺ほどの鎖が施錠された首輪に連結している点が、江戸の仕形と異なる。なお前橋藩酒井氏の治世、江戸時代前期であるが、火焙は費用がかかるとの理由で、五十年間も行われなかつた例がみられる（重松一義稿「火焙」吉川・国史大辞典⑪八二四頁、重松刑罰史蹟考二八二頁）。

江戸の火刑については、(イ)『刑罪大秘録』、(ロ)『政談秘書』(天保六年十二月十六日・寺仕奉行宛)、(ハ)佐久間長敬『刑罪詳説』、(ニ)『日本近世行刑史稿』上巻七〇五頁以下の諸文献でその大要を知ることができる。

〔西洋〕 姦通、同性愛、獸姦、妖術、魔女、異端信仰などへの処刑に用いられている。古くは「ファラリスの雄牛」というブロンズ製の巨大な牛の腹部に造られた空洞に押込み燃し殺しにするもので、シチリヤ島のアクラガス(現アグリジエント)の潛主ファラリス(紀元前五五四年没)のためにアテニエーゼが発案し、ハンス・ヴァイディツツ作の木版画(一五三〇年頃の作)にみられるように、のちドイツなどの拷問部屋にも置かれ用いられたとみられる(川端・拷問の歴史六二頁、六三頁、*INSTRUMENTOS DE TORTURA, 88P.*)。

火刑は宗教改革、異端裁判の風が吹き荒れた十三世紀以降、熾烈(しゃれつ)を極めており、チエコのヤン・フスへの火刑、一四三一年五月三〇日オルレアンで火刑に処せられた救国の少女ジャンヌ・ダルクが有名である。一四四〇年一〇月二六日、ナントの異端裁判所で元領主・フランス國元帥の称号をもつジル・ド・レが悪魔にそそのかされて子供狩り・鶏姦などの瀆神をなした罪で絞首・火刑に処せられている。

火刑は椅子に縛りつけておいて火の中に倒す方法もみられるが、藁や薪を背の高さまで積み上げて火をつける方法、薪小屋に入れたまた火を付ける方法などがあり、これによると風の向きで焼殺に至らぬため、火勢を強めるため、火付け用『ふいご』を用いるなどの用意がみられる。史実にのこる大量火刑は、フランスのロレーヌ地方で、一五八〇年から九五年頃にかけ八〇〇人の女性が魔法を使つた嫌疑で火刑に処されている例などである。

享殺、煮殺し、釜茹^{あらゆ}の刑などで呼ばれる死刑である。

〔中国〕 古く宋・齐・楚・晋・秦の諸国では享・烹・鼎・鑊という語で表現される(『左伝』)。秦の始皇帝の代には蒺藜^{じり}という熱刑・溶解刑がある。これは「太后のことについても諫めるものは、これを戮して殺し、その背を割いて、溶解した金属を流し込むことを令したと説苑に伝えてくる」(布施・法史学概要七七頁)とある。

〔日本〕 沿革としては神判による熱湯蕃を見るが、豊臣秀吉に仕える女房が出奔、女房の子とその乳母を三条大橋の橋詰で煮殺したといわれ(『時慶卿記』)、大盜賊石川五右衛門が三條河原でわが子と共に油を注がれ煮殺しにされている。(『豊臣秀吉譜』)。また同じく秀吉の時代、会津の蒲生氏郷は大釜を鋳造、罪人に木履をはかせてゆつくりと烹殺、これも油を注いだため、沸騰して皮膚が赤ただれとなる惨刑となつてゐる(『土建靈神信行録』 行刑史稿七〇五頁)。

〔西洋〕 「アラビアン・ナイト」(Arabian Nights=千夜一夜物語)、アリババと四〇人の盗賊という犯罪物語では、盗賊が大きな壺にかくれていふといふに熱い油が注がれて殺されたと云ふとく、こうした私刑・自衛の習俗があつたとも思われる。中世の絵画が伝えるものでは「大釜に入れられた福音伝導者ジョン」(John the Evangelist in the Cauldron) や、「大釜に入れられたSt. Veit」など、いずれも全裸で熱湯釜に入れられ手を合わせてくる囚がみられる(Criminal Justice Through The Ages 302P. 304P.)。フランスでは今日のサン・マルタン運河のやせに、かまゆでの竈^{かまど}が十七世紀のはじめからあつたといわれる(大堀・パリの裏通り一一五頁)。

水刑

投水刑、溺死刑、袋の刑、水漬、臥漬、簾卷などと呼称される死刑である。

〔中国〕 古代北魏律によれば、大武帝の神嘉四年（四三二）、「巫蟲」という刑がみられる。これは殺した羊を背負わせ、犬を抱かせて淵に沈める刑である。（仁井田・法制史研究九九頁）。

〔日本〕 文献上、古代についてはつまびらかではないが、中世においては細竹を簾の子状に編み、あるいは俵・薦をもつて縛った罪人（主として誣告の女性など）をくるみ、川や海に投水する「臥漬」がみられる。近世では北関東のいかさま博奕、あるいは関西・中部地方での密漁、漁場荒しの男性に「簾卷」「水を呑ませる」と呼ぶ私刑がみられる。

近世初期には切支丹弾圧の処刑に用いられており、元和九年（一六二三）の仙台広瀬川での水漬けの情況は、水籠として川底に深さ二パルム、直徑二〇パルムの大穴を堀り込み、一人宛抗に縛りつけ、冷たい川の水を頭からかぶせ見せしめにしており、最後は逆さ釣りで水漬の刑（実際は凍死刑）にしている（『石母田文書』）、（重松一義『東北隠れ切支丹弾圧の研究』岩手県藤沢町文化振興協会刊、平成八年）。

〔西洋〕 紀元前四世紀半に、「イングランドのブリトン人は沼地に沈めて罪人を消した」（大場・拷問刑罰史四一頁）といわれ、ドイツでは古くから橋上より両手足を縛り、急流の川に投げ落とし溺死させる刑がみられる。この場合「何匹もの猫と一緒にひとつの袋に入れたうえ溺れさせた」（川端・拷問の歴史六八頁）との説明がある。この袋の刑は古くローマ時代から存在する刑である。

「袋の刑は近親殺に科せられる死刑である。最初は広く自由人の謀殺に科せられた刑罰であったが、後には近親

殺に科せられる特別の刑罰となつたのである。法律の規定では執行方法の詳しいことはわからない。むしろ、これは裁判官の隨時の報告によつて知り得るのである。まず受刑者に笞打を加えた後、狼の皮をもつて頭を包み、足に木靴をはかせ、牛皮の袋に、蛇その他の動物——蛇のほかには鶴、犬、猿が入れられた——と共に入れ、黒牛皮をはつた車に乗せ、川に運んで水中に投ずるのである。近くに川のない土地では民族祭的執行を以つてこれに代えた。この死刑執行の形態は、水に穢を清める力があるという信仰の傍ら、謀殺犯人には墓を与えないという思想が基礎となつてゐる（瀧川、刑法史の断層面五二頁、五三頁）との説明がみられる。なお、ドイツでは幼児殺しは「袋詰めの溺死刑となつていた」（歴史のなかの犯罪九一頁）と伝え、オランダでは背教者を樽に入れて池に放ち溺死させる刑であった。

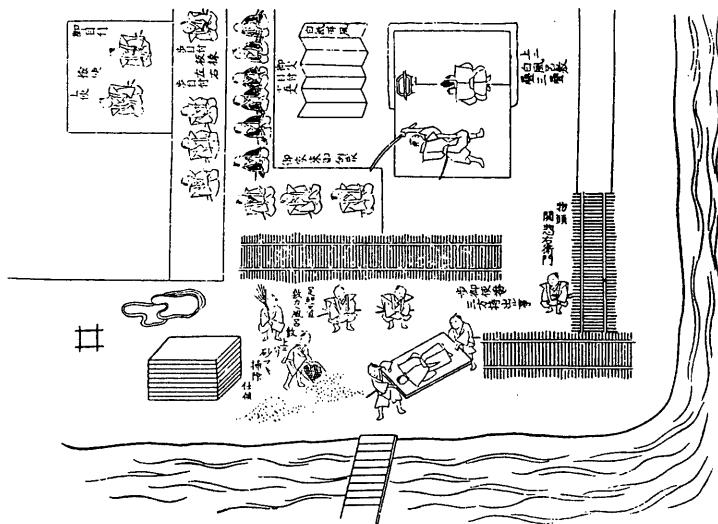
断首刑

斬刑、刎首、断首、切斷刑などと呼ばれる死刑である。

〔中国〕手斧により首を刎ねることから斧鉗ふくわんという用語がある。なた状の斧で首を刎ねてゐるが、やがて青龍刀という太く重い刀で首の骨を叩き斬つてゐる。このように中国での死刑は公開での斬刑（棄市）を主としている。姦通現場では夫は二つに重ね四つに斬つても差支えないという法諺（養漢要讐）に収録があり、姦婦が抵抗した場合はなおさらと、私刑にも多用せられてゐる。中国では絞・斬の死刑を比較して斬の方が重い刑とされる。その理由は「支那人は体を切れぎれに分つと云うことを非常に嫌う、その感情は日本人などより遙かに強く、支那では罪人が首を斬られたり、或は戦争で討死して首を無くする事があると、その屍体を埋める時には、藁など



②①死罪之図（『故事類苑』法律部 3-13-130頁）



①赤穂義士切腹図（『續視聴草』三集八、行刑史稿754頁）

で仮の首を捨つて挾まなければ葬式を致しませぬ。かくの如きは勿論迷信に由るのであります。が、そうせぬと靈魂が帰れないと云う考がありまして、それが支那人の身首離ればなれになることを深く忌み嫌ふ説であります」
(桑原・法制史論叢二三七頁)と説明せられている。

〔日本〕 神話として伊弉再尊の陰所を焼いた軒遇突智あぐつちを吊し斬り、すなわち生吊り胴といわれる三段に斬つた
 という伝えがある(『日本書記』)。雄略天皇の九年(四六五)、宗像神の祭事に派遣された凡河内直香賜おかわちのあたえかが祭壇で采女を犯し斬首された例を見る。

中世においては、建治元年(一一七五)文永の役のあと元(蒙古)の使者である正使杜世忠、副使何之著、通訳徐贊ら五人が鎌倉の滝ノ口で斬首されている(『北条九代記』、川添昭一『蒙古襲来研究史論』中世史選書、清田義英『鎌倉の刑場』龍の口一六頁、敬文堂)。

近世に至つては枚挙にいとまなく、江戸小伝馬町牢屋敷内刑場で首斬役人浅右衛門さわじが様切りをするなど、多くの罪人が斬首されており、諸藩においても同様であつた。なお加賀藩の生胴・胴切も首を斬ると同時になされる斬刑であることから、例に加えておきたい。

〔西洋〕 古くからヨーロッパ全域にわたり、台木に首をのせ、斬首用手斧を振りおろして首を断つ方法があり、北欧やドイツ、イギリスのロンドン塔内にもその遺物が現存している。中世になると剣も併用され、「首斬り役人の剣」(The Headman's Sword)と呼ばれる刃の重い直線型の長剣が使われている。これは両手で束つかを握りしめ首のみを注視、頭上で三回振り廻してから真横に振り切るもので、斧と違つて全体重をかけ、力をこめて目的を達したといわれる。わが国のごとく日本刀で斜めに振りおろすのと異なるものである。ドイツでは、騎士の場合には

立つたまま受ける斬首を名譽あるものとされているが、通常、男は日本と逆で両手前縛り、礼拝堂でのひざまづく姿勢で執行、女性は椅子に坐らせ、後部から首を横斬りにしている。この場合、ドイツなどでは死刑囚と直接眼が合うことを避けるために刑吏用鉄仮面を用いるなどがなされている。

十六世紀となると、ドイツでは「ファルプレット」（落下板の意）と云うギロチンの原型であり前身にあたる打ち首機がつくられているが、これは四ツン這いにさせ、首のみを枷から突き出させ、落下板をハンマーで強く叩き落として刎首する方式である（川端・拷問の歴史四六頁・四七頁図）。フランス革命時に大量に用いられた「ギロチン」（Guillotine）と呼ぶ断首台はこれを改良したもので、一本の柱の間の溝を伝つて刃が落ちる仕掛けになつていて、一七九二年から使用され、翌一七九三年一月二一日フランス国王ルイ・十六世の処刑につづき、同妃マリー・アントワネットもこれにより公開処刑されている。人力でなく器具により正確に、瞬間に死に至らしめる死刑具となつたものである。

ただ、フランス革命のプロセスというものは、決して直線的ではないのであって、その多くは公的な場での冷静な言論戦というよりも、疑惑・告発・反目・陰謀・裏切り・誤算・失敗が連鎖、暴力・テロはやがてエスカレートしてギロチンによる処刑のシーソーゲームと化し、悲劇が果てしなく繰り返される。それはまさに実体的、現象的にみて体制、反体制、権力と民衆、民衆と民衆の革命力学がかもし出す相互犯罪、革命的犯罪性をギロチンという刑具でもって、如実に象徴的に示すのである（重松一義「刑事司法からみたフランス革命」中央学院大学総合科学研究所紀要第七卷一号五七頁）。

フランスでは、アンシャン・レジューム時代の処刑は、ほとんどコンコルド広場、グレーブ広場、モンコフォン

広場で執行され、重罪政治犯の牢獄に充てられたコンシェルジュリー（最高裁判所北翼にあたる建物）は、ギロチンの控えの間とも呼ばれた。

絞首刑

絞り首、縛り首、吊し刑、逆吊し刑などと呼ばれる死刑である。古くから執行場所は特定されており、ドイツ中世では、絞首台の丘（ニュールンベルク城壁外のガルゲンヒューゲル）など有名で、丘の上や広場で公開しておこなわれた。

〔中国〕 斬刑を中心とする古代中国では絞首の例は少なく、わずかに「磬」という非公開の死刑がみられる。

これは身分の高い公族に用いられた（『礼記』文王世子、仁井田・法制史研究六二頁）。「磬」のほか首を懸けて殺す「懸」「懸縊殺」という用語をみるが、「絞」を刑名としたのは北魏の孝文帝の代を初見とする。晋書刑法志に「頭を截り、頸を絞め、なお禁する能わず、とあることから絞刑もあつたようである」（布施・法史学概要一七三頁）と、次第にその執行がみられている。斬刑・絞刑ともに棄市といわれる公衆刑・公開の刑で執行されているが、この場合、刑人の口に木を入れて、ものを云わせぬようにしている（仁井田・法制史研究一二二頁）。また唐代に至れば七品以上、皇族、婦女には斬刑は適用されず隠所において絞すとされている。

近世、清代の絞首は吊るすのではなく、坐らせて首にかけた縄を棒で廻し絞るという方式となつていて。すなわち「清代の処刑の図をのせた金山縣保甲章程によると、棒を立てた受刑者をその前に坐らせ、手足を棒にしばりつけ、首を縄の間に入れ、縄の左右の端を一人の死刑執行人が絞り上げる状態が示されている。これは入澤博士



③上中国清朝の絞刑図（金山縣保甲章程所掲の図、坐型。
仁井田・法制史研究扉所掲）

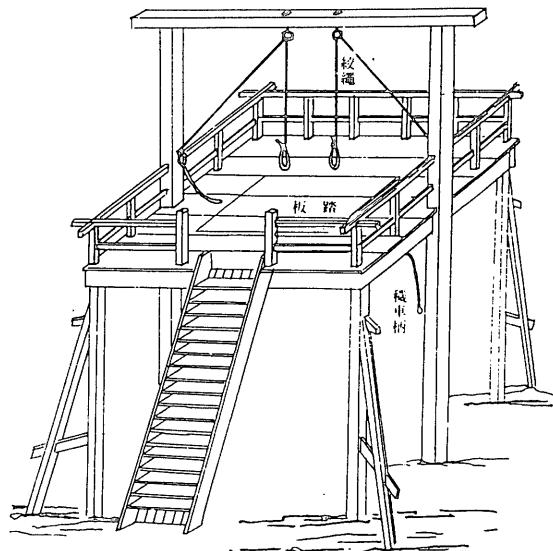


④中国清朝の絞刑図（同上、立型）

の隨筆集「支那叢話」第二集にみえた姜安の絞刑執行法の説明と符合する。また大清律例図説では、受刑者を横木のある棒の前に坐らせ、横木に手をしばり、首に縄をまきつけ、棒のうしろで二人の執行人が縄を絞りあげる「圖」となっている（仁井田・法制史研究一一〇頁）と説明。このため沈家本に記す「今之絞罪即古所謂摺也」（今の絞刑は古のいわゆる摺である）と補説されている。

〔日本〕 古代では高位の者、婦人に隠所での絞刑が稀にみられ、中世に入り、特に戦国時代、甲斐・駿河・遠江など中部地方において一部この例を見る。北条氏康が降伏した敵の輩八人を見せしめの縛り首に（『松隣夜話』）、今川氏真が遠江の高天神城主小笠原氏直のもとに走った部下の三浦右衛門を裏切りの罪人として縛り首にした等である（『甲陽軍艦』）。近世では幕府法『公事方御定書』に絞罪の現定がなく執行をみないが、明治五年（一八七二）の監獄則並図式により絞罪が復活、現代に至っては、第二次世界大戦の戦争責任を問う国際裁判（東京裁判）での絞首刑（Deth by hanging）執行は世界の注目を浴びたものである（重松・岡鑑監獄史三〇四頁、重松一義編『單鴨アーリズンの遺構に問う』楨書房）。

〔西洋〕 ヨーロッパでは古くから罪人を籠、檻に吊し晒す風習があり、地域により鉄製の吊り籠を「追剝の棺桶」（The Hanging Cages, or "Highwaymans Coffins"）などと呼んでいる（川端・拷問の歴史七八頁、七九頁図、IN-STRUMENTOS DE TORTURA 40P. 41P.）。肉が剥げ落ち骸骨となつても、そのまま吊り下げられていた場合も多い。その吊り下げる場所は、イタリアではサン・フィレンツエ広場の角か、ベネツィアの監獄に連なる通路「嘆きの橋」（ため息の橋）と海軍兵器廠の壁、イギリスでは海賊をチームズ河口、リヴァプール港岸壁に、ドイツではハンブルグ港の岸壁などに吊り晒している（川端・拷問の歴史七六頁、八一頁の説明）。その吊るされた死体の向



④日本の戦前の樓式絞首台（明治6年の監獄絞罪器械改正と同一様式）

きは風神に捧げる意味で北向きと風習で決まつてゐる。

イギリスでは常設の絞首刑場としてロンドン郊外のタバーン刑場が代表的なものであつた。常設の「三本柱」（トリブル・トリー）といえばこの絞首柱を指し、その代名詞でもあつた。しかし、この刑場は一七五八年六月一八日から一〇月三日の間に撤去され、新しい組立式（可動式）絞首台となつてゐる。十八世紀に入り、イギリスの刑執行は戦争や植民地事情により大きな変化をみている。すなわちアメリカ独立戦争（一七七五）により南部諸州がイギリス本国からの流刑囚の受入れを拒否したこと、英仏戦争（一七七八）により国内の軽犯罪者（特にロンドン市を中心）は陸海軍や国民義民団などに強制徴用されて大きく減少、一七八五年から植民地オーストラリアのポエニイ湾周辺（シドニー近郊）や、タスマニアのポート・アーサーなどへ流刑囚として集団護送されている（重松一義・山下克知「北海道とオーストラリアの流刑制度の比較研究」中央学院大学比較文化研究所刊『比

こうしたことから、タイバーン刑場（一七八三年一月七日閉鎖）。オールド・ベリーア刑場、ケニンガ広場、キングストン丘刑場での絞首刑執行は、一七八三年十二月にできたロンドンのニューゲイト監獄の新刑場で集中的にさる方向に転じている。この新刑場は十二人の死刑囚をいちどに絞首して吊して置ける大きな絞首台であった。

磔

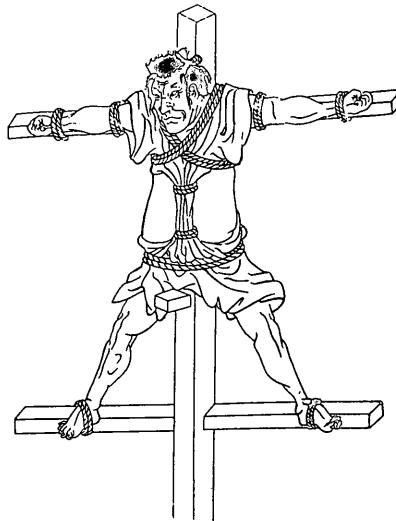
刑

張付、八付、八張、磔、土八付（平治物語では土張付と呼ぶ）、板張付、箱張付、逆さ磔、生磔、水磔、架刑、十字架刑など多称な呼称と方法がみられる。火刑もこの称式に類する場合があり、死刑の中でも極刑・惨刑である。

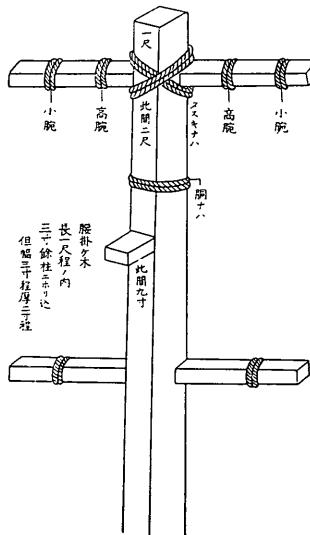
〔中国〕 文献上は枯磔（荀子正論）、辜磔（韓非子内儲説）、脣（左伝成公二年、磔と同意義）という用語で古い表現を伝えている（仁井田・法制史研究六一頁）。これに相当するものに梶首、棄市、車裂、瀕、沉淵と呼称する刑がみられる。

〔日本〕 わが国では見せしめのための磔という意味合いが強く、四股を大の字にさせる方式を探っている。おむね高さ二間余の磔柱（罪木）に立たせて槍で刺すか火刑に処す場合が多い。特異な姿態としては両手・両足をそれぞれ竹竿に縛り、地面の上に大の字に寝かせる土八付や、板木（戸板風）に張付ける板八付、板木を囲った筒形の簡張付、水中に坑を立てる水磔や切支丹への十字架方式などがみられる。磔は平安末期から戦国時代にかけて多く、『宇治物語』『源平盛衰記』といった文献で所見される。

例えれば平治元年（一一五九）源義朝を湯殿で殺害した長田四郎忠致父子は、寿永二年（一一八三）土八付にされ、

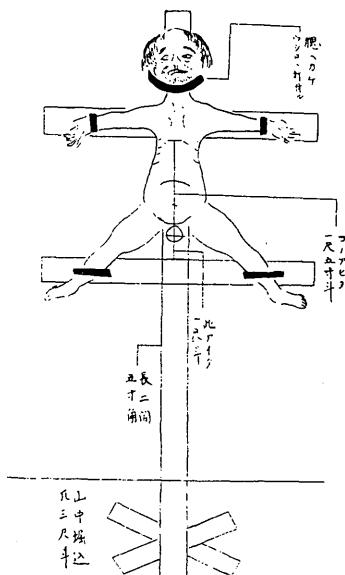


⑤江戸時代の磔柱図（『刑罪大秘録』、行刑史稿723頁）

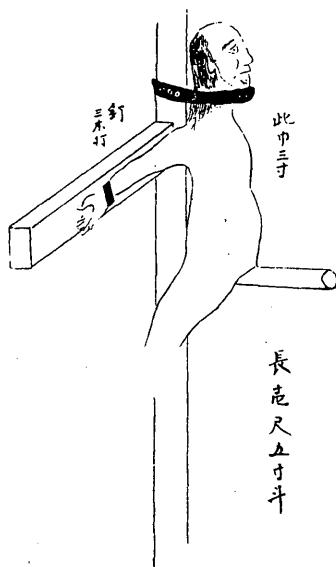


⑥江戸時代の磔柱縛付之図（『刑罪大秘録』、行刑史稿724頁）

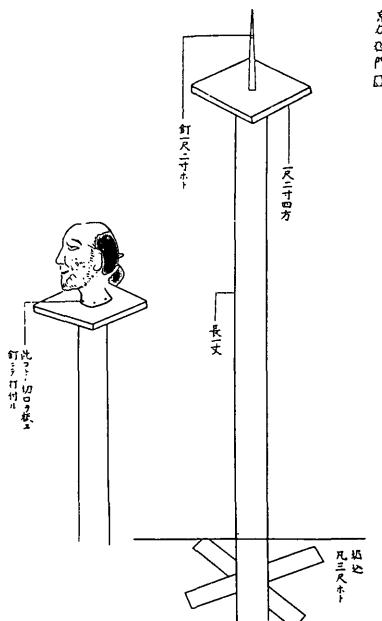
57 刑具・拷問具・拘束具



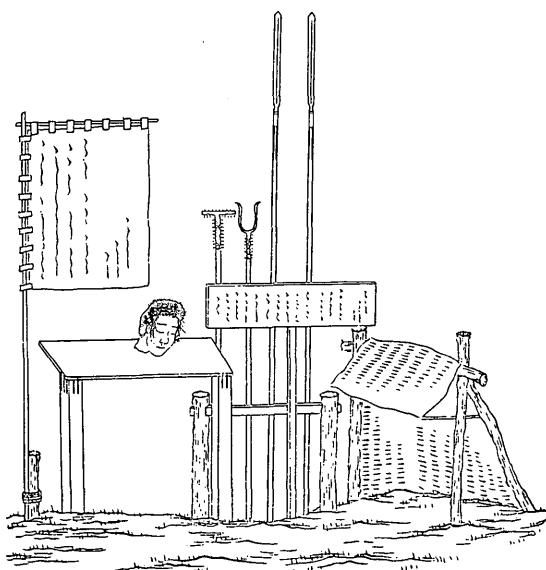
⑥①京都磔罪之図・正面（行刑史稿725頁）



⑦京都磔罪之図・側面（行刑史稿726頁）



⑦①京都獄門図（行刑史稿697頁）



①江戸時代の獄門図（『故事類苑』法律部34・下編上193頁）

天正三年（一五七五）長篠城下で武田勝頼により磔となり槍で刺された鳥居強右衛門（磔趾の碑あり、重松・刑罰史
蹟考一八五頁）などが挙げられる。この当時、磔はその形態から「機物（はたもの）（幡物）にかける」という表現がみられる。
織機に似ていたことからの俗語と考えられる。

近世、江戸時代では「主殺し、閻所破りなど重大犯罪に適用、磔場所は、江戸では浅草・品川と定められ、閻所
破りはその地でおこなわれた。『公事方御定書』にも正刑と位置づけ、必ず闕所を伴い、引廻・晒のほか。鋸挽も
付加されることがあつた。その方法は罪木上に仰臥させ、股に腰掛け木を挟み（女には腰掛け木はなく直立させる）、
両手足を一本の横木（腕木・足木という）に縛り固定する。次に囚衣を左右脇下から腰のあたりまで切り裂き、そ
の裂けた囚衣を左右から胸に巻きつけ、三箇所ほど縄でイボ結とする。さらに腰廻りには胴縄として縄で二重巻
に、胸元も縄で襷に交叉して二重巻とし、人足十余人で罪木を起し、罪木の根の部分三尺余を地中に埋めて突き固
め、倒れないように直立させる。準備の整ったのをみて検使は最後の人改めをなし、終れば、まず見せ槍として左
右から「アリヤアリヤ」と声を発して罪人の面前に槍先を交叉させ、すぐさま罪人の左脇腹から肩先に槍先が一尺
余突き抜けるほど刺し上げて、ひねり抜く。つづいて突手の非人が左右から脇腹を交互に約三十本突き、最後に左
から咽喉に「止めの槍」を突く。死体は獄門と同様、そのまま一夜三日の間晒された」（重松一義稿「磔」吉川・国
史大辞典⑩七一六頁）

〔西洋〕 イエス・キリストの十字架刑をもつて典型とされよう。縛りつけ刑、釘付けの刑、餓死刑などを併用
した。本来奴隸に適用した刑で「受刑者に腕木を背負わせて、これを刑場につれてゆき、腕木と共に柱に縛りつけ
て笞で打つのである。死は饑餓によつて生ずるのが通常であるが、ときには死ぬまで殴打すること、四肢を折つて

死を早めることもある」（瀧川・刑法史の断層面五一頁）との説明がみられる。聖書学者でNGO（国際非政府機関）「地に平和」代表の太田道子氏は、キリストはエルサレム城外に今も遺る『しゃれこうべ』（ゴルゴタ）といわれる丸く大きな白い岩の上で磔にされたと伝えている（NHK・テレビ「心の時代」放映）。

引裂き刑

車裂、牛裂、四つ裂き、体解、砕死、股裂きなどと呼称される死刑である。

〔中国〕 泰の始皇帝は四肢車裂き（仁井田・法制史研究六一頁）、体解（張・中国法制史一九三頁）、斎王は車裂きを、北朝時代の北魏では「大逆不道、父母殺害」は車裂きとされ、商鞅の坑儒弾圧には車裂きを用いたと伝えられる（仁井田・法制史研究六一頁、九九頁、一一二頁）。君主への反逆罪や不孝の罪に適用される刑である。二頭の馬車あるいは四頭の馬車が手足を引張り反対方向へそれぞれ走らせる。あるいは磔の罪人を地上に寝かせ、その上を馬車が走る方法により身体を引裂くのである。

〔日本〕 わが国では「大壁の轢」「環裂」「轢磔」という用語で中国から伝えられている（『塵添塙甃抄』。すなわち「天文元年」（一五三三）の『塵添塙甃抄』は「轢裂世ノ人両車ノツミト云フ、車裂也、車二両ニ片足ツツ結付ケ両方ヘヤリノケテ裂ナリ」とあるのは中国の刑の説明である。『立人宗継記』に、天正六年（一五七八）、京で「車さき」を行なったというが真偽詳細は不明」（牧英正稿「車裂」吉川・国史大辞典④九四三頁）と説明されている。中国と異なるのは馬ではなく二両の牛車を用いており、豊臣秀吉の時代、会津の蒲生秀行がこの刑を用いている。これは二頭の牛の間に松明の火を振りかざし、驚き逃げる牛の力で股を裂くもので、他にも数例みられてい

る。近世、加賀藩の引張切なども、広い意味ではこの部類に加えられようか。

〔西洋〕 古くは「松の木折り」という股裂きの刑が伝えられている。これは「二本の木を折りまげておいて、これに罪人の両脚を結びつけたうえ、その木をはなすと、体がふたつに引き裂かれるわけであった。これは非常に古くからある刑罰で、コリント人の山賊シニスは、人をつかまえてはこんなふうな殺し方をしたので、「松の木折り」の異名をとった。また、スペインのゲリラ戦ではフランス人に対してこの刑が用いられたといわれている」
(大場・拷問刑罰史一八九頁)

ただ、ヨーロッパでの引裂き刑といえば四つ裂(Quartering)を通常としている。これは「受刑者の手足を四頭の馬にそれぞれ結びつけ、四方に走らせる、腕は肩から抜け、脚は腰から引きちぎられる。しかし、人間の体は頑丈なので、刑吏は執行に先立ち受刑者の体の腱を切断し、筋肉に切り込みを入れておかなければならなかつた」「四つ裂きは、君主に危害を加える大逆罪、もしくは国王や領主などの殺害を単に企てただけの者にも科された」(川端・拷問の歴史一〇六頁)との説明を見る。四つ裂き(車裂き)は、一七五七年にルイ十五世暗殺を企てたダミアンに用いられ、一八〇八年のクラコフが最後の処刑である。

車輪刑

車輪轢き(Breaking with the Wheel)、車裂き、車輪上の粉碎刑、生きたままの骨碎き刑(股・膝・腕・背骨の順と定まっている)といわれるる刑は、四つ裂きと同様の惨刑で、ドイツ、フランスを中心とし、中世から一八世紀初頭までおこなわれた西洋独特の刑、男を対象とした刑である。

〔中国〕 この刑に類したものは見当らない。

〔日本〕 中国同様、この刑に類したものは見当らない。ただ、伊藤晴雨の絵画の中に水車による水漬・拷問図をみる。晴雨独特的嘘虐的想像画であるが、地方農村の一部で水車にからませた私刑があつたとも考えられる（重松・刑罰史蹟考七〇頁）。

〔西洋〕 車輪轡きには次のような解説を見る。すなわち「受刑者を裸にし、地面か処刑台の上におおむけに寝かせ、手足を大の字に広げさせて坑か鉄の輪に縛りつける。それから、手首と肘、足首と膝、腰骨の下に、それぞれ頑丈な木材を通す。処刑者は、へりが鉄でできた車輪で、順番に手足とその関節、肩、腰を打ちすえていくが、殺さない程度にしておく。十七世紀ドイツの年鑑編纂者が目撃した話によると、受刑者の体は変形してしまい巨大な木偶人形のようになり、悲鳴をあげ、血の海の中でのたうちまわっている。それは手足の代わりに四本の触手がついた木偶で、蛸の化け物のようであり、ぬるぬるとしたむき出しの肉は形をとどめておらず、それが打ち砕かれた骨の破片と一緒にくたになつていて、犠牲者は車輪のスパートにくくりつけられ、車輪ごと抗の先端に刺されて高く掲げられる。こうしてきわめて恐ろしい処刑の第二幕が始まること。ぐにやぐにやになつた手足は大きな車輪のなかに「編み込まれ」、車輪ごと棒の上に寝かされる。そこへ鼠やカラスが来て、口嘴で肉片をもぎ取つていつたり、目玉をつつき出したりするのである」（川端・拷問の歴史九五頁）とその状況が説明されている。

なお、この刑には宗教上の背景があるといわれ、「太陽の神は車に乗っているという神話との関係がある」と指摘されています」（川端・拷問の歴史一二頁）との説明を見る。しかし、多くの木版絵画で見る限りでは、屈折させた

肢体を野ざらしにした姿は、好奇な見せ物であつたといえる。一五三一年ドイツではカロリーナ法典で正式に認め、一五三四四年、フランスのフランソワ一世は、この刑を拷問として導入することを勅令として許している。拷問、晒刑、粉碎刑といった多様な内容をもつものである。

凌遲處死

肢体細断の刑で、斬割・寸磔との表現を見るよつに人身を八塊におろす刑といわれ、生体のまま肢体を時間をかけ、ゆつくりと肉をとり去り、骨を残しながら殺す惨刑である。

〔中国〕 この刑は中国独特の刑であり、五代の頃から宋・遼・明・清（大清刑律）へと伝えられた。その執行は千刀万剗せんとうばんか、まず凌遲刀・鬼頭刀（長いものは九寸）と呼ぶ刀でもつて両胸を裂き、四肢を斬り落し、腹を裂いて臓腑を引き抜き、喉を断つという順序でなされ、屍体は籠に入れて三日晒とし、最後に北京の西郊外にある「萬人坑」に投げ捨てられるのである。この執行方法は宋の陸游（一一二五～一二一〇）の書に詳しい（仁井田・法制史研究、一五三頁以下）。三千三百五十七刀の手数を経て執刀されると明朝では謀反大逆、親殺しに用いられている。

〔日本〕 これに該るものは見当らないが、次項の鋸引の形が形式上、外見上、若干これに該当しよつ。

〔西洋〕 これに該る刑は見当らないが、拷問としての車輪轢き、皮剥ぎ、ユダの搖籃ゆりかご、鎖の鞭など、いずれも凌遲處死と同程度の内容と結果をもたらすものであつた。

鋸引刑



⑧①中国明朝の凌遲處刑図（『忠義水滸全書』、仁井田・法制史研究扉所掲）



⑨①中国清朝の凌遲處刑図（金山縣保甲章程所掲の図、仁井田・法制史研究扉所掲）

鋸 (The Saw) と云うギザギザの歯の粗い刃物で挽き切る刑である。

〔中国〕 この方法はほとんど用いられないが三国時代の吳の死刑に鋸頭という残虐な刑種をみる。

〔日本〕 わが国では鋸挽と記す。この刑は「平安時代すでにおこなわれ、『平治物語』『源平盛衰記』『陰徳太平記』にも散見される。その後しばらく史籍にみないが、戦国時代の天文十三年（一五四四）、武家の囚人和田新五郎の鋸挽は「前代未聞之御成敗也」（『言継卿記』）とあり、これが復活の初見とみられる。江戸時代には武士・庶民の別なく主殺しに適用する極刑として『公事方御定書』享保六年極に「一日引廻、両之肩に刀目を入れ、竹鋸に血を附、側に立置、二日晒」と、その執行方法を定めている。（中略）古くは鋸で実際に挽いたといわれ、『公事方御定書』でも通行人で望む者あれば挽くことを許すとあるが、これは真似事のごとく形骸化し、鋸は存在しても實際は民衆威嚇のための儀式的添え物であった。明治二年（一八六九）七月鋸引は晒・引廻とともに廃止された」（重松一義稿「鋸引」吉川、国史大辞典⑪三九九頁・四〇〇頁）

〔西洋〕 伐木のため斧や鋸を日常的に用いた西欧（特に北欧）では、大型の鋸をもつて股を挽き切る刑がみられる。西欧では異端者、背教者、それに同性愛者、フランスなどでは悪魔と通じ妊娠したという女性に適用されている。その執行は逆さ吊りにして二人の刑吏が股間を挽き切るもので、一五〇〇年代の版画にその情景が多く記されている。またペルシアでも鋸挽はおこなわれており「サレンシアのキリスト教司祭シメオンの姉妹は、呪術によって女帝を病気にからせた罪に問われ、生きながら鋸で四つ引きにされ、死体は市内各所に吊り下げられている（大場・拷問刑罰史三九頁の説明、四〇頁の絵画）。

刺 刑

串刺刑、刺殺刑、抗打ち刑などと呼称される死刑である。

〔中国〕 槍や抗を用いて刺し殺すという正式の刑は見当らないが「明の瀛涯勝覽の占城條『西洋朝貢典錄』に削木（堅い木の先を鋭く削って人体を縦にさし貫いて殺す）」といふ記述がみられる（仁井田・法制史研究三八二頁）。これは知識として伝えられた西洋の刑を書き留めたにすぎぬものである。

〔日本〕 散梶、梶首の系統がこれに該する。斬首ののち、抗に首を刺して晒すもので、発想ならびに形態的に刺刑の類型といえよう。洗濯干場のごとく一本の木に横木の棒を渡し、これに首を並べた首棚方式がみられ（のちの獄門台）、獄門寺といった寺の鬼瓦（棟端）に懸け据え、あるいはまた檣の木に吊るす方式もみられる。「前九年の役、梶首図」とか、木曾義仲の首が左京の獄に晒されたなどがその一例である。

〔西洋〕 古くからある抗打ち刑を原型としており、東欧では戦場などで広く用いられたといわれる。中世では「魔女の楔」(INSTRUMENTOS DE TORTURA, FIGURE118)といつて、三角錐の台の上に股がせ、両手足に鉄の鍾りをつけ、その重みにより魔女？の股間を錐の角で突き裂くのである。ルーマニアのドラクラ公（吸血鬼伝説のドラキュラ）は多くの人を串刺しにしたことが伝えられており、一四世紀以降、多くの版画に描かれている。抗刑、刺殺刑とも、これは抗でもって肛門から貫通して内臓を通り、抗先端が喉や背中に出る惨刑である。

さらに、もう一つの刺刑器具にニュールンベルク城の地下秘密法廷で用いられたと伝えられる「鉄の乙女」「鉄の処女」(アイゼルネ・ユングラウ＝The iron maiden of nuruberg)という大きな鉄の人形がみられる。これはマント型の前扉を閉めると、中に押し込められた罪人の体の各部に内臓されている鉄刺が突き刺さり、貫通して死に至ら



⑧ドイツのニュールンベルクの鉄の処女（1828年複製品、川端・拷問の歴史30頁所掲）（財）フロンティア協会の掲載ご協力による

しめるというものである。ただ「伝説によると鉄の処女は死刑の刑具である。しかし鉄の処女によって死刑を執行した記録は見あたらない。また、実物は通常人の大きさよりも著しく大きい。顔面裏の釘が頭部に刺さるような大きな人間は考えられない（瀧川・刑法史の断層面一五二頁）」という感想と意見もみられる。

この内臓された鉄刺の機能について、ニューヨンベルク城の鉄の乙女は

この中に容疑者を閉じ込めて扉を締めると、鋼鉄の針が容疑者のその身体を突き刺す。一本の針が両目を貫き、ほかの針は体中のあちこちを突き刺すのだが、しかし針は、心臓や頸動脈のような急所を外すよう配置されていた。そのため、容疑者は即死することなく、「鉄の処女の胸の中で数日のあいだ、血を流しながら苦痛に耐えなくてはならなかつた。『死刑全書』（筆者注・原書房刊）によると、一五一五年に偽札を作つた男に対してこの処刑が初めて実施されたが、男は絶命まで三日間苦しんだという記録が残つてゐる」（秋山、図説拷問全書一八四頁）

といわれ、もう一つのトレドの異端審問所の地で拷問室で発見されたと云う鉄の乙女は、木製の『悲しみの聖母』といわれるマリア像で、ニュールンベルクの乙女と異なり

容疑者がこの前に立つと、マリア像は両腕を開き、彼を抱きしめる。そして自身の針や刃物で、彼を血まみれにした。マリア像の両目から飛び出す刃物が容疑者の両目を刺し、マリア像の心臓から飛び出す鋼鉄の棘が彼の

心臓を貫いた。それでも絶命しないとき、怪力のマリア像は窒息するまで彼を抱擁するのだつた（秋山・図説拷問全書一八四頁）

と機械仕掛けで動くというマリア像の腕や両眼から飛出す棘について伝えている。この伝えを好奇な風説とみる考えもあり、私もトレドの実物は見ないだけに、技術的にも制度としても、その機能は半信半疑である。あえていえば、ドイツの法史学者カール・フォン・アミラ（一八四八—一九三〇）の威嚇用具説が妥当ではなかろうか。

圧死刑

压殺、压搾刑 (Peine forte et dure, Crushing)。これは土の上、床の上に寝かされた罪人の上に石・鉄の秤といつた重いものをのせて压死させる刑で、本来は拷問を目的としたものである。

〔中国〕 正式の刑として、これに該たるもののが無い。

〔日本〕 正式の刑として、これに該たるものがないが、拷問として伊豆石抱き（算盤責め）という絶命寸前まで追込むものがある。

〔西洋〕 一五九二年にアンペルスで刊行された書物の中に、ローマ・カトリック教徒が压搾刑を加えられ苦しんでいる一枚の図版があつたが、イギリスでも宗教上の罪人にこの拷責が適用されたように思われるとの記述を見る（大場・拷問刑罰史一五五頁）。たしかにその通りで、この刑は中世以降、イングランド、アイルランドを中心におこなわれていた。「亀の刑」(The "Turtle")と呼ばれる刑がそれで、四角い板（あるいははずした扉）の上に重し

が亀の甲のごとく整然と並べられてゆくからである。

よつて「数百キロにおよぶ重しによる压死刑。この刑は亀の刑と呼ばれたが、木の三角柱で下から支えるようにして、さらに激しい苦痛を与えるとする場合は“秤”とも呼ばれた」（川端・拷問の歴史一〇六頁）と説明されている。木版画の構図からみて、亀と云うより秤で計量している場面のごとく把えたからであろう。

インドにおいては象による踏みつぶし刑といわれるものが伝えられている。これは「一八一四年に出たボンベイのある雑誌に、インドで執行されたこの刑罰の話が出ている。罪人はバロダで主人を殺害したひとりの奴隸であった。午前十一時ごろ、背中にひとりだけ御者（ごしゃ）をのせた象がひき出され、そのぐるりを竹を手にした土人らがとり囲んだ。罪人は三ヤード後方の地面に横たえられて、三本の縄で足をしばり、その先端は象の右後足の環にしつかりとくくりつけられた。象が一步動くと、そのつど罪人は前方へぐいと引かれるわけで、八歩ないし十歩で手足はすつかり脱臼してしまったにちがいない。罪人は泥だらけになっていたが、まだありありと生きている兆候を見せ、苦もんの絶頂にあるように思われた。およそ一時間ばかり、そんなふうに責め苦にあわせてから、こんどは罪人を郊外へ運んだ。そして、その目的のために訓練された別の象が罪人の頭に足をかけて、息の根をとめてしまった」（大場・拷問の刑罰史一六二頁）という話である。

アイルランドのリッサでは「リッサの鉄の柩（ひづき）」という変った压殺刑があり、これは「囚人をこの柩の中にじこめると、鉄の蓋が徐々に彼の上におりて、押しつぶしてしまっわけである。蓋の緩慢な降下のため、死ぬまでには數日間を要した」（大場・拷問刑罰史一五七頁）という。現代に伝える压死刑の姿は、一九九二年ロンドンを訪れた際、市内の私設拷問具陣列館『ダンジョン』に、人形でつくられた石積みの压死刑の姿をリアルに再現させてい

た」とを想起する。

突落し刑

突落し、墜落刑、断崖刑。高い崖からあるいは穴の中に突き落し死に至らせる原始的な死刑である。

〔中国〕 古く「穿」という刑があり、穴の中に棘刺とげが仕掛けたのである。この陥穿に突き落して殺す刑である。

〔日本〕 島仕置として断崖から突落すもので、八丈島底土港に突き出た宇右衛門獄が著名である。「この最上段から投げ捨てれば、それぞれの岩角に当りながら大浪碎け散る谷底へと消えてゆく。その刑に処せられた最初が右衛門と呼ばれる流人で、その名がある」(重松一義稿「近世伊豆流人御仕置考」中央学院大学論叢第七卷二号)。

〔西洋〕 紀元前四五一年に制定されたローマの十二表法(Lex duodecim tabularum)は当時の慣習法を成文化したものであるが、逃亡奴隸など非自由民にこの刑が用いられており、ユダヤ人の世界では断崖・城壁からの突落し、墜落刑があつた。また同じくローマでは「カピトールのタルペイアの岩から投げる刑もあつた」(瀧川・刑法史の断層面五六頁)

投石刑

石打ち刑、石子詰などと呼ばれる古い形の死刑である。非公式な公衆の私刑である場合も多い。

〔中国〕 唐の建中三年の勅に、盜犯に対する「衆を集めて決殺する」とあり、投石によるものと思われるが定かでなく、この種の刑罰は中国においては具体的例を挙げることが難しい。

〔日本〕 寺社法により石子詰という刑があり、ある意味では断崖・突落し刑の変形とみるものである。奈良興福寺の手習小僧三作が鹿殺しの罪で、穴の底に鹿を抱かされ石子詰となつた伝えや（重松一義『少年懲戒教育史五五』、第一法規、重松、刑罰史蹟考一五八頁）、享保七年（一七二二）六月十九日、高野山寺領島野の名主戸谷新右衛門が江戸表の寺社奉行に越訴した罪により、高野山の奥玉川河原で石子詰とされた例などを挙げることができる。

〔西洋〕 ヘブライ法では信仰を放棄した者、親に不従順な子、婚姻前に不品行ある娘には「邑の^{まち}人、石もてこれを打ち殺すべし」（『申命記』第三章六、一〇）とある。

殴殺刑

撲殺、打撃殺と呼ぶ類の死刑である。

〔中国〕 撲殺、囊殺といった刑がみられ、秦の始皇帝は長信侯の二人の弟を捕え、袋に入れて殴り殺したといわれる（『説苑』）。

〔日本〕 万延元年（一八六〇）八丈島で流人史上最大の島抜け未遂事件がおこり、中之郷上浦では木槌での叩き殺しなどがおこなわれた（『八丈実記』）。近代においても旧陸軍の新兵に対する殴打、旧監獄時代での囚人への殴打といった私刑は存在した。

〔西洋〕 おおむね鞭打刑がこれに代わるものであつたと考えられる。

生埋刑

抗刑、穴埋刑と呼ぶ類いの生きたまま土中に埋める死刑である。

〔中国〕 公式にこの種の刑は存在しない。

〔日本〕 元和の頃に「生磔」という言葉をみるが、具体的に事例を特定すること難しい。あえて云えば石子詰などがこれに類したものに該当。転ばぬ切支丹への仕置きとして枷型の穴に放り込み埋め殺した「美濃の人折」といった箱詰めもあったと伝えられる。

〔西洋〕 一五二〇年、ブランデンブルク地方の領主ヨアヒムがユダヤ人を三八人も生埋めにした事例がみられ（川端・拷問の歴史一九八頁年表）、フランスではサンマルタン運河のそばに、十七世紀のはじめごろまで生埋め用の土地もあつたという（堀井・パリの裏通り一二六頁）。

餓死刑

拷問を兼ねた最も原始的な死刑の一種。

〔中国〕 文献上、法定刑として存在しない。

〔日本〕 法定刑として存在しない。法定流刑地八丈島では、明和元年（一七六四）以降数年は飢饉がひどく、

島民・流人の餓死が多く、事實上の餓死刑の様相を示した。

〔西洋〕 一四七〇年頃に描かれた絵画につき「餓死刑になつた二人の男、さらし台にはめられ、人里離れた洞窟に送られる」（川端・拷問の歴史一二四頁図一四一）との説明がみられる。

獸刑

猛獸の餌として噛み殺され、喰い殺せる死刑である。

〔中國〕 「梁書」卷五四の諸夷伝（文身國伝）に「猛獸がこれを食べればそれまでであるが、猛獸がこれを避け食べずに一夜を過ごした場合にはこれを赦す。猛獸の食べないのは無罪の立證となるからである。すなわち、それはまた猛獸神判の一事例となるものである」（仁井田・法制史研究三九〇頁）との説明がみられる。象による死刑は先に触れたが「象の鼻を以て受刑者を巻き上げ地に撲つて殺す」（仁井田・法制史研究三九一）と、宋史のなかに南方諸国のこと記されている。

〔日本〕 古代の神判の方法として「北史の倭國伝によると、瓶の中にもマムシ毒蛇を入れて探らす神判もあつたようである。マムシに蟻さされた者は有罪、蟻されなかつた者は無罪である」（龍川・行刑史一三頁）といふ事例が伝えられているが、獸刑という類は存在しない。

〔西洋〕 古代ローマの支配下、「アレーナで猛獸と闘わす刑を認めていた」（龍川・刑法史の断層面四一頁）とあり、暴君ネロが大円型闘技場コロッセオにおいて、キリスト教徒をライオンの餌食とした狂氣の獸刑は広く知られている。これは「狩獵または同様の民族的娯楽として、生命抛棄の形式のもとに執行される死刑である」（龍川・刑法史の断層面五四頁）との説明がなされている。

自殺刑

自尽、自裁、自害、自滅、切腹、賜死などで表現され、必ずしも刑場ではなく、城内・陣中・自邸において、自

らの手で自分自身の生命を断つことを命ぜられた死刑をいう。

〔中国〕 古く南北朝時代の宋で賜死の刑がみられ、唐の太宗のときにも「五品以上、死を論じ或は死を家に賜う」（『新唐書刑法志』、布施・法史学概要）とある。安禄山の乱（七五五）のときにも「七人並賜自盡」（『冊府元龜』仁井田、法制史研究一一二頁）という史実を知る。また義和団事件（一八九九）において莊親王載勛は宗人府に監禁され、「賜フルニ自盡ヲ令ス」で以て縊死の刑に服している。

〔日本〕 中世、自盡を促し、事實上、自盡に追込む型式に「放打」（放討）といふものがみられる。これは「身分ある武士の罪人を、放召人として拘禁場所から解き放ち、一定の場所に預け、あるいは在宅の状態に置いてのち討取つた。不文律の刑罰で、武士の道理にかなわぬ行為があつた場合への制裁として用いられ、武器でもつて殺害した。『甲陽軍艦』に「馬場美濃、おのここの利口者と沙汰するは、はなしうちの成敗もの」「武篇の時も、放討ちの時も、數度少しづつ手負い」などの用例を見る（重松一義稿「放打」吉川・国史大辞典⑪六三八頁）。豊臣秀吉が実子秀次を高野山に追放のうえ自害させたこと、千利久が秀吉より死を賜うに至つたこと、赤穂浪士が切腹を命ぜられたこと、いずれも放打という先例が様式化され、切腹、自盡という身分刑の刑罰を構成したと考えられる。

「自滅」は伊豆七島での凶惡な流人に對しホダ（枷付着）を申付、尚改悛の情なき者に對し「自滅申付」と、自殺、餓死やむを得ないとしたものである（本山桂川『海島民俗誌』、拙稿、先掲「近世伊豆流人御仕置考」）。

〔西洋〕 ギリシャの哲学者ソクラテスは、國法なれば「惡法も法なり」として、与えられた毒杯を飲み死に就いたことは著名である。

毒殺刑

「砒素」・「とりかぶと」といった猛毒により殺害する死刑である。

〔中国〕 公式に毒殺刑という刑罰は存在しない。造蓄蠱毒の罪というものがあり、毒殺するための虫を飼育する」とを罰しているとか、西漢の呂后はきわめて残忍性があり「高帝の寵姫の戚夫人の手足を断ち、眼と耳をそぎ、啞になる薬を飲ませた」(布施、法史概要八三頁)といつたことが伝えられ、刑より犯罪に多用されている。

〔日本〕 中国と同様、公式の刑罰は存在せず、むしろ犯罪の手口としてその例をみる。足利尊氏の弟直義は鳩毒により殺害されたともいわれ(『大平記』卷三〇)、伊達騒動もこれにからんでいる。東北地方の伝承をもとにつけられたといわれる井原西鶴『武道伝来記』卷一にも斑猫(はんねこ)の毒を仕掛けたという話がある(筆間・拷問刑罰史八〇頁)。

〔西洋〕 毒殺を刑として用いた例は、先述ギリシャのソクラテスの自殺刑が数少ない例であり、近代ではナチス・ドイツが真剣に考慮したとみる刑である(正木亮『刑事政策汎論』一三六頁)。

ガス殺刑

瓦斯殺(Lethal gas chamber)は密室に流動性シアン化水素ガスを注入して窒息死させる刑である。現在公判続行中のオウム真理教による地下鉄サリン無差別殺人事件の林邦夫被告への求刑(平成一〇年三月二日)において、検事は「犯人にも同じ苦しみを味わつてもらいたいのが本音です。毒ガスによる死刑という方法が可能なら、その

ような方法での死刑を希望します」という被害者の妻の初期処罰感情は反映刑を卒直に求めていたことを論告中に触れている。

〔中国〕 刑種、執行ともその例をみない。

〔日本〕 刑種、執行ともその例をみない。

〔西洋〕 一九二一年、初めてアメリカのネバタ州で行われているが、死斑が著しく宗教的批判も免れない。一九五五年、アメリカのサン・クオントイン刑務所での謀殺犯女死刑囚バーバラ・グレアムの執行例などが知られている。

電 気 犯

電気殺の刑 (electrocution) は、死刑囚を1000～1100ボルトの電流が通ずる電気椅子に坐らせ、感電死させるものである。

〔中国〕 刑種、執行ともその例をみない。

〔日本〕 刑種、執行ともその例をみない。

〔西洋〕 一八九〇年、殺人犯ケムラーがシンシン監獄で初めて執行され、同じく一九四七年、原子爆弾の製造機密を洩らしたとの罪でローゼンバーグ夫妻が処刑されている。電気殺は五秒ないし七秒間電流を流すと、数秒間、恐ろしい全身痙攣で身をよじるといわれ、この苦悶と、眼球その他、死体損傷も若干みられ、批判も免れない点がある。

銃殺、射殺刑

銃殺、射殺刑 (shooting) は、国際的にみて通常軍法会議で軍人に言渡す刑とされているが、民間人にもその適用がみられる。

〔中国〕 歴史は以外に古く、北史などの波斯関係記事や遼代に射鬼箭としてこの刑のあったことが知れる（仁井田・法制史研究三八九頁）。近代以降にもこれはみられ、特に現代においては、悪徳商人や麻薬犯などにこの刑が適用され、公開処刑されている。

〔日本〕 近世においては、弘化二年（一八四五）六月、八丈島において元吉原遊女の流人豊菊を主犯とする島抜け未遂事件があり、豊菊は同島稻葉の刑場で銃殺されている。これは伊豆流刑史でもはじめてであり、女の銃殺としてもわが国最初のことである。戦前においては明治十一年竹橋事件の近衛砲兵について越中島で、昭和二一年、二・二六事件の処断として、代々木の練兵場で銃殺刑の執行等がなされている。

〔西洋〕 アン王女の治世であるイギリスで、兵営からの脱走兵に銃殺刑を執行しようと、兄の兵士にも銃殺隊に加えようとしたため、兄は突然、指揮官の少佐を射殺したという事件があつたという（大場・拷問刑罰史一七四頁の『バーシィ奇談』による）。新しい事例としては美貌の女スペイのマタ・ハリが挙げられる。彼女はオランダ生まれで、その植民地ジャワで東洋舞踊家となり、やがてドイツ諜報部に所属するスペイとして活躍した。しかし二重スペイと断じられ、一九一七年、フランス軍によりヴァンセンヌ射撃場で銃殺されている。屍体はパリ大学医学部の解剖に付された（幸田・歴史犯罪物語四一頁）。ごく近年ではハンガリー暴動でのチャラシスク大統領夫妻の銃殺

刑、最近では平成九年一二月二七日、北アイルランド・ベルファスト郊外のマイズ刑務所内で、受刑者のプロテスタント系武装過激派（テロ・ゲリラ）幹部が銃殺されたことを報じている（毎日新聞、平成九年一二月二九日記事）。

薬物注射刑

毒殺刑の一種であるが、最も新しい医学的手法の死刑である。死刑執行室内にある手術台風の寝台上に寝かせ、胸・腰・足の三ヶ所を皮のベルトで締めて拘束、至死量の薬物を注射し絶命させる。絶命確認までに約七分を要するという。

〔中国〕 この手法による死刑執行例をみない。

〔日本〕 この手法による死刑執行例をみない。

〔西洋〕 平成一〇年（一九九八）二月三日午後七時、アメリカ南部テキサス州ハンツビル刑務所で、一五年前の一九六三年に殺人罪（共犯の男性は獄中で病死）を犯し、翌年死刑の言渡を受けた女死刑囚カーラ・タッカー（三八歳）がこの刑で執行せられている。その執行は、刑務所の正門前に死刑制度支持派と助命派数百人が集まり、テレビの同時中継を通じ、全米注目のなか、その瞬間を待つという異常な雰囲気のなかで執行された。わが国でも事後、テレビでその執行室などが報道されている。かつて麻薬漬けであつた彼女は、共犯者と共に男女一人を鶴嘴つるばくで惨殺したのである。しかし収監後はキリスト教の信仰に目覚め、テレビにもたびたび登場した有名囚であり、ローマ法王ヨハネ・パウロ二世や被害者家族、キリスト教団体などから減刑を支持する動きが最後まで活発になされたが、ブッシュ知事は女性ゆえに刑で区別しないという立場を示し、執行せられた。

【（左）ヨークの日正午　南部太輔が殺された後、4年が経った。同様に「出世した」と思われる死刑執行が減刑から死刑まで、タッカ死刑囚（38）の死刑執行が実現するか否か注目されていました。金本が死去してから、死刑執行が止まっていた。

米テキサス 「法の下では平等」 減刑・延期の嘆願退け 「法の下では平等」



1863年以来 女性死刑囚の刑執行

【（右）ヨークの日正午　南部太輔が殺された後、4年が経った。同様に「出世した」と思われる死刑執行が減刑から死刑まで、タッカ死刑囚（38）の死刑執行が実現するか否か注目されていました。金本が死去してから、死刑執行が止まっていた。

【（左）ヨークの日正午　南部太輔が殺された後、4年が経った。同様に「出世した」と思われる死刑執行が減刑から死刑まで、タッカ死刑囚（38）の死刑執行が実現するか否か注目されていました。金本が死去してから、死刑執行が止まっていた。

米女性死刑囚に高まる助命運動



知事が最終判断 執行なら76年以来

ついで地獄もあらうた。

難波ひろてつとし。

魔羅にわなびの犯行定

め。

「この女性はガーラ・タッ

カ死刑囚（38）＝写真・A

。一の事件に因る。A

。たゞシタターカー死刑囚

は、刑務所でキリスト教

の説教を受けていた。

刑務所で

犯行定

め。

「この女性はガーラ・タッ

カ死刑囚（38）＝写真・A

。一の事件に因る。A

。たゞシタターカー死刑囚

は、刑務所でキリスト教

の説教を受けていた。

刑務所で

犯行定

め。

「この女性はガーラ・タッ

カ死刑囚（38）＝写真・A

。一の事件に因る。A

。たゞシタターカー死刑囚

は、刑務所でキリスト教

の説教を受けていた。

刑務所で

犯行定

め。

⑨女死刑囚の刑執行新聞記事

(右) 平成10年2月3日毎日新聞記事、(左) 平成10年2月4日毎日新聞記事

→

米テキサス



＝AP

タッカ死刑囚

アーヴィング（米テキサス州）

ハーバード大学

第二章 肉刑執行形態と諸刑具

剃髪刑

髪刑、膚髪刑と呼ばれる。身体の一部である頭髪・鬚^{ひげ}を切り取り、あるいは剃去し、引抜く肉刑である。

〔中国〕 前漢の文帝は他の肉刑を廃しているが、この髪刑は存続しており、古くからの軽罪を位置づけている。

〔日本〕 素戔鳴尊が髪の毛を引抜かれ、爪を剥がされた刑が伝えられる（記紀）。戦国時代には敵の武将の髪^{もどり}を切って恥辱を与える陣中作法がみられる（源平盛衰記 卷三八）。一般庶民には片髪剃などの刑もみられた。

〔西洋〕 ラントの平和令にもとづく膚髪刑は、軽罪として女・少年に用いられている（ミツタイス・世良法制定四二四頁）

足切り刑

断足刑と呼ばれる肉刑である。

〔中国〕 刑、刖、臏という用語がある。尚書呂刑孔安国伝により刑と刖は断足刑（片足を切断）。尚書刑德放により臏は脛の筋・骨を切る刑に区別されている（仁井田、法制史研究六四頁）。魏晋南北朝時代の宋においては「秦始四年（四六八）寇賊の赦にあつたものに対して「却」字を黥し、脚筋を断ち遠地へ徒して死刑に換えたといふ」

(宋書明帝紀、仁井田・法制史研究九八頁)。

〔日本〕 古く顯宗天皇（四八五—八七）の条に、猪甘の老人が食糧を奪い逃走したという科で斬殺され、一族は走行を困難にさせる目的で膝の筋を切斷されるという縁坐の肉刑に処されている（『古事記』下巻）。

〔西洋〕 鋸引きによるほか、膝くだき器（The Knee-splitter）により関節（膝・肘）を碎く刑をみる。

手切り刑

手首、腕、肘の筋を切斷するなどの肉刑。

〔中国〕 凌遲處刑が公然と行なわれる以前には、古く「千切り」「一一四切り」などと呼ばれる切刻みの刑があり、殷の紂王は腕脚を切落させ塩漬・乾し肉にしたとか、前漢の始祖劉邦の皇后（呂后）が夫の愛人である戚夫人の腕・脚を切落し便所に放置し「人彘」と呼ばせたとか『旧唐書』『資治通鑑』などによれば、唐の高宗の皇后となつた武后（則天武后）が前皇后（王氏）と淑妃（蕭氏）を百杖のうえ手足を斬り落させ、酒瓶の中に投げ入れたといつた暴虐な私刑の故事が伝えられている。

〔日本〕 保元の乱（一一五六）では、強弓で知られた源為朝が、再び弓が引けぬよう肘の筋を断たれ伊豆大島へ流されている。また『玉葉』治承三年（一一七九）五月一九日の条に、檢非違使が京洛の強盜十二人を捕え、腕木に縛り、刀に槌を加えて手首を切り落とした記述がみられる。

〔西洋〕 手足の切断刑として斧を用いた事例は多い。イスラム教圏では十八世紀末まで、盗みに犯して手斧での手切落し刑が存在した。

指碎き刑

指切り、指碎き、爪剥がしなどの刑をさす。

〔中国〕 指碎きでなく指切りは漢民族より北方民族蒙古で主として用いられ、「オイラート法」(一六四〇)では窃盜罪に適用されている(仁井田・法制史研究三八三頁)。

〔日本〕 素戔鳴尊が乱暴の罪により手足の生爪を剥がされ、高天原から追放されたとの神話をみる(記紀)。その後、公式の刑は存在しないが、やくざの世界で不義理などを理由とした「指詰め」という私刑・慣習がみられる。

〔西洋〕 インドでは「掏模の初犯には一本の指を切る」(『マヌ法典』)とあり、異端裁判では親指つぶし器(The Thumbscrews)という、テレジア法典で認める公式拷問(予備拷問)の一つがある。ネジを利用した金属製「ヤットコ」が作られ、拷問と同時に刑罰ともされている。一六八一年には「スコットランドの聖職者ウイリアム・カースティアズが親指つぶしの刑に処せられている」(川端・拷問の歴史一〇〇頁年表)。

この刑はオーストリアの女帝マリア・テレジアが発布した「テレジア刑法」(一七六九)に図版つきで正式に規定されるに至り、鞭打ち刑と共に怖れられた新拷問器具・刑具となっている。

鼻そぎ刑

刀で鼻をそぎ落とす恥辱的肉刑である。

〔中国〕 剷刑割鼻は古く周以前、秦漢時代すでに存在、胡氏帝王大紀、漢書刑法志の孟康の注などで知られる。

〔日本〕 剗刑、鼻殺(そぎ)という用語をみる。上唇から上に向けて鼻を刀でそぎ取るもので、私刑としては後白河法王のとき、重国花方を鼻殺したことを伝えている（『源平盛衰記』卷三八）。織田信長が信濃高遠城主仁科信盛に降参するよう軍使の使僧を出したところ、信盛はこれを拒絶し、使僧の鼻をそぎ追返している（『甲乱記』）。近世に入つてからは慶長一四年（一六〇九）、日蓮宗の僧日経ら数人が他宗を誹謗、自説を曲げなかつたとされ、幕府より鼻そぎ・耳そぎの刑を受けている。江戸時代でも諸藩においての劓刑は執行されており、特に京坂以西での姦夫姦婦は鼻そぎという刑が多用されている（『夷曲集絵抄』、重松一義稿「伊豫大洲藩獄門控考」中央学院大学総合科学研究所研究年報3）

耳切り刑

劓刑、耳切りの刑と呼び、耳を刀でそぎ落とす刑である。

〔中国〕 「上九、校を何し耳を滅す」（『周易』噬の卦）という記述がみられる。モンゴル系の軍刑である。

〔日本〕 先述のごとく劓刑と併用する場合が多い、劓刑・耳刑は加賀藩では疵付追放と呼び追放刑に併科している（牧健一『日本法制史概論』改訂版三七九頁、昭和一三年、弘文堂）

〔西洋〕 発想として、また独自の刑としてその例は乏しいが、イングランドでは神聖な場所で喧嘩をした場合、加害者は耳を失うことが焼印刑の項でみられる注目にしたい。

舌抜き刑

断舌刑、舌切り刑 (The Cutting out of the Tongue) と呼ばれる肉刑。

(中国) 元の武宗時代の反映刑^{ヒントウ}、元史八思巴伝に「凡民殴西僧者截其手、詈^{スル}之者断其舌、時仁宗居東宮聞之、亟奏寝其令」とあって、西僧（西藏喇嘛僧）を殴る者はその手を截ち、詈^{スル}ものはその舌を断つ」とある（仁井田、法制史研究五四二頁）。截舌とも呼ばれる。

(日本) わが国では昔話として“舌切り雀”的説話が、佛教講話に「嘘をつけば閻魔さんに舌を抜かれる」という戒めで広く伝えられているが、実際に法定刑としては存在しない。ただ後三年の役のとき、籠城中の清原武衡の近習千住丸が源義家を罵ったことから、のちに千住丸は舌を切られ樹に吊されといわれる（『後三年合戦絵詞』）。

(西洋) 古代バビロニアの「ハムラビ法典」（紀元前一九四七—一九〇五）では、「養親に対する不服従行為の重なものとして、親子関係を否認する意思表示をなした養子を処罰するに当たり、犯行の道具として作用した養子の舌の切斷をなす規定がある」（田中・世界法史三八頁、重松・理論と実際二六頁）。また同じく「人妻に接吻する者の下唇を切斷する規定も見える（同右同書）。

異端裁判・魔女裁判などの時代、舌を断ち来る鰐型ベンチ、釘抜き、舌抜き器、それに口開け器（川端・拷問の歴史一五八頁写真）といった指碎き刑に用いると同様のヤットコ状器具が用いられている。なお「處女の接吻」（baiser de la vierge）というからくりがあり、罪人がこれに接吻するもつ命じられ、像に近づいたとたんに、落し

戸で刺のついた車輪の上に転落させている（大場・拷問刑罰史一七八頁）。これは舌切りの発想と似て非なるものである。

目えぐり刑

抉目、抉目刑、目玉をくり抜く刑である。

〔中国〕 朱子語類に「所犯合墨刑加以墨刑、所犯合劓刑宮大辟皆然、猶夷虜之法、傷人者償創、折人手者亦折其手、傷人目者亦傷其目之類」（仁井田・法制史研究五四四頁）という反映刑の思想の流れに立つ一つの刑である。また三国時代の吳では鑿で眼窩を突き失明させる鑿眼と呼ばれる刑がみられる。清代の凌遲處刑図（大清刑律圖說）をみると、八刀を用いて眼をくり抜いている格好が描かれている（仁井田・法制史研究一五九頁図）。挖眼あつがんという表現を用いる場合もあり、これは両眼をえぐり取ることである。

〔日本〕 先住民族アイヌの刑として、姦婦には最も血の濃い肉親の手で、その眼を針で突かせ生埋めにしている（重松一義『北海道行刑史』一九頁）。眼が人体のうえで一番憎い部分であるからである。

〔西洋〕 抉目刑は「両眼が姦通の縁由であるとの理から姦夫の眼を抉る、との比較法上の事例が知られる」（田中・世界法史九八頁、重松・理論と実際三六頁）。

宮 刑

陰刑、淫刑、腐刑、羅切、蠶刑、胥靡（西漢）、椓ちよ（漢民族により南方に驅逐された苗民族の宮刑）、劓、除宮など

と呼称される性器切除刑・去勢刑である（『左伝』『史記』、仁井田・法制史研究六四頁・七三頁）。このうち腐・蠶は男子の宮刑をさす。

〔中国〕特に性犯罪に対するものではなく、肉刑の一つとされ、死刑との換刑処分ともなり（漢書景帝紀）、宦官として官吏に登用する特殊な分野もあつた。

〔日本〕古く伊弉再尊が陰所^{はいしょ}を焼かれたという神話があり（『日本書紀』卷一）、中世以降は多くみられる。「関東御成敗式目」にも「宮はへのこを裂くなり」と注記されており、女犯の僧に「羅切」（Mara=サンスクリット語、摩羅）が適用されている。このほか「男は勢を裂き、女は根門を縫いつぶるを宮と言う」（『大平記大全』）、「宮刑は淫乱を犯すを罰する故に、男女陰門陰茎を割塞する也」（『後大平記』）といった諸解説がみられる。

江戸時代では不義密通ならびにその手引きの御仕置は厳しく、『公事方御定書』には男は引廻之上獄門、女は死罪^をを定められている。しかし巷^{ちまた}では、享保の頃「問男の首代七両」一分=大判一枚（江戸）あるいは「五両」（上方）といった相場があり、「お触^{おふ}り三百、堪忍五両」などというセクシャル・ハラスメントの内済相場もあつた。さらに悪いことに、妻や妾にあえて姦通（壳色）させて金を喝し取り巻きあげる美人局^{（ひじりじょく）}という手口も横行、宮刑という刑は空洞化し、死罪か内済かという、きわどい両極の刑となつていて。

〔西洋〕これに用いられる男性性器去勢用ペンチ（Red-hot Pincers ans Tongs）といつたものが今日も遺され伝えられているが、「男性性器に関する刑が下るのは婦女暴行罪の時だらうと思いがちだが、そうではない。君主や為政者に対する暴行罪、同未遂、同予備罪の時である」（川端・拷問の歴史一七九頁）と説明されている。

皮剝ぎ刑

人体の皮・肉を引裂き、剝ぎとる肉刑。

〔中国〕 古い元の時代にあつたといわれるが、清朝の時代の同治四年（一八六五）湖北省で夫婦が母を殴つたという事件を重大視し「剥皮」（はくひ）という刑に処している。「是は法律にありませぬが元時代から行はれて居りまして、背中の真中から鋭利な刃物でスッと切つて、それから両方に割いて鳥賊のようになります。非常に痛いに相違ありません。此の剥皮の刑は支那では元代以後稀には行はれました。仲々熟練を要するので、それを専門にする者が現に北京に居るそうです。さうして剥皮して二、三日経つと死にますから、死んだ屍は是は火葬に附して、残った骨は克明に臼で搗き、斯んな不孝な奴の骨なり肉なりは、たとえ一塊りでも此世の中に存在せしめて置くことは不都合極まるというので、風で吹き飛ばします」（桑原・法制史論叢一八〇頁）と云うことになっている。剥皮は清朝時代にも散見され、全身に松脂を塗り、半乾きになるのを待つて手足を厚板に釘付けし執行している。

〔日本〕 『延喜式』卷八の大祓の祝詞にみる国津罪の一つに生膚断（いきはだだら）という刑がみられる。人の皮膚を切裂いた傷害への同害報復である。

〔西洋〕 古代バビロニヤの「ハムラビ法典」にもこの刑がみられる。皮剝ぎは「死刑執行と宗教裁判の拷問の両方で行なわれた。執行人は皮膚組織に筋肉まで達する深い切り込みを数ヶ所入れ、筋肉と肉皮の間の組織を切り取つた。そして、料理人が兎の皮を剥ぐように、すべての皮膚を少しづつ剥がしていく」（川端・拷問の歴史一四二頁）と説明されている。この作業に用いる器具には「猫鞭」（A Skinning Cat）と云う鞭（鞭刑の項の猫鞭参照）によるものと、「猫の足」（Cats Paw）、「スペイン式くすぐり器」（Spanish Tickler）といった猫の爪型（日本風に云つ

て熊手型) の鉄の鉤爪で皮膚をすたずたに引っ裂くものである。

このほか女性専用の肉刑道具・責具として「スペインの蜘蛛」(Spanish Spider) というものがある。これは「魔女の蜘蛛」とも呼ばれる蜘蛛の足に似た鉄爪である。「四本の長い鉤爪を連結して、ハサミのように開閉できるようになつており、拷問道具として基本的なもの」(川端・拷問の歴史一四四頁) ということで、乳房をつかみ、胸や腹をかきむしるのに怖るべき力を發揮したものである。ただ例外として男性の大腿部や臀部の肉を引きむしるのも用いられている。

また、「頭皮はぎ」という肉刑もヨーロッパでは太古からあつたといわれ、「インディアンの最もありふれた拷責は、頭皮はぎ(頭髪のついたまま頭蓋骨の皮をはぎとること)、不具化、火刑、それに乾燥した松葉を犠牲者の裸体のあらゆる部分につき刺してから、これに火をつける刑などであつた」(大場・拷問刑罰史一八六頁)と、ここにも皮剥ぎの刑があつたことを知る。

焼印刑

烙印、刻印とも呼び、身体に鉄製の焼き鎌ヤニヤマをあて、生涯消すことの出来ない火傷跡をのこすことによつて前科・旧悪の印とする肉刑である。

〔中国〕 次項の入墨を中心とするが、この刑も例外的に用いられている。

〔日本〕 中世、謡曲・説教節などで知られる山椒大夫の人買いなどが伝えられるように、人買商人には額に焼印を捺したという。

〔西洋〕 ヨーロッパ全域で用いられた「鉄製の焼き」には、罪状の頭文字の一字または単語の意味を表すアルファベット記号が刻まれている。例えば姦通 (adultera) ならば「A」。ふつうは肩の後ろだが、頬や額に押すことも多い。女性の場合は胸に焼きにてを当てて火傷を負わせた」(川端・拷問の歴史一八一頁)。

インドの『マヌ法典』には、「尊者の床を犯せる者に対しては女陰（の焼印を）を、スラー（酒）を飲む者に対しては酒屋の焼印を（孟のこと）、バラモンの金を盗む者に対しては犬の足の焼印を、バラモンを犯す者に対しては頭のなき死骸（の焼印）を（額に）捺すべし」(田辺繁子訳『マヌ法典』岩波文庫) とある。

このほか、世界各国で古くから焼印がみられ、諸文献を要約すれば、まことに古代ギリシャの奴隸には「F」、ローマの逃亡奴隸や盜人にも「F」、フランスの奴隸には「TF」(Traraux forces=強制労働の頭文字)、イングランドでは殺人者には「M」(murderer)、逃亡奉公人・浮浪者・ジプシーには「V」(Vajabound=住所不定・無職)、騒ぎを起こした張本人には「F」(fijhter=喧嘩屋) の字を、一年間のうち一四日以上姿をくらました奴隸には「S」の字（これは一六三六年廃止）、教会など神聖な場所での喧嘩は厳重に処罰されているが、もしこゝした場所で武器を用いれば片方の耳を切られ、すでに両方の耳がない累犯者、常習者には、頬に「F」(fray-maker=縫屋の) 字が焼印された。また教会に対する侮辱を先導した者には、「S」(Seditious libeller=自由な煽動者)との焼印が、教会独自の刑として捺された。さらに一八世紀ころまで、通貨の切れはしを所持していることがわかると五百ポンドの罰金と、右の頬に「R」の字を捺されたといわれる（大場・拷問刑罰史七五頁・七六頁、罪と監獄のロンドン一八二二頁などを要約）。

入墨刑

黥刑、刺配の刑と呼ばれ、主として墨色・藍色の生涯消し得ない色素を身体特定の場所に針を刺して染め込み、受刑・前科の印とする肉刑である。

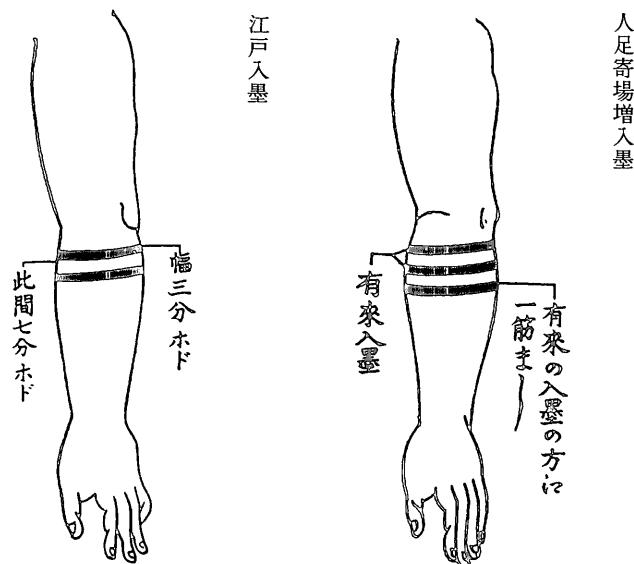
〔中国〕 古くより奴婢・奴隸の印、すなわち「古の罪人也」(『説文』)という認識がある。梁律では却掠を行なう者には「却」の字を入墨のうえ終身労役(官役)にさせていた(隋書刑法志)。しかし、この入墨刑は天監一四年(五一五)に劓刑と共に廃止されている(仁井田・法制史研究九八頁)。のち、唐に次ぐ宋代では黥(入墨)を施して沙門島などへの労役刑に服させる配隸(刺配の刑)となつて存続されている(宋刑統)『宋会要稿』、仁井田・法制史研究一一四頁、一一七頁)。

〔日本〕 『魏志倭人伝』では邪馬台国の男子はすべて入墨をしていたとあるが、これは習俗で刑罰ではない。刑罰としては履中天皇の元年(四〇〇)、仲皇子(天皇の弟)の反逆に連坐した阿雲連浜子は額に入墨をされたといふ(日本書紀卷二二)。中世では斬刑・追放刑・耳鼻そぎなどの刑が多用され、徒刑、入墨刑はすたれていが、近世に至り再び全国的に復活をみる。入墨は庶民の男のみに科せられているが、稀に女の巾着切り、板の間稼ぎにも科せられた。寛政元年(一七八九)十一月、江戸小日向古川町の湯屋で某女が衣類を盗み、入墨のうえ過怠牢に入れられている。女入墨のはじめである(重松・刑罰史年表九二頁)。

入墨は牢付きの入墨専業非人が針を入れる。それは短い竹を苧^おで巻き、先端に木綿針四本が付いている。部位は土地により上腕・下腕・額と異なっており、また形態を異にするが、図のように線状・点状・文字のものがみられ、再犯者には増入墨を、もう一本加えられる場合がある。

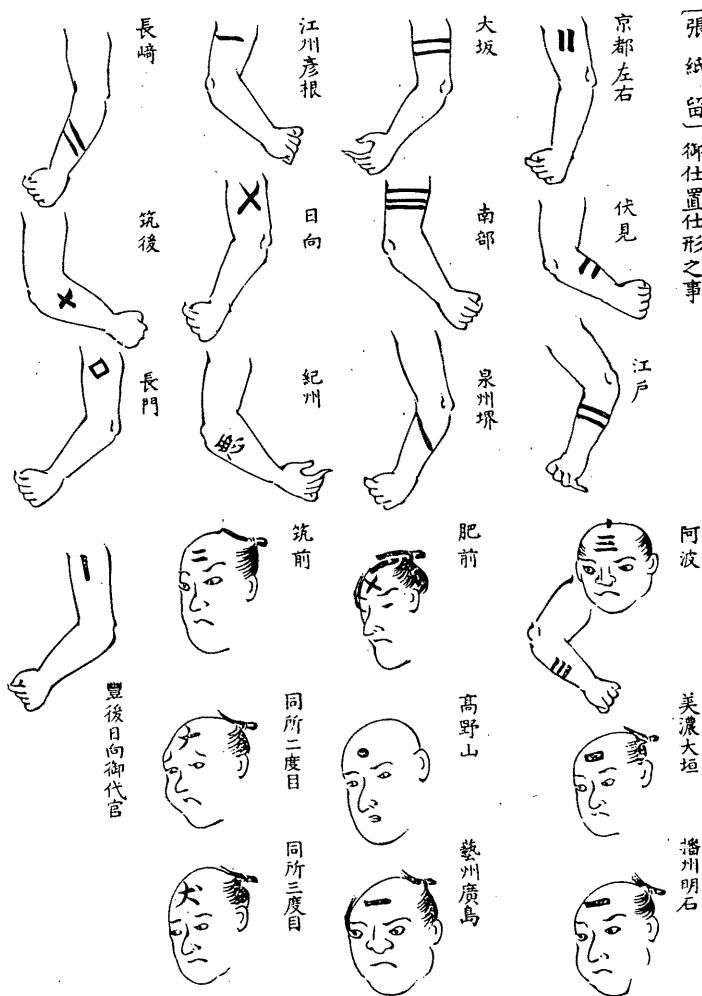


⑩⑪江戸時代の入墨刑仕方（『故事類苑』法律部38上。449頁）



⑫江戸増入墨（左），人足寄場増入墨（右）行刑史稿611頁

[張紙留] 御仕置仕形之事



⑪日本の近世各藩・代官入墨類別 (『故事類苑』法律部38下編上452頁)

第三章 鞭刑執行形態と諸刑具

笞杖刑（**ちとうけい**）は、笞刑、杖刑、敲、尻敲などの用語をみる。人体の尻ないし背中を鞭ないし長尺棒で叩く刑である。漢文字の字型の注釈から云えれば、「笞杖」は木・竹という植物製のもの。「鞭」とは動物の皮をなめした革を用いるものと区別される。

〔中国〕鞭朴刑（**べんぱくけい**）（笞杖刑）は記録にあるだけでも先秦の時代よりなされている極めて古い刑である。「鞭は皮製で、朴は木製の鞭である」（布施・法史学概要一五頁）と区別、鞭は官吏に（官刑）、朴は学生に（教刑）との区別もみられる（尚書堯典）。周の時代、すでに下半身を晒けて尻を打つ拷問の具ともされている。宋代には「折杖法」があり脣杖・背杖の区分がみられる。

隋代では「杖はみな生木の荊^{ばう}を用い、長さは六尺である。それには大杖・法杖・小杖の三つ等差がある。大杖は大頭のところの周囲が一寸三分、小頭の周囲が八分半、法杖は大頭の周囲が一寸三分、小頭は五分、小杖は大頭の周囲が一寸一分、小頭は極めて細い（続中国歴代刑法志二三頁「隋書刑法志の項」とある。

明代に至つても笞杖は酷刑として乱用がみられ、鞭朴といえは拷訊用で、一般常用獄具として梃棍・欄馬棍・生樹棍といった杖。鞭背脊鞭足踝、燕兒飛、竹簽といった竹片を用いた笞（鞭）がみられる（李・監獄法制史一五一頁）。『明史刑法志』

95 刑具・拷問具・拘束具



②上 日本の敲刑・江戸期（『故事類苑』法律部38下編上475頁）

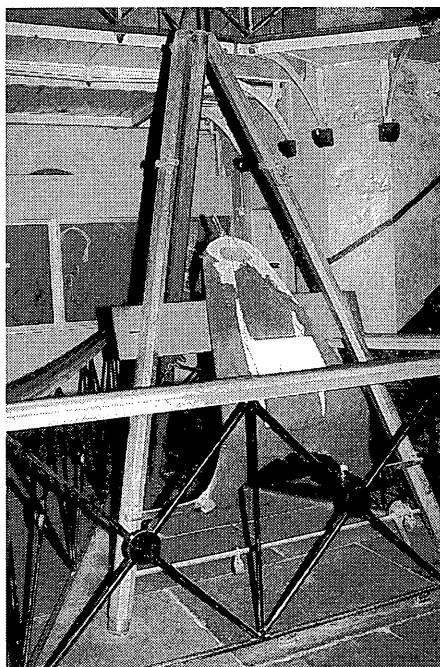


③中国清朝の臀杖刑図（『官場現形記』『紹心法清証詭多才』、仁井田・法制史研究扉所掲）

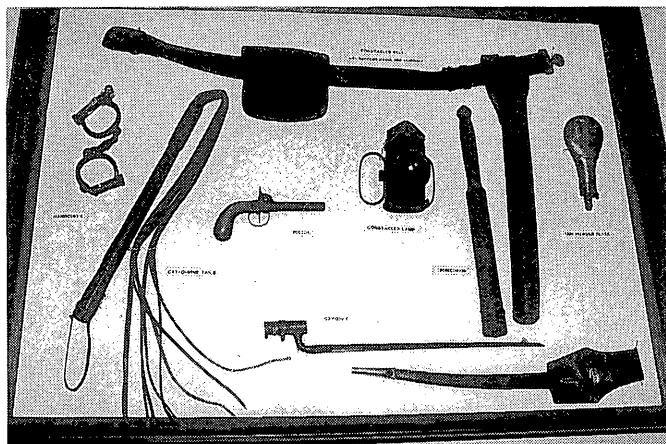
〔日本〕　わが国は奈良・平安時代、中国の隋唐律を倣う律令体制に入つており、軽い笞刑は郡司に委ね、それ以上は杖罪として国司が、本貫（本籍）が都（京）にある者は中央官庁である刑部省があたるなどの管轄が分かれていった。笞は竹に麻糸を巻いた刑鞭を指し、杖は長尺棒の刑杖という区別のもと執行されている。ここにあって、拷掠（拷問・責問い合わせ）も、杖の拷問は三回で背と臀を分決（別けて叩く）しながら二百との上限があり（『法曹至要抄』『令義解』獄の条）、笞刑は十より五十、杖刑は六十より百という律令で定める刑罰と比較すれば、拷問の法が数が多く偏則的な制度であった。このため、天平宝字元年（七五七）、惠美押勝の專制を除こうと謀った道祖王・塙燒王・黄文王・小野東人・大伴古磨ら高位高官が捕えられ、厳しい杖打・拷訊により撲殺されている（『続日本紀』孝謙天皇の代）。中世・戦国時代は惨刑多く、こうした笞杖刑は厳密な執行をみるとなく無造作に打ち据えている。現地領主の適宜な笞杖の所成敗・所仕置きとしてなされている。

近世、江戸時代になり、笞は五十敲、杖は百敲という基準の『公事方御定書』により牢屋敷門前で執行される。耳切り鼻そぎの刑も敲に代替されている。敲の執行は、まず囚人を下帯一つの裸とし、薦上に腹這いさせ、四人の牢屋下男が四肢を押え、打役が「簞尻」と呼ぶ笞棒で五十まで休みなく敲く。打つ要領は背骨に当らぬよう背と尻を打つのである。ここで打役は交替して小休止、さらに五十を叩き終える。その数を立会の数役が、数珠式になつた木製の紐通し板を順次はずしながら勘定することになつていた。

なお、牢屋敷や人足寄場から逃去あるいはそれを企図した囚人は、「牢庭敲き」という牢内在囚の見せしめのため牢屋敷内の埋門内で五十敲ないし百敲のいざれかを執行している。幕末には女・子供への代替刑として過怠牢舎入りが広く採られている。



⑬①オーストラリアの鞭刑具（旧メルボルン監獄展示品、筆者撮影）



⑬②オーストラリアの鞭その他（同上）

〔西洋〕　中国・日本と同様、鞭刑の歴史は古いが、奴隸刑への対応経験が長く広域にわたった点から、鞭刑は慣習的に多様で、数も法定されていない嫌いがあつた。それに柱・鎖などに不自然に縛りつけて打つため、打撃の度合いは一層苦痛を与える、厳しいものであつたといえる。一九世紀に入つても、イギリスでは「大人・未成年者・浮浪者などに鞭打ちが依然適用されており、一六歳以下では二五回以下、それ以上五〇回まで、罪の重さに応じ打つ回数はさまざまだった」（罪と監獄のロンドン一九〇頁）と、それでも打つ数はようやく一定の限度を定めるに至っている状況を知ることができる。

革　鞭

竹を芯とした日本式鞭ではなく、牛馬の皮で作られた鞭（Leather Whip）である。

〔中国〕　生皮となめし皮の別がみられる。

隋代では「鞭には制鞭・法鞭・常鞭、およそ三つの差等がある。制鞭はなめしてない革で廉のあるままのもの、法鞭はなめしてない革で廉を取り去つたもの、常鞭はなめした柔らかい革で廉を取らないものである。どの鞭にもみな鶴頭を作り、紐の長さは一尺一寸、梢の長さは二尺七寸、広さは三寸、鞭の長さは二尺五寸である」「老人や子供で、法鞭・法杖を受けるべき場合は、熟韁鞭（筆者注：軟らかいなめし皮で使いなれた常鞭をいう）。小杖を用ひ、五十以上笞打つ場合は、速度をゆるめて打つ。将吏以上のもの、および婦女子で鞭杖の罰を受くべき場合は、罰金をもつて代えさせるが、下級職員の身分で罰を受くべき者、および律令で特に罪名を指定

して罰を定めている場合は、この令を用いない。訊問の時の諸罰には、みな熟鞭・小杖を用いる。制鞭・制杖・法杖は、特別の詔がない限り、いずれも用いてはならない。詔によつて鞭や杖の罰を京師みやこで行なう場合は、いずれも雲竜門で実施する。女子の懷妊している場合は、鞭杖の罰を執行することを許さない」（続中国歴代刑法志二三頁・一二五頁「隋書刑法志の項」とある。

〔日本〕 草鞭の使用はみられない。

〔西洋〕 古代メソポタミアでは、牛の尻尾による鞭刑があつたといわれ、中世以降のヨーロッパでは厚く太い皮を鎖型に編むなどの鞭がみられる。

鎖の鞭

鉄製の鞭（鎖ないし先端に鉄片付着）で、革鞭よりはるかに打撃は強く、死刑に等しいものである。

〔中国〕 用いられていないが、あえて挙げれば「磨骨釘」という夾棍などがこれに近いものであろう。（明史刑法志）

〔日本〕 捕具の鎖錠がこれに近いものといえるが、用法としての鞭ではなく、このような鎖鞭は用いられなかつたものである。

〔西洋〕 大別して三種類あつたといえる。(1)短く四角な鉄の鎖が一本に分けられているもの。(2)や、長い三本の鎖の先端に鋭い刺状の鉄塊（いばらの冠、ひいらぎの葉の型）を付着させているもの。(3)三本の鎖の間に鋭い刃状

の星型ブレートが仕込まれているのみ。

当時の絵画によれば、未婚の母への鞭打ちには私服を着たまま革鞭が用いられ、修道女への鞭打ちには、上半身裸体で、両手を挙げさせて柱の鉄輪に縛り、(2)の「ひばらの冠」の鞭を用いている(川端・拷問の歴史一四〇頁、一四一頁。Instrumentos de Tortura 55p. 560.)

猫 鞭

一見してや、長い縄束(麻の紐の束)の先端に星型の金属片がジャラジャラと結びつけられている鞭(A Skinning Cat)である。前記鎖の鞭の変型とみられるが目的を異にし別用途。

〔中国〕 いのよつな類の鞭の使用はみられない。しかし遼・金の時代に沙袋の刑という沙石をいれた沙袋を杖頭につなぎ、打つ刑がこれに近いものとしてみられる(仁井田・中国法制史八七頁)。

〔日本〕 いのよつな類の鞭の使用はみられない。

〔西洋〕 この猫鞭といわれるもののうち、特にスコットランドで用いられた巨大な「九尾の猫鞭」(Cat nine-tails tales)は、鞭の先端を瘤結びにした九本の革紐を柄に通して束ねており、特別な用途があった。それは「皮剥ぎである」。すなわち

「肩から腕にかけての肉を、一撃ではぎ取つてしまつ」とができる。細い鞭の中には、そのむたらしんで悪名を馳せている「牛の腱」と呼ばれるものがある。「これは、尻を」、三度打つだけで、肉が裂けて骨盤が見えるほど鋭い」(川端・拷問の歴史一三八頁。Instrumentos de Tortura 55p.)と説明されている。

これを補足するものとして、イギリスの死刑執行人には「かばの枝鞭と九尾の猫鞭を使用する場合には、別に手当が支給された」（H・ブリーケレイ著・大場正史訳『死刑執行人の秘密』二〇五頁・桃源社）との説明もみられる。猫鞭は死刑執行人の特技として手当が与えられるということは、経験を要する特別な刑具であったようである。

ガントレット

中世ドイツ軍隊での特殊な集団鞭打刑である。

〔中国〕 このような集団鞭打は例をみない。

〔日本〕 脱走兵や新兵に対する平手打（往復ビンタ）などはみられたが、全員が鞭を以て刑罰に参加する例はない。

〔西洋〕 ドイツのドレスデンにあるダニエル・コドヴィエッキの版画（一七七〇年）によれば、上半身裸体で帽子をかぶる处罚兵士が、二列横隊に対面整列した人垣の間を一直線に走らされ、全隊員から鞭を打たれるのである（川端・拷問の歴史二三八頁）。

第四章 晒刑執行形態と諸刑具

引廻し

民衆への見せしめ、他戒的な効果を目的としたもので、動く晒しである。地域に刑罰効果を滲透させる本刑（死

刑) 執行前の予備行為、あるいは晒し場、晒し台へ連行する恥辱行進(パレード)といえるものである。

〔中国〕 古くから首に罪状を記した板・紙をぶら下げて、市中を引廻す風習があつた。現代でも銃殺刑場へ連行するため、トラック上に集団で立たせて乗せてゆく光景が、テレビのニュースの映像で時折り報じられる。

〔日本〕 碓・火罪・鋸引といった死罪の付加刑としておこなわれた。罪人を後手に縛り、裸馬に乗せる。馬上に乗れぬ事情ある者は曲禄という枠に坐らせ、それでもなお衰弱している者は奄もっこに乗せ、竹の棒で担いで引廻される。この行列の先頭には、先払いにつづき、幅六尺・高さ一尺の横巾の広い板に罪状が記されている。これを捨札と云い、非人が持つて歩く。さらに轍持・槍持に、さす又・袖搦めという捕物道具一本を立てて進む。これに宰領・警固の役人・見届役の検屍与力とつづく。

引廻し経路は「引廻道筋」といつて法定されており、勝手な横丁を廻ることは許されていない。安永三年(一七七四)十一月極のものとして、「旁道筋書付、吉原町と有レ之候儀、後々に至り粉敷候、以後とも右場所之儀は除き可レ申候」(行刑史稿六八〇頁)とある。このようなことから、寛政八年辰十二月の引廻は、「此者儀、不届至極ニ付、引廻之上、死罪に行ふもの也」との言渡により、牢屋裏門から引出され、定められた経路で江戸市中の引廻がなされ、再び裏門に戻り処刑されている(行刑史稿六七八頁~六七九頁)。

なお、仙台藩では死刑囚の後生願という宗教的配慮から「寺町引晒と称へて市中引廻のほか、必ず寺町を通過せしめた」(行刑史稿六七六頁)と伝えられている。

〔西洋〕 驢馬に乗せて引廻す例はスペイン、ドイツなどで多くみられる例であるが、特に「夫を殴った妻は、驢馬に後ろ向きに乗り、驢馬の尻尾をつかまされて町中を引き廻される」(ミッタイス・世良法制史四三〇頁)とか、



④⑤中国明朝の車輪付木驥による晒刑図（『水滸志伝評林』、仁井田・法制史研究扉所掲）



⑤死罪囚江戸引廻図（『刑罪大秘録』、行刑史稿677頁）

驢馬の背に後ろ向きに乗せられて刑場に赴く引廻しは、姦通罪で絞首刑に処される場合にみられ、極刑の車輪轡き（車裂き・車刑）執行には、「拷問の割り木」という伊豆石抱きの台に似た、あるいはトラクターのキャタピラに似た木橇に寝かせ、一頭の馬で刑場まで引きずつて連れて行く慣習がある。

またドイツでは引廻しは、犯罪内容が一眼でわかるような物を持たせて引廻す、いわゆる「物運び」「物担ぎ」を通例とし、首に縄をかけられ引廻されるのは絞首刑、剣を担いて引廻されるのは断首刑、鞭を担いで引廻されるのは鞭打ちの刑の後ち追放を意味している。また人頭や犬・蛙などの石彫を持たせる「石運び」は下品な行為をした者（途中で石を下ろせば贖罪金を追加支払いとなる）。喧嘩女たちや不忠義な者には「犬担ぎ」をと云う工合いである（Bilder avs dem Kriminalmuseum 13p.）。

捨 札

重罪人の罪状を記す広告札・掲示板である。

〔中国〕 罪状を記す板・布・紙片などが必らずと云つてよいほど罪人のそばあるいは罪人の首に掲げられている。

〔日本〕 近世、重罪人の処刑前後、その氏名・年齢および科書といわれる罪状を板に記し、広く民衆への見せしめとするため、引廻しの際、先頭を歩ゆむ非人がこの捨札を掲げ持つた。処刑後はこの捨札を高札場に立て、三日間掲示した（重松一義稿「捨札」吉川・国史大辞典⑧一二六頁）。

〔西洋〕 アメリカでは醉払いに背中から赤ペンキで「D」と記す木札をぶら下げさせ、町中を引き廻したとい

われ（大場・拷問刑罰史一三九頁）、デンマークでは警察が「笞刑、手の切断刑等の画像と共に犯罪者の名を書いて処々に掲示し、一般に警告」(The State of the Prisons by John Howard, 93p.=一九七一年矯正協会刊)したため、犯罪防止の効果が著しくあつたことを伝えてくる。

」のように、ヨーロッパでの「捨札」に相当するものは「木の札」「紙片」あるいは「額ぶちなどの粹」「物」を、自からの首にぶら下げる「広告」「掲示」であつて、ドイツなどでは一層に多様・多彩である。すなわちネックレスの項で記す」とく特大のサイクロやトランプカード、ロザリオなどで表わされているものであり、

妻に支配されっぱなしで、また妻に殴られた亭主は男あるいは家の主たる資格を喪失した訳で、彼の家の屋根はめくり取られ、従つて風雨の悪天候から護られることに対する無価値である事が示された。」の「屋根めくり」の罰の代わりに、大きな丸太が通り過ぎる人に良く見える様に家の戸口に立てかけられ、それは夫婦の間が治まつた時点ではじめて取り除けられるという「丸太立て」があり、また他の可能性として「さらし刑」もあり、その場合、亭主はさらし柱に縛り付けられた上に、「妻の尻に敷かれて可愛そくな亭主」と書かれた額を首から紐で吊して、皆のちょつ笑を浴びねばならなかつた (Bilder aus dem Kriminalmuseum 13p.)

といった例は、物により示された捨札、ラベリング、晒しである。

晒 台

場当たりの街頭晒あるいは広場で「不名誉の椅子」「不名誉のロバ」と呼ばれる椅子に座らせる例が多くみられ、鞭打刑と併用された晒となつてゐる場合も多い。しかし特定した常設晒台 (Pillory)、晒場も設けられている。

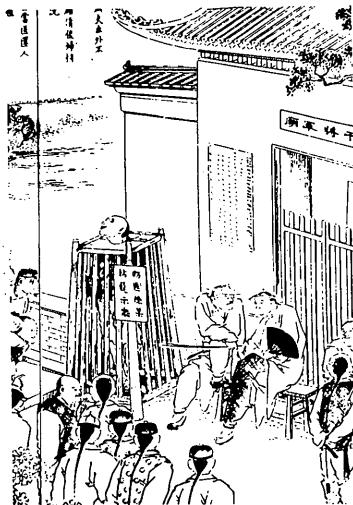
〔中国〕 不特定な街頭晒も多いが、市場などでなされる場合が最も多い。

〔日本〕 近世においては城下の高札場脇など、晒場は一定してゐる。江戸では日本橋高札場向いに二日晒しのち非人手下と定められている。この晒し場は間口七間、奥行六間とかなり広く、周囲は立入禁止とするため杭・太縄で囲い、薦で作った番小屋・便所の横に罪人を縛り坐らせる。晒しは朝五ツ（午前八時）から夕七ツ（午後四時）と定められている。おおむね女犯の僧か心中の仕損こないである。

〔西洋〕 中世末には立派な常設晒台を備えた都市がみられる。城門近くか、市場、広場、それに橋のたもとの鎖付き立晒しが通常である。橋といえば「ロンドンブリッジの籠」といわれるものが知られ、橋のたもとに格子付きの小屋が設けられて晒し場となつてゐる。わが国の日本橋の晒し場に相当する。

イングランド中部のベッドフォードという町には橋の上に小さな番小屋風の牢獄があるといふ（イギリス文学の旅一一一頁）。これも晒し場といふ感覺の立地条件にあるものと云ふよ。しかし枷に手足を出させて坐らせる街頭晒は根強くあり、「山羊の舌による拷問」(The Goat's Tongue) と呼ばれるものなどは、街角・通路脇・露地での不特定な街頭晒の一種である。通行人・野次馬に石や汚物を投げられたり、殴られたり、嘲笑・罵りに晒されるわけで、一般に晒台には女性の場合が多かつたといわれてゐる。

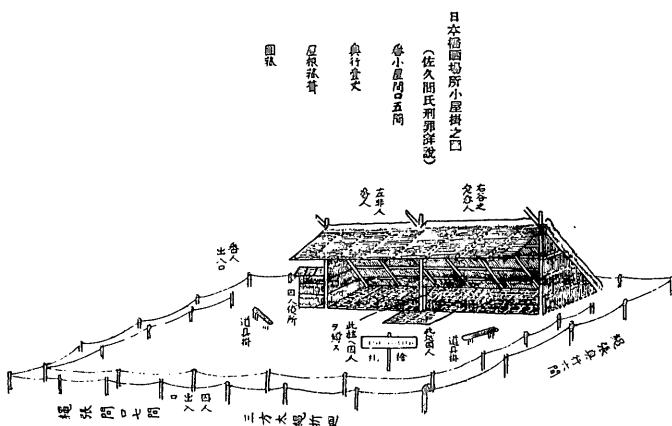
なお、晒台といふには大げさであるが、それに類したものに夫婦喧嘩が絶えぬ夫婦 (quarrelling married) に



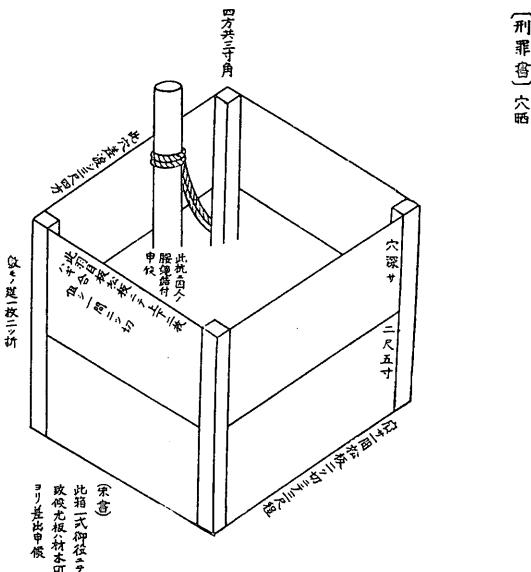
⑮上中国清朝の立枷・1人晒の型（『點石齋畫報』、仁井田・法制史研究扇所掲）



⑯下中国清朝の立枷・2人晒の型（同上）



⑯上 日本橋晒場所小屋挂図（佐久間長敬『刑罪詳説』、行刑史稿740頁）



⑮穴晒（『刑罪書』、行刑史稿741頁）

「揃り籠入れ」という晒しがみられる。

「兩人は鉢合わせに幾重にもしつかり縄で巻き付けられて、皆の視線を受けつつ揃り籠に寝かされ、これは罪人が成人した人間として皆に受け入れられなかつた事を示してゐる」(Bilder aus dem Kriminalmuseum, 13p. Criminal Justice through the Ages 364p. 上段写真)。

と説明がみられるものである。揃り籠(cradle)と表現されるのは、両端の台木はゆるやかな半円型となつて、揃する」とができるが、ひとくちに曰いて布団が無い木製ベットである。ヨリヨリは白布で包帯風に蓑虫の「」とへグルグル巻きにして寝転ばされるわけである (Austrian Regional Museum 所蔵・十八世紀のもの)。

晒用の枷

晒台で用いる木枷が主なもので、手・足・首の自由を奪つ晒台の付属用具である。

〔中国〕 各種の木製枷がみられる。ただ後漢の光武紀注に「施刑」という語がみられるが、この意味は「赦令によつて鉗鉢赭衣をはずす」と(布施・中国法史学概要一四七頁)と、「施」という意とは逆であり戸惑いある表現の用語である。しかしそれによりこれをはずす規定みると云うことは有意義なことである。

〔日本〕 晒用という特定したものはない。中国と異なるのは枷をつけての晒でなく、縛つての晒である。

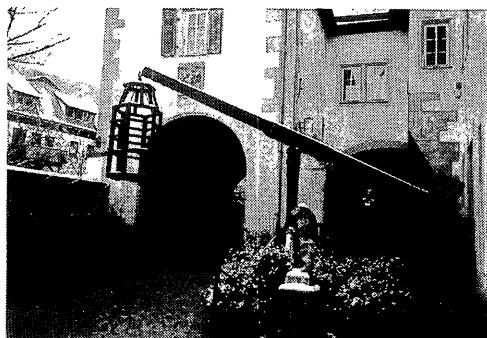
〔西洋〕 身体を柱・壁に鎖で連結、両手首、両足首を太い厚い板の丸穴から出させ固定する木枷が伝統的な枷



⑯①ローテンブルク中世刑事博物館建物 (Bilder aus dem Kriminalmuseum 1P. Rothenburg)



⑥②ローテンブルク中世刑事博物館入口 (椿久美子氏撮影提供)



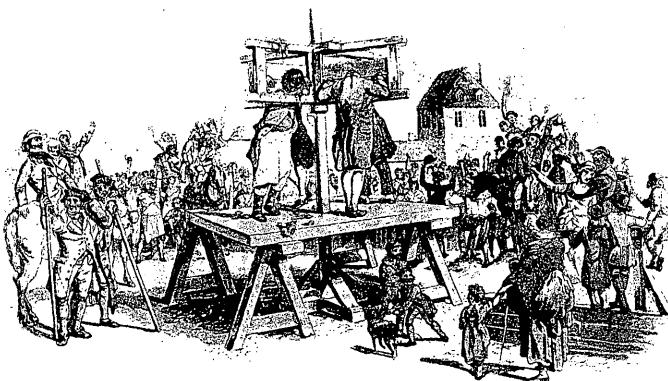
⑦③水刑用鉄籠 (ローテンブルク中世刑事博物館内, Bilder aus dem Kriminalmuseum 104P. 図, 椿久美子氏撮影提供)

111 刑具・拷問具・拘束具



A wrongdoer in the "Trülle" in Berne, 1780.

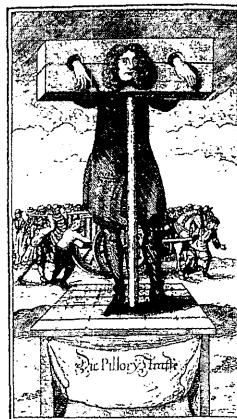
⑧①立晒の刑 (A wrongdoer in the "Trülle" in Berne, 1780. Criminal Justice Through The Ages 161P.)



④さらし刑具「プランガー」(18世紀イギリスの木製晒台, Bilder aus dem Kriminalmuseum 115P. 図)



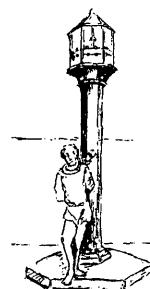
(左上) 樽晒の刑 (In the "drinker's barret". Criminal Justice through the Ages 278P.)



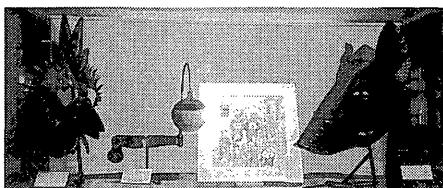
(右上) 「首のばし」 (Stretch Neck) と呼ばれる背を鞭打ち晒す18世紀イギリスでの銅版画 (Pillory, in the background, flogging. Copper etching, 18th cent. Criminal Justice Through the Ages 349P.)



(左下) ベルリンの法廷高台で晒柱に縛られ鞭打を受ける罪人 (Bilder aus dem Kriminalmuseum 115P.)



(右下) 街頭晒 (At the pillory, from an altarpiece in Marburg, Lahn. Criminal Justice through the Ages 161頁)



②(上) ブタの仮面（ローテンブルク中世古刑事博物館展示品、椿久美子氏撮影提供）



(中左) ローテンブルク中世刑事博物館の「恥辱の仮面」(椿久美子氏撮影提供)



(中右) 騒々しい人の笛（恥辱の縦笛“シャント・フレーテ”とも呼ばれる首枷と手枷の笛。Bilder aus dem Kriminalmuseum 109P.)



③恥辱の仮面での晒（左端の女は恥辱の仮面に「悪徳の石箱」を持ち、真中の女は木製の襟の首枷“ハウストラッヘ”（恐妻の印の仮面）をはめ、右端に坐った足枷の男は足裏を山羊の舌で刮められる一種の拷問を受けている。Bilder aus dem Kriminalmuseum 88P.)

であり、鉄製の枷は「ビルボー」(スペイン語)と呼ばれている。なかでも四つ穴のある一人用が一般的である。この枷は男性がほとんどであったといわれている。

イギリスでは「首のばし」(Stretch Neck)という枷がある。「これは木柱と、地上から数フィートの高さの台にとりつけたわく組とから成り、罪人はそのうしろに立って、頭と両手をわく組のなかの穴につこんで、さらしものにされたのである。もっと複雑なものになると、このわく組は穴のあいた鉄の輪から成り、数名の罪人の頭と両手を同時にさしやすことができた」(大場・拷問刑罰史一四〇頁)という枷である。

車輪晒

高い柱の上に取付けた車輪のうえに縛り置くか、回転させる晒である。

〔中国〕

この種の晒は存在しない。

〔日本〕

この種の晒は存在しない。

〔西洋〕

西洋独特の晒である。吊るし責め、吊るし刑の一種とも云ふるもので、男女を問わず、みじめな格好、奇態な姿が、見せる晒の目的に沿うものと考えられたのであろう(川端・拷問の歴史九六頁・九七頁絵画)。

吊るし晒

木製、鉄製の細長い格子状の籠・檻に入れて高い所に吊り上げる晒である。

〔中国〕 この種の晒は存在しない。

〔日本〕 いの種の晒は存在しない。

〔西洋〕 西洋独特の晒である。特に「追剥ぎの樽桶」(The Hanging Cages, Highwayman's Coffins) と呼ばれるものがその典型である。

樽 晒

恥辱の樽 (The Barrel Pilory)、飲んだくれの樽 (Drunkard's Cloak) あるいはマント代わりの樽とも云われ、大樽を逆さまにした底から首を出す格好で街中を歩かせ、ある者は立たせて置く晒である。

〔中国〕

いの種の形態の晒は見当らない。

〔日本〕

いの種の晒は、遊女屋の私刑「桶伏」といわれるものとしてある。客が無錢で遊興した場合に、風呂桶ないし、それに類似した大桶の中に、頭に墨を塗るなどして閉じ込める晒で、首程度が出せる窓といえる穴があいている。桶のない場合は「行灯部屋押込め」に替えていた。

〔西洋〕 晒用の特別製作されたとみられる重量ある大樽をマント風に着用させる。その樽には酒・博奕・男女のみだらな風姿絵などが落書のように描かれており、あたかもサンディッチ・マンの風体である。この樽晒は居酒屋の常連の大酒飲みで、他の客にいつも迷惑をかけるとか、博奕や風俗を乱した者を懲らしめるために科せられる(川端・拷問の歴史一一七頁絵画, Instrumentos Tortura, 71p.)。また「重そうな木製の樽で、一時にふたりの亭主をもつ浮氣女がこれを肩までかぶり、頭だけてへ辺からのぞかせて、町をひきずりまわされるわけだ。彼女の不貞のつぐないとして」(大場・拷問刑罰史二三九頁) といふ」とから、イギリスでは女性にも着用されたことが知られる。

マント

辱衣・贖罪服を云う。衣服の端にレッテルのよつた恥辱の紙片が付されていて、人々が一眼でわかるマントである。

〔中国〕 もともと罪状を記した紙が衣服につけられ、三角帽がかぶせられるといったものが伝統的にみられる。「大平御覽には尚書大伝をひいて、上刑には縁なしの赭い衣を着せ、中刑には雜屢をはかせ、下刑には飾りのない巾でつくつた冠りものをかぶせたと云い」「荀子正論篇には、治古には肉刑なくして象刑あり、墨幘、幡冕、宮は艾畢、荆は樹屢、殺は赭衣にして純せず」（布施・法史学概要一四頁）とある。

〔日本〕 「野晒」の項にみる越後の赤頭巾などがあり、地方にはそれぞれ、これに近い慣例の私刑があつたとみられる。

〔西洋〕 デンマークでは「火の番、夜廻り、御者などの下層階級の犯罪者たちは、いわゆるスペインのマントをかぶせられて、市内をひきまわされる。これは一種の樽のよつた重たい衣服で、上部に頭のための穴があり、首のぐるりは鎖で締めつけられる」（ジョン・ハワード『イングランドとウェールズの監獄の状況』・大場・拷問刑罰史一三九頁、The State of the Prisons by John Howard, 94p. = 一九七一年矯正協会刊）と、辱衣のマント着用の事情を伝えてゐる。

ドイツでの辱衣（Schandkleid）は異端審判での改宗者であつても、頭髪は丸刈りのうえ特別の異端者用衣服の着用が義務づけられており（一一三一年・グレゴリウス九世の皇教令）、その後においても、「多少とも長時間にわたつて辱めのために特定の衣服を着用することを命ぜられる刑である。例えば一四一七年のパーゼル市の条例による

と、娼婦稼業を援助した者は、「賽子(さいこ)を縫いつけた先端のない黄色の丸帽を一四日間着用させられる」(ネックタイス・世良法制史四三〇頁)といつものである。しかし、マントを最も恐怖の拷問具に仕立てたのがマントの人物を装おう「鉄の乙女」であつたろう。新大陸アメリカのニュー・イングランドでは、ホーリーの『縊文字』でみるよう罪名の頭文字が縫いつけられているが、これは焼印文字からみれば改良されたといえるものである。

ネックレス

女性の装身具として最も目立つものであるが、信仰のロザリオに置きかえ、わざと特大のロザリオを日曜日に教會にゆかぬ不熱心な信者に与えている。いわば、あてこすりと恥辱を与えた教会の晒刑である。

〔中国〕

「捨札」といったもののほか、この種のものは見当らない。

〔日本〕
 「西洋」三種類みられ、①戒めのネックレス (The Necklaces for Punishment) は不信心な女性用の木のネックレス。②一本のロープク立と鐘付きのネックレス (Necklaces with Candles and Bell) は男女を問わぬものと思われる。重量もやゝあり、火のついたものであるため重い罰とみられる。③道楽者のネックレス (The Necklaces for Never-do-wells) は、トランプの「カーム」や「サイコロ」「セセヌ」(ペイプ)などを細い鎖で連ないだネックレスであつて、博奕などの遊び人、煙草ばかり喫つて仕事をしない評判の怠け者などに科せられた晒である。
 ここで触れた教会の戒めのネックレスに関連したものに「頭飾り」があり、この項に加えたい。それはつるのような場合である。

「麦藁の頭飾」を頭上に冠された女は未婚でいながら男と共に寝た者で、場合によつては、その女の結婚式でも、この頭飾りを被つて教会へと行かねばならず、その上、「黒い花嫁の扉」（筆者注＝娼婦の結婚式場の入口とも云う）からのみ教会へと通された。中世当時の道徳に対する考え方は非常に厳格なものであり、密通や結婚前の性的交渉は、中世は勿論のこと、一九世紀に入つてもなお性犯罪と見なされ、見つかれば罰せられた。未婚の男女の性的関係が露見した場合、

男に対しては、男が貧しい場合、首輪と鎖付きで八～一四日間、戸外強制労役の刑、男が富裕な場合には罰金及び鉄製首輪と鎖付きで八～一四日間、自宅監禁。

女に対しては罰金及びバイオリン形首輪をはめられ、四、五日間自宅内監禁、貧しい女または敵意のある女には、道路清掃の労役刑（Bilder aus dem krimindlmuseum 13p.～14p.）。

野 晒

峠、山中、原野、畑、街はずれなどの路傍の木などに縛り、あえて置去りにして晒す類いをいう。通常、番人をつけない」とを特色とする。

〔中国〕 農村部の慣習。捷として、野荒しへの制裁、私刑がなされたとみるが、具体的な例証は難しい。ただ台湾地方に清の雍正年間の郷約に「禁界内で草を抜いたものは罰銀參錢、賭博関係の犯罪では杖罰三十、顔を黒くぬり、紙の枷をつけ、頸を草の縄でしばり、かねを鳴らして村中を引きまわし、場合によつては罰戯（演劇の費用負

坦）を科し」（仁井田陸稿「中國旧社会の構造と刑罰権」刑罰と國家権力二〇九頁）といった事柄がみられる。

〔日本〕 陸晒よかと穴晒あなあわしといつた区別がみられる。陸晒しは晒台の項で、穴晒は穴吊りの項で触れた。田畠の作物を盗みとる野荒しは、路傍や辻に裸にして木に縛る三日晒さんじあわしとか、村八分といつた村撻によるものがあつた。「瓜盜人」（『傾城伝授紙子』）、『筍盜人』（『絵本教歌筌』）といつた庶民用教化の絵草子にもみられる。越後国頸城郡大平村の村撻には赤頭巾をかぶせ葬儀の供をさせており、同じ越後国五泉町では容赦なく鎌で首を刎ねたといわれる（私刑類纂）。また遊廓のあつた新吉原では、囮われた遊女の足抜き（逃亡）を大門脇の四郎兵衛番所で自治的に監視しており、見つかった場合抱え主の責任のもと、吉原の火伏せの神「秋葉神社」境内の大きな石灯籠に遊女を縛り他の遊女の見せしめに晒している。“生きて苦海 死して淨閑寺”を如実に物語る生地獄の私刑であつた（『世事見聞録』）。

〔西洋〕 車輪刑、抗刑などにみる情景は事実上の野晒のあわししであつたといえる。

死後晒

死刑後、病死後に死体を晒すものである。

〔中国〕 「醢かい」といつて処刑後に骨肉を塩漬にする晒刑をみる（田中・世界法史三二九頁）。

〔日本〕 頭首のほか、重罪の牢死者を改めて塩詰めにしたり、磔などを晒に付す事例を見る一例として、信州高遠に流罪となり、囮屋敷で公儀（幕府）罪人の身分のまま寛保元年（一七四一）病死した元江戸城大奥の絵島は、江戸からの目付の検屍（見届け）を受けるため一四日間も塩詰にされ、それを待つた事例もこれに該当（重松一

義『絵島高遠流罪始末』日本行刑史研究会刊)。検屍ののちさらばに一〇日間塩詰となり埋葬されている。

延享元年(一七四四)には、福知山藩石場村の庄屋又兵衛は享保の強訴の首謀者とされたが病死、墓より死骸を堀り上げ刎首されている(重松・刑罰史年表八五頁)。また江戸に帰府する長崎奉行本多近江守正収の近習の中間与七は郷里の房州朝夷郡青木村に帰りつき、長崎から連れ帰った女と祝言をあげているが、関所破りが発覚、直後に牢死している。このため幕府はその墓を堀り起こし、天保二年(一八三一)八月、死骸を改めて東海道新居の関まで運び磔に処している(今切御関所留、重松一義稿「関所番所の比較研究」—その事務的規制と仕置の一側面—中央学院大学総合科学研究所紀要第六卷二号・平成元年)。

これにつき、主殺・親殺しは逆罪という考え方があり、「逆罪の者の死骸は塩詰にしたが、これは後の者が倫理に背かないためであろうと考えられていた」(石井良助稿「殺人」吉川・国史大辞典(6)三八〇頁)と説明がなされている。

幕末、腑分けといって屋外の仮小屋や墓地内で罪人の刑屍体を解剖しているが、今日の人権感覚からいって、「様斬り」と同様、事実上の死後晒に加えられるものである。

〔西洋〕 古くエジプトには『頌歌』(Hymn)というものがあり、あの世に旅立つ死者に皮革に書かれた『死者の書』が与えられ、ミイラと共に埋葬される慣しを伝えている。死後の世界に旅立つ死者への案内書といえる部分もあり、さまざまな出来事に出会った際の呪文の唱え方や神々への約束ごとも記されている。このなかで「審判の部」という個所があり、審判官アヌビスにより法の象徴である羽と死者の心臓が正義の秤にかけられる場面もみられる。それによれば、エジプトは「死者があると、葬式を行ふ前に縁者知友、赤の他人までみんな集まつて来

て、誰でも死者を訴え裁きを求めたいと申し出れば裁判ができることになつており、それにより死者に罪ありとせられた場合は、葬式は執り行なわれぬといふ」（船田享一『法思想史』二二頁、重松・理論と実際三七頁）。また、ゲルマン中世の「フライティングの法律書」（一三二一八）には、死体を再び墓から掘り起し、ワインで傷口を洗い変化があれば有罪といった死後の裁判（棺台裁判）があり、事実上の死後晒刑である。さらにキリスト教徒の自殺死体は「ロバ」（愚か者の象徴）と共に絞首台の所に運ばれ、そこへ埋められるので「ロバの埋葬」と呼ばれ、これも事実上、不名誉な死後晒となつてゐる。カロリーヌ刑法典（一五三一一）一二五一条ではこの自殺者の財産没収規定もみられてゐる。

デンマークでは、近世「晒台と櫻車も小高い所にあつて、そこには往々他の者への見せしめに罪人が死刑後晒される」（前記「マント」の項の John Howard, 93p.）と云ふとあり、ドイツのハンブルグ、イギリスのボーツマス、チームズ河口などに海賊の絞首死体を吊るしてゐる。

イギリスの例としては、一八一一年一二月三〇日、ロンドンのコールドベース・フィルズ監獄から当時世間を驚かしたマリー一家惨殺犯人の死体を搬出、翌日、死体と凶器を馬車に乗せ、途中被害者の家の前に停車するなどして市中を引廻し、今日のケイブル・ストリートの辻の穴に投げ捨て埋められている（小池・ロンドン一七〇頁）。これなどは死後晒の典型であらう。

なお、現代でもみられるように、恨みを買つた政治家や凶悪犯人などの似顔絵・肖像・人形などを激昂した民衆が逆さ吊りにし、八つ裂きにし、踏みつぶすといった暴動行為がみられ、これに通じよう。

第五章 拷問執行形態と諸器具

水責め

川などに身体を漬け、恐怖と苦痛を与え、強制的に自白させる責め。

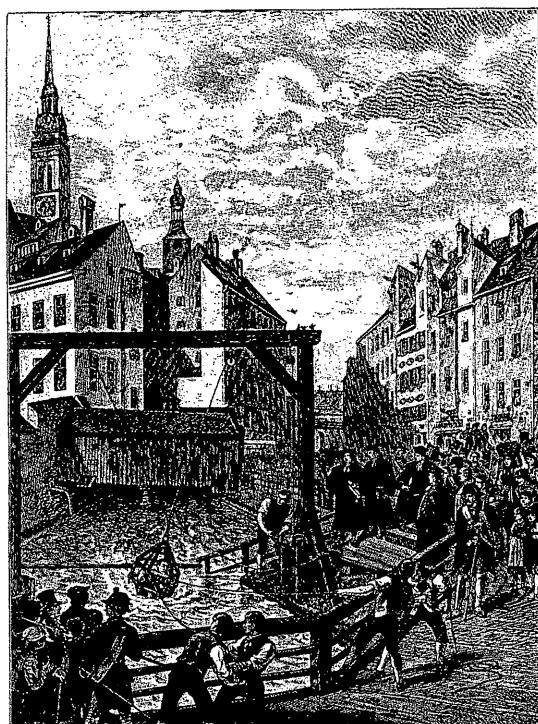
〔中国〕 周代において薦^{すす}による神判（逸文）や羊神判のあつたことが知られる。

〔日本〕 水審、水問、水漬、伏漬、水牢などがみられる。古く京の神判を執りおこなつた法廷は『糺の森』と呼ばれ、晝なお齋蒼とした原始の森に覆われ、恐怖と靈氣、神威のもと、樹下を流れる清らかな瀬において、讐^{みそぎ}など正邪を糺す祭祀がなされたと伝えられている（重松一義『上代の法廷』『糺の森』由来）中央学院大学創立三十周年記念論集所収）。律令時代では稻・粟の出拳の末済には「役身折酬」（養老令・雜令十九・二十條）と身をもつて使役に従事しても完済させる法規があり、近世では年貢未進の百姓に水漬け・水牢などの責めが用いられている。また島原の乱に加わった耶蘇教徒を島原表の海に臥漬にしており（『耶蘇天誅記』）、吉原遊女への真冬の私刑では、全裸にして冷水をかけており、縛つた革縄が水で締まり、縮み、泣き叫んだといわれる（『風俗見聞集』）。

〔西洋〕 古代バビロニアでは魔術・貞操に疑いある妻などを聖なる河チグリスに投げ入れ、その浮沈により罪を決する河水審判があり（ハムラビ法典 重松・理論と実際三五頁）、中世ドイツ、オランダなどでは水責めの版画が多くみられる、特に魔女裁判では裸体で仰向けに寝かせ、漏斗^{じようとう}を口にあてて水を連続して流し込み、腹が膨張すると下半身をさらに高くして苦悶させる。「この拷問の方法は、簡単で証拠が残らない」（川端・拷問の歴史六六頁）



② 冷水による神明裁判（ラムバッパ法典に記す絵。Bilder aus dem Kriminalmuseum 92P. Criminal Justice through the Ages 300P.）



③ 水責の刑（パンの重さや大きさを誤魔化したパン屋の主人に科した絵図。Bilder aus dem Kriminalmuseum 116P.）

といつ利点があるとした当時の考え方を説明し伝えている。なお、これに用いる水の量は「訊問では九リットル、大訊問・特別訊問では倍の一八リットル」（秋田・図説拷問全書一七六頁）とある。

熱湯責め

湯起請、盟神探湯などと呼ぶ神判ないし責めである。

〔中国〕 古く蛇頭型の蛇口をもつ管から熱湯を口に注ぎ込む「開水蛇児」なる拷問の伝えがあり、明代には蛇型をした錫製筒を罪人に巻きつけ熱湯を注ぐ「錫蛇」と云う責め具があつたという（太田錦城『悟窓漫筆』）

〔日本〕 盟神深湯くみがだまちという熱湯神判が知られ、武内宿弥をおとしいれるための讒言を糺すための熱湯神判（『日本書紀』応神天皇九年の条）、乱れた氏姓を糺すため甘檣丘おこなわれたで熱湯神判（『日本書紀』乞恭天皇四年の条）といった故事が伝えられている。中世では建久九年（一一九八）十月、和泉国司平宗法が興福寺領の民を酷使、簗卷のうえ熱湯責めにされたため訴えられている（奈良『興福寺鑄状』）。近世では島原の乱の耶穌教徒を温泉山に引出し、「此程炎籠に載せて強く責められ、先達て死たりと」（『耶穌天誅記』）と、熱湯による吊るし責めに処されている。

〔西洋〕

フランスでは「囚人を大きな腰掛けかテーブルに縛りつけて、小孔の多い皮革で作つた大長靴の中に両脚をいた。そして、その上から、大量の熱湯をふり注いだので、靴の中へ浸透して、肉をちぎり、骨まで溶かしたといわれている（大場・拷問刑罰史一五九頁）。

ドイツでのこれら「スパニッシュ・ブーツ」と呼ばれるものは他の国に於てもみられており、

スコットランドでは通称「スコットランドの深靴」と呼ばれた特殊な鉄製の足枷が用いられた。これは深靴の形をしていた責め具に容疑者の足を入れ、火で炙つて使用された。またスペインでは、金属製の靴の中に熱湯や熱い油、ピッチが注ぎ込まれることもあったという。テレジアナ法典では、このスパニッシュ・ブーツの金属製のものが拷問具として許可されていた。これはオーストラリアとハンガリーでは公認の拷問だったのである（秋田・拷問全書一六三頁）

との説明を見る。これはあくまで拷問具であって拘束具「足枷」の部類とみるわけにはゆかない。

火責め

火問、火頂などとも呼ばれる。炎のついた熱い樹脂、鉛液を柄杓で鼻口・気管・腹部・陰部に流し込む責めで、拷問段階すでに事実上の死刑となる場合が多い。

〔中国〕 中国の伝統刑罰は、『漢書刑法志』をみても、刑具は重い刑の順からいって斧鉗・刀鋸・鑽鑿せんざく・鞭撻ちばくという順になつており、その目的は「肌膚ヲ傷リテ以テ惡ヲ懲ラス」（『漢書・董仲舒伝』）とあるように、身体を刃物で毀傷し廢人化することにあつた。したがつて火責めは私刑による虐待、例えは殷の紂王が妾妲己の慰めに囚人をして灼熱上の銅製一本橋（これには油が塗られ滑るように仕組まれている）を渡らせたといった類いの伝えはあるが、公式には火責めという拷問は認められていない。ただ非公式には「呪咽管」と呼ぶ拷問具があつたといわれ、これは空洞の青竹で囚人の顔を囲い込むように覆い、竹の下の方から煙りをたき上げ苦しめるもので、時には窒息

死に至るという。後記するわが国の「いぶし責め」「煙責め」に相似た手法のものとみられる。火吹き竹にヒントを得たような拷問であるが、東洋的・山岳宗教（僧門）的なイメージを感じさせるものである。

〔日本〕 鎌倉時代にはなお鉄火審の遺風がみられ、室町時代には火頂（炮烙）という灼熱の鉄鉢を頭上に置く拷訊があり（『信長記』『庭訓往来抄』）、吉野山元櫻本坊内には火責めではなく、吉野僧兵の煙責め・いぶし責めをおこなう「くべ牢」（燐牢）があったとの伝えがある（重松・刑罰史年表二一五頁、刑政四九巻六号）。近世江戸時代では、切支丹を強制改宗させるため、俵に押込め火をつけてピヨンピヨンと苦悶し飛び跳ねさせる蓑虫風の火責めがみられる。弾圧が終えてからは火による拷問は姿を消している。

ただ吉原などの廓では、逃亡女郎の折檻に遺手婆が“つび”（女陰）に線香の火をおしつけ炎をすえるなどの私刑（じじき）がなされたといわれ、遺手婆のことを“かがり火”とか“火車”とか呼ばれている意味の一つである（重松一義『大江戸女ばなし』一二八頁・昭和六三年・PHP研究所）。

〔西洋〕 『ダンテの神曲』風の火焔地獄思想は、中国・日本にも同様にあった（重松一義稿「地獄絵の世界と刑罰」中央学院大学総合科学研究所紀要第六卷一号）。この恐怖を応用した火責めは魔女裁判・異端裁判の狂気の拷問・火刑として再現されており、悪魔の手先きとみなされた魔女・異端者は容赦なく身の毛もよだつ扱いを受けている。これは当時の実に多くの銅版画でその情況を多種多様に伝えている。

苔杖責め

苔・杖といった鞭・棒により叩き、苦痛を与え自白を強いる責めで、初步的な拷問の手法である。しかし叩き方

により死刑にも肉刑にもなる恣意著しい責めである。

〔中国〕 古く攷・毅こうという木の枝・棒で叩く、撲る意の用語が充てられており、隋唐以前には縁坐にも広く用いられるなど、ごく一般的な責めである。

〔日本〕 律令時代は長さ三尺五寸・太さ四分の木で背と臂を打つと定められた。三度を限度とし、次回におこなう場合は二十日間の間隔を置くと定められている。近世での苦（鞭）は「一尺九寸の竹片一本に麻苧を固く巻きつけるか葦で包んだ棒（鞭）を用い、これを「箒尻」と通称している。その執行寸法は、先ず被疑者を床に坐らせ、首根を押しつけながら諸肌を脱がせ、後手に縛り、左手首を両肩の下まで強く締め上げるという要領のもと、打役はその両肩を箒尻で強くたたき自白を強要した」（『牢獄秘録』『刑罪大秘録』、重松一義稿「鞭打」吉川・国史大辞典⑬六二五頁）。

〔西洋〕 中国・日本と比較して危害裂傷を目的とした、痛めつけの責めとなっている。

緊縛責め

縄を強く緊縛して苦痛を与える責めと、織機のような木製機器に繫ぎとめる様式の責めと二種類みられる。

〔中国〕 「拶子」（指ねじり器）と呼ばれる婦人用の拷問器具が典型として挙げられる。「拶子は明の三才図会のものと同形である。拶子は円い五本の棒の上下それぞれ縄を通したものであつて、嫌疑者の四指をそれに挟んで縄をひきしめ、痛苦を与える道具である。婦人に用いるものであつて、六部成語注解には「婦人之夾棍也、夾根用於足、此用於手」とみえる。乾隆会典・卷六十八刑部（刑制）には、「拶指、用円木五根各長七寸、徑圍各四分後



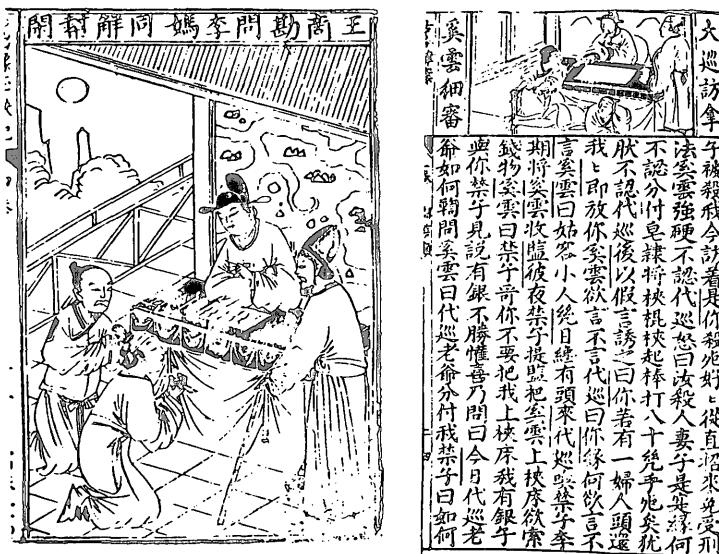
②中国明朝の拷杖図（『三国志通俗演義』明萬曆19年刊。手杻・脚镣をはずし、後手鐵鎖のうえ脛と脚を分打している）

釐と規定していた。拶子は片手ずつにも使用できるが、両手を合わせ両手指同時に挟むものであるという」（仁井田・法制史研究六二四頁）と説明されている。

〔日本〕 わが國の中世にも「拷器にかける」（『保元物語』）という表現があり、「此の男の髪に縄を付て幡物」という物に寄せて背を出させて足を結い曲めかが拈めしたた置て」（『今昔物語』卷十九）といった姿態で執行されている。吉田兼好の『徒然草』に「犯人をしもとにてうつ時は、拷器によせてゆひつくるなり、拷器のさまもよする作法も、今はわきまへしれ人そなしとぞ」とあるように、伝えられた拷器の用法を心得た者がいない事情が伺え、次第にこの用法がすたれていったと考えられる。

近世では火附盜賊改中山勘解由が天和期に「海老責め」という緊縛責めを採つたといわれ、胡座あぐらを組ませた足と両手を後手に廻させ縛つた縄を背の中央で同時に引絞る。頸と両足がくつつくほどに縛るので達磨転がしという姿態となる。これにより顔は赤面、あたかも海老か蟹のような型である。時間が経過するにしたがい血行が止まり、顔は青ざめ、四脚に痙攣けいれんを生じ気絶寸前の状態となる。このため実施の時間は一刻（約二時間）と定められていく。

この「海老責め」も幕末にはほとんど用いられなかつたようで「安永二年（一七七三）に町奉行が海老責を行うこととはまずない」といつており、元明二年（一七八二）に勘定奉行も海老責は容易に行わない、とし、さらに天保五年（一八三四）になると、町奉行所与力は「海老責と申は、以前相用た候よしには候得共、中絶いたし、責方之仕方は相伝り書留有之候」（『諸例撰要』）と述べている。海老責は方法だけは伝承されたが江戸時代後半期には次第に不用に帰したのであって、通常は苦打と石抱とを繰り返して行なつたのである（平松義郎稿「海老責」吉川・国史



(右) 中国明朝の夾棍拷問 (『律條公案』, 仁井田・法制史研究扉所掲)

(左上) 中国の法廷における女子拶子拷問 (『王珠記』, 明萬曆 9 年富春堂刊, 仁井田・法制史研究扉所掲)

(左下) 中国の法廷における女子拶子詛状拷問 (『二刻拍案驚奇』明崇禎 5 年序刊, 仁井田・法制史研究扉所掲)



(2)海老責図 (『刑罪大秘録』, 行刑史稿572頁)

大辞典(2)三五六頁)。

〔西洋〕 刑罰縄・拷問縄の用法は中国・日本の方が器用で発達しており、しかも多様である。また強く縛るという用法も十分用いられている。西洋では靴具刑などのごとく器具を用いて膨張させ足を強く緊めるといった特殊な手法の方が発達、通常は鉄鎖の重みによる痛苦、手首、足首の緊縛感に支配されている。

吊るし責め

架ないし天井に太い縄で宙吊りにする形態の責めである。逆さ吊り、穴吊りなどの変形的責めをみる場合もある。

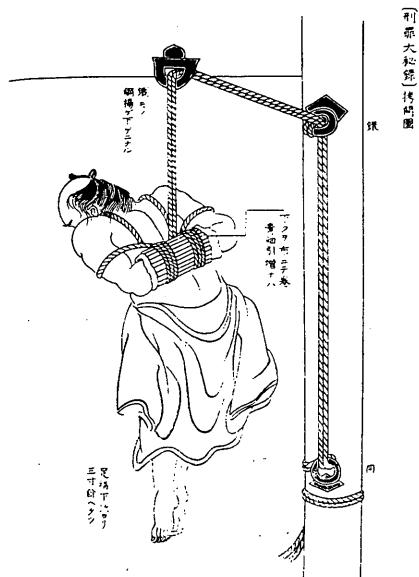
〔中国〕 凌遲処刑などの場合、木製三脚に低く吊るして執行しているほか、足首での逆さ吊るし責めの形態を探り、前後にゆさぶる方法でなされる。

〔日本〕 わが国では「釣責め」と記されている。海老責めでも自白しない場合、次はこの吊るし責めをおこ

なっている。これは胸部と二の腕をしつかり固定して縛り、つづいて両手を後手に縛り吊り上げる。この場合、手首に体重の全てがかかり、手首の筋肉に繩が喰込むため、紙や藁を巻いた上に縛り吊り上げている。吊るし責めの特殊な形態として駿河奉行彦坂九兵衛が創案したといわれる「駿河問い」があり、これは繩に捻りを入れてあり、手を放すと捩ひねれが戻り回転、眼が廻る仕掛けである（『勸善錄』『刑罪大秘録』）。

逆さ吊り、穴吊りは近世初頭のキリシタン弾圧での拷問として要いられており、「逆さにして膝の辺まで穴の中に入れて吊り下げるもので、ふつう穴吊りと呼ばれた。その際穴を板で塞いで日光をさえぎり、食物は与えず、いわば生殺しの状態にして置く、しばらくすると、体内の臓腑はことごとく胸の方に集まる感じで、息がつまり、血は下降逆流して耳・鼻・口などからしたたり落ちる。その苦痛言語に絶し、キリシタン弾圧の最後の決めてとして用いられた拷問である」（石塚英夫稿「逆吊し」吉川・国史大辞典⑥）（六三頁）

〔西洋〕 日本の吊り上げは鉤（鉄の輪）に繩を通して吊り上げるが、西洋では滑車にロープをすべらして吊り上げる点に相違を見る。また石・鉄の重しを足に付着させる場合も多い。多くの場合、肩・腕・肘の脱臼を見る。その一例に「スペインの蜘蛛」（Spanish Spiclers）、別名「魔女の蜘蛛」と呼ばれる拷問道具がある。主として女性への責め具で、これで胸・手足・皮膚などをつまみ、引っかけ、宙に浮かせ、事実上の吊り責めとなっている。通常「振り子」（The Pendulum）と呼ばれてくる。「振り子」のなかでも特に手の込んだものが「ユダの搖籃」（The "Judas Cradle"）である。これは木馬の型をした木製（ハーフ型）三角錐に股がせ、滑車のついたワインチで宙吊りにしては元の三角錐の木馬先端部に吊り落して、肛門・脛に裂傷を与えるもので、木馬責めの応用でもある。されど、



(25)吊し責め図 (『刑罪大秘録』, 行刑史稿574頁)

特殊な責め方はエストラバド (estrappade) といつて、罪人の両足に一百五十ポンドの重しをつけて吊して、なん回もつづけて、地面すれすれのところまで、急激に落下させた。このため、腕も脚も完全に脱臼してしまった (大場・拷問刑罰史一二六頁)

といった入念で残酷な吊るし責めも用いられている。

圧迫責め

石抱き、算盤責め (算板責め)、あるいは圧縮刑具・靴型刑具などと呼ぶ耐え難い圧力、重い睡りを胸部・腹部に置き、苦しめて自白を強要する責めである。

〔中国〕肉刑の指碎き刑と区別する必要上、先に掲げた「縛縛責め」の拶子がこれに近い拷問である。また私刑としては、則天皇后は腹臣索元礼・来俊臣らにより鉄の帽子をかぶせ、ゆっくりと締めつける「頭蓋骨の締め

上げ」という拷問が伝えられている（桐生・拷問処刑博物館一五八頁）

〔日本〕 苛杖責めで自白しない場合、次の手として石抱が採られる。これは算盤のようにならぶ三角錐の木の上に坐らせ、一枚一三貫（約四九キロ）の伊豆石を膝に一枚、一枚とのせてゆく。笞打と石抱きとは繰返しあることなわざ。間もなく重量で脛の皮が破れる痛苦の上もない拷問となる。これでも自白しない場合は海老責めが採られるといった順序となっている。明治六年（一八七三）『断獄則例』に訊杖と算盤（石抱を指す）の規定がなおみられ、時代の逆行を思われるが、これは訊杖が若干なされただけで廃止となっている。

〔西洋〕 この例には「掃除屋の娘」（Scavenger's Daughter）という器具が挙げられる。ヘンリー八世の治世に、ロンドン塔の副官を務めた Skeffington の考案によりその名をもじったか、なまつたものといわれている。「それは蝶番（ちょうばん）で開閉する大きな鉄製の籠（なが）で、これをむりやり囚人にはめこんだ。まず囚人がこの籠の内側でひざまずくと、両脚も両腿（もも）も、とにかく全身が最小限の空間の中に圧縮され、脚は腿に、腿は腹部にぴたりくついてしまう。そして籠の両端を螺子で接続すると、その圧力は物凄くなつて、しばしば指や足指の先端から、鼻孔や口から、血潮がふき出して、胸の骨や肋骨なども碎けてしまつた」（大場・拷問刑罰史一五八頁）。このように人間の体をボールのように折り曲げ丸めて圧縮する「掃除屋の娘」のほか、「プレス」（圧搾機）といって、身体を引伸した上に重い石をどんどん積み上げる方法もイギリスの拷問として存在した。

うつつ責め

睡眠を妨害し、あるいは睡眠をとらせないとにより神経を朦朧（もうろう）とさせ、自白をさせる責めである。

〔中国〕 公式の拷問には認められていないが、唐高宗の皇后で陽道壯偉（巨根）を好んだとか、さまざまな醜聞を伝える女傑・則夫武后が権力を掌握するまでは、腹臣来俊臣などを通し、密告・拷問がなされたことは広く知られるが、密告・拷問の手引書として『密告羅織經』を作成、捕えた者を地下牢に繋ぎ、鼻から酢を流し込み、睡魔が襲えば叩き起こすという“うつつ責め”的私刑があつたといわれる。

〔日本〕 近世の正徳四年（一七一四）、江戸城大奥の大年寄筆頭絵島が山村座の役者生島新五郎と情交があつたという疑いで、相手の生島の取調べには伊豆石抱きの拷問を、絵島には三昼夜におよぶ不眠の拷問。“うつつ責め”ののち、主任検事にあたる目付稻生次郎左衛門は、絵島に対し、生島が絵島と醜交を遂げた口供ありとして、「窮して答えられぬか」「窮して答えられぬか」という詰問が繰返されたと伝えられ、絵島は最後まで否定しているが、信州高遠へ流罪となっている（重松一義『絵島高遠流罪始末』一二二頁）。

〔西洋〕 イングランドで獄中この用法が採られている。睡眠中の被疑者の体をつねり、小突き、冷水をかけ、殴る、蹴る、あるいは食事を与えないといった条件のもと、誘導尋問がなされている。特に一六四五年の魔女裁判では「ウォーキング」といって、不眠のもと、獄庭を休ませずにグルグル歩かせ続けたのち自白を強要、多くの処刑者を出している（ローズマリ・エレン・グイリー著、荒木正純・松岡英監訳『魔女と魔術の事典』原書房。秋山・図説 拷問全書一八一頁）

つぶし責め

指や膝の骨をつぶす肉刑同然の責めである。

〔中国〕 凌遲処刑の段階の一つとして、また先述「緊縛責め」にみる拶子（指ねじり）のやり方において事實上、このよつた責めを示す場合があつた。また生石灰の小袋での田つぶしという拷問もみられている（大場・拷問刑罰史七三〔頁〕）。

〔日本〕 石抱きなどのほか、膝に錐を立てて揉むという稀な拷問があつたといわれる（『庭訓往来抄』『結城戦場物語』、筆間・拷問刑罰史四一〔頁〕）。

〔西洋〕 金属ネジの発明と技術が拷問具に新しい種類の責めをもたらしており、それが頭蓋骨粉碎器、頭蓋骨圧碎金輪、親指つぶし器、膝碎き器となつてゐる（川端・拷問の歴史一五一一一六〇〔頁〕、Torture Instruments 93. 108P.）。

「」（）で「」（）膝碎き器は通称「膝割り」と呼ばれ「テレサ刑法」（Constitutio Criminalis Theresiana）で公認されており、つまきのよつた責めを示す場合があつた（大場・拷問刑罰史一六〇〔頁〕）。

「」（）に膚を粉碎するために使用されたわけではないから、不適当な呼称であるが、とにかく、剪定用の大鋸に似た器具で、幅の広い、偏平な刃には釘がついていて、これを囚人の脛にあてた。ほんとうの膝割り器はドイツで二級の拷問具として利用された。それは形状は親指ねじり器にそつくりだつたが、もつと大きいもので、足首にはめても、骨がペチャンコになるまでねじるしくみであった（大場・拷問刑罰史一六〇〔頁〕）。

「」（）以外（筆者注＝スペニッシュ・ブーツを指す）にも「」（）一片の鉄片のスネ当てが用いられることがあつた。いっぽうの鉄片をふくらはぎに当て、溝のあるもういっぽうの鉄片をスネ側に当てて締め上げていくのである。ほ

かに、板で脚を左右から締めつけて、前面から皮膚にくさびを打ち込む拷問もあったという。くさびの数は四つと定められていたが、場合によつては八つのくさびが打ち込まれた（秋山・図説拷問全書一六二頁）。

引伸ばし梯子

滑り台のような梯子を固定・身体を無理に引伸ばし自白を強要する拷問台の一種。

〔中国〕 この種のものは見当らない。

〔日本〕 この種のものは見当らない。

〔西洋〕 中世のテレジアナ法典（一七六九）に規定を見る拷問具。梯子を四十五度に傾けて立てかけるオーストリア式梯子といわれるものが通常の型である。フランスなどでは水平式のものが一般的に用いられたといわれる。オーストリア式は

通常の梯子と似ているが、幅が広く、頑丈で、下段についている可動式の丸棒に特徴がある。拷問として使用するときは、梯子を床面に固定し、四五度の角度で壁に立てかける。容疑者は衣服をはがされ、梯子の上に仰向きに寝かされ、足首を丸棒に括りつけられる。さらに両手は背中にまわされ、梯子の一つの段に固定される。そして丸棒はゆっくりと下ろされ、容疑者の両腕は肩が脱臼するまで上方へ引き伸ばされていく。それでも自白しない場合は、ろうそくの炎で右の脇を焼かれ、まだ自白しないと、左側の脇も同様に焼かれた（秋山・図説拷問全書一五一頁）。

という用い方がなされている。」の丸棒を一層残酷に応用したものが刺付きローラー方式の拷問具で、「刺のあるウサギ」(Spiked Hare)と呼ばれるもので

梯子の上に裸にした囚人を長々と横たえ、無数の釘が飛び出した木製のローラーを、その上に力まかせに押しつけながら転がしてゆく（桐生・拷問処刑博物館五八頁）

と説明される。棘付きローラーは異端審判の拷問具としては典型的なものでイタリアなどを中心に常備せられていた（川端・拷問の歴史一〇二頁～一〇五頁写真・図参照）。梯子はこの他、火刑・絞首刑・吊し責めにも用いられる。

フォーク責め

上下に鋭いフォークの刺がついており、これをベルトで首に固定、頸と首の下の鎖骨^{せが}間に支柱の「」とく立てる拷問具で、「異端者のホーク」(The Heretic's Fork)と呼ばれた。

〔中国〕　「」のような拷問具は存在しない。

〔日本〕　「」のような拷問具は存在しない。

〔西洋〕　中世イタリアを中心に用いられている。」の責めには「犠牲者は両手を後ろ手に縛られていた。口に

しても、許される言葉は、ただ一言、「アビウロ」（ラテン語で「われ撤回す」の意。フォークの一方の端にこの言葉が彫つてある）だけだが、唇を震わせるのがやっとで、言おうとしてもほとんど声にならない。ここまでされて、まだ「アビウロ」と言うのを拒否すると、スペイン宗教裁判の場合なら、「悔悛の情が見られない背教者」と裁定が下る。そのあと受刑者は、特別な衣装を着せられ、引き立てられ火あぶりになる」（川端・拷問の歴史七〇頁）と説明されている。

このフォークの責めに似たものとして、イギリスに「ブランク」（顔覆い）という責めがある。これは「ヘルメット」のように頭にすっぽりと被せる物で、口のところに鉄の板が来るようになっている。これを頭に被ると、鉄の板を噛むか、あるいは針が出ていてこれが口の中に入つて来る。鉄の板は縁がナイフのよう銳く研いであり、針も先が尖っている。つまりこれを被せられた者は、下手に口を動かすと唇や舌に怪我をすることになる。女たちはこれを被せられて街中を引き廻され、あるいは鞭打ち用の柱に括り付けられた」（罪と監獄のロンドン一九一頁）とある。

動物責め

恐怖を与える動物をけしかけ、あるいは、それらの動物と同居させることにより苦痛を与え、自白させる方法である。

〔中国〕

古代より中国は動物を獸刑とし、または拷問用具として使う風習・制度はない。

〔日本〕

古代の神判として蛇などが用いられたといわれるが、以降、これらの神判や動物責めといわれる拷問

の風習・制度はない。

〔西洋〕 エジプトでは罪人を鰐に喰わせるなどの伝えがあるところから、動物責めもあつたと推察される。ヨーロッパでは各地で毒蛇といつしょに地下室に幽閉するとか、犬の死骸や髑髏が転がっている廃屋・洞窟に監禁するなどの事例を見る。スウェーデンでは「『ばらの洞窟』(Cave of Roses) という非常に風変りな刑罰も利用された。この拷問では、おびただしい蛇その他の毒をもつた爬虫類を飼つてある洞窟の中に囚人をとじこめたわけである。だが、この洞窟は一七七二年にグスタフ三世の命により閉鎖された」(大場・拷問刑罰史一九五頁) とある。中世では蛇や蝦蟇が群れをなす拷問用の穴藏があり、特にスペインでは、こうした動物を用いた責めは神や聖職者を冒瀆した者になされている。これはオランダでも用いられ「鍋責め」と呼ばれる。

鍋責めというのは、まず犠牲者を腰掛けに仰向けに縛りつけて、その露出した腹部の上に、大鍋をさかさにおき、その中にたくさんの二十鼠をいれておく。それから、大鍋の上を火をもやすく、鼠どもは恐怖と苦痛のため、腹部を食い破つて内蔵にもぐりこむという寸法である。

鍋責めに似た拷問は、中央アフリカの原住民のあいだで行なわれていたというが、おそらく今日でもまだ行なわれているのかも知れない。罪人を裸にして、地上に縛りつけると、蟻のはいつた錫の箱をお腹にのせて、落とさないようにしておく。すると、蟻どもはやがて腹の肉に穴をうがつて逃げようとする(大場・拷問刑罰史二二一

とあり、火責めのようであるが動物責めである。

恥辱責め

性的倒錯、姦通、近親相姦といった破廉恥な罪、女奴隸（女使用人）の折檻といった私刑、宗教裁判で冒瀆者を裁くために性器を切裂き切取るなどの肉刑をあえてし、同時に恥辱を与えるために局部を露出させるなどの恥辱の責めである。

〔中国〕 宮刑や晒の項で触れる通りである。

〔日本〕 土御門天皇の代である承元元年（一一〇七）、源空上人とその弟子が姦淫の罪で羅切（サンスクリット語で Mara=摩羅、男根・陰囊を切取ること）に処せられ、讃岐国に流されている（『皇帝記抄』卷七）。近世では女は泣柱に縛られ責められると裾が乱れ、事実上の恥辱責めとなる場合があり、閑所での女改めは、時に人見女（毛見の婆）に帶をほどかされ、髪改め・乳房改めから腰巻までとらせてあらためており、サジックな恥辱責めの場でもあったといえよう（重松一義『大江戸女ばなし』二六五頁・PHP研究所）。また文政元年（一八一八）に刊行された太田南畠（蜀山人）の『半日閑話』にも、江戸堀の内の蒔絵職人の妻が問男（密通）をして、男は羅切、女は陰門くり抜きの私刑を受けたことが記されている。

〔西洋〕 異端・不貞・墮胎などの女性には、「真赤な焼き」として乳房をつまみ引裂く「乳房裂き器」（A Breast Ripper）といつたものがあり、恥辱責めの道具の一つである。それに奇妙なことであるが、「男性性器には手を加えない」という暗黙の約束が、拷問では通例になつてゐる。この特免は何百年来ずっと守られ続けており、今日でもま

だ生きている。ただし、かなり異例になるが、睾丸の切除（去勢）、または陰茎の切断が行なわれることもあつた（中略）。「また一方で去勢は変声を引き起すが、ローマ帝国時代には去勢された男性の歌声が大変もてはやされたので、婦人に仕える男性奴隸は去勢されていた。この器具の使用は実に功利主義的で、女性の特徴を備えながらも男性の体力を維持した奴隸を使つことを可能にしていたわけである」（川端・拷問の歴史一七九頁）

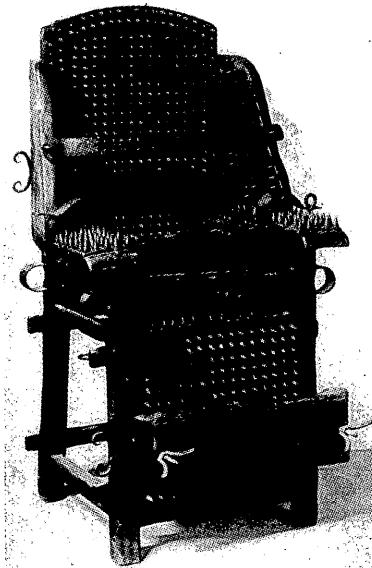
また、西洋梨の型に似ている「梨」（Pear）と呼ぶ拷問具がある。これは三方に花びら状に開閉でき、これで口・肛門・膣を開けるものである。一五七五～一七〇〇年頃、ベネツィアなどで用いられている。このほか金属製の錠付き「貞操帶」というものがある。これは美術的な装飾が施こされていて実用的でなく、実際は嗜虐的な恥辱責めの一器具とみられる。ロンドンのスーソード博物館には「なめし皮貞操帶」（一六世紀）、国立ギリシャ博物館には十字軍時代（一六世紀）の「金属製貞操帶」が所蔵されている（川端・拷問の歴史一八五頁～一九一頁）。

椅子責め

椅子に座らせたままおこなう責めである。

- 〔中国〕 椅子は普及しているが、それを用いての責めはない。
- 〔日本〕 坐らせる椅子そのものが無い。
- 〔西洋〕 これには三種類あり、

(1) 水責めの椅子は『ダッキング・ストゥール』を呼ばれ、主として女子の水審に使用、シーソー式の丸太棒の先端に椅子をくくりつけ、あるいは高さ六フィートの櫻材製檻に入れて吊り上げ、河や池に沈め、また引揚げを繰返す



(26)審問椅子(川端・拷問の歴史53頁)(財)フロンティア協会の掲載ご協力による

拷問ないし罰具である。

(27)懲悔の椅子は、教会で用いる異端裁判用責問椅子である。

(イ)審問椅子 (The Interrogation Chair) とは棄教を強いる拷問椅子で、背もたれ、肘掛、腰掛、脚裏に当たる部分は、すべて鉄の棘がイボの「」とく一三〇〇本もびつしりと打込まれている。イタリアおよびスペインでは一八世紀末まで、ドイツでは一九世紀まで、フランス、イギリスその他西ヨーロッパ諸国では一九世紀末まで使われていた(川端・拷問の歴史五一页、TORTURE 85P.) (ロ)の椅子は通常「ドイツ式審問椅子」と呼ばれるものである。

踏 絡

日本独自の切支丹禁制方針にそい、キリストンであるかどうかを探索・選別するため、キリスト像・聖母マリア像を足で踏ませる拷問具。眞実の信者であれば踏めな

い」とを心理的に利用したもので、九州長崎を中心におこなわれた。

〔中国〕この種のものは存在しない。

〔日本〕寛永年間からおこなわれ、紙踏絵、真鑑制「ピエタ」、スペイン製板踏絵という三種類のもので、毎年正月に踏ませてはいる（松田毅一稿「踏絵」吉川・国史大事典⑫三三三頁要約）。以降、各地でもこれが利用され、東北地方の山間部での隠れ切支丹にも用いられ、その実施場所を「台転場」（岩手県藤沢町に趾碑を見る）と呼んでいる（重松一義『東北隠れ切支丹弾圧の研究』岩手県藤沢町文化振興協会刊・平成八年）。

第六章 拘束執行形態と諸器具

捕 繩

捕縩^{ほくじょう}とりなわと呼ぶ。縫合せた荒縩・麻縩などによる縛り縩。逮捕・拘置・護送などに用いる。わが国の監獄法では戒具の一つとなつてはいる。

〔中国〕中国では「索」と記す縩よりも粗械^{ちゅうかい}の使用がほぼ通常とされる。

〔日本〕王朝時代の戒具には枷（首かせ）杻（手かせ、盤枷ともいう）があり、杖罪以下の戒具をつけず囚禁するのを散禁^{さんきん}と呼んでいる。戦国時代には敵の武将を生捕ることが恩賞にあずかる最大の功であることから、速掛けの捕縩術が各分国で編み出され、異常な発達をみてはいる。

それはやがて、口伝、秘伝、書留となつて伝えられ、江戸初期にそれぞれの流儀・流派をもつに至つてはいる。特

に安芸広島藩高田郡吉田に、天正年代から十五代にわたり伝わる八重垣流の「囚人請取渡之巻」と、岩閥流の「縄網・請捕渡之秘伝」（井上和夫『諸藩の刑罰』人物往来社に一部収録）には、不動・鉄しばり・ケサ縄・蓮華・天のフリ縄・サシ縄・早縄・疣の引縄・岩盤石落し・白の縄・具足上巻（これは鎧武者にかける後縄）という口伝図解付のものまで伝えられている。（重松・刑罰史年表二八五頁）。

近世江戸町奉行所での囚人用縄も定形化しており、武士用の縄掛け、女縄・稚児縄・早縄など多くの形がみられる。「本五ひろ」「とり志め」「れんじやく縄」「きりなわ」「まいなわ」「そうのむねはり」「しんのむねはり」「たいちつなり」「ろんのなわ」「壱寸なわ」「わだしなわ」「けんなわ」「かいとりなわ」「くぐり」「さらしなわ」「火付なわ」「ひつくわいなわ」「はらいわけ」「ぬきなわ」「やまぶし縄」「きう人なわ」「さとうなわ」「わうへんなし」「こはんなし」「くまさか」「くニひんもとき」「むさう」の各縛り方を伝えている（原胤昭『縄之伝極意』・刑罰珍書集所収）。

罪人を縛って牢（本牢である小伝馬町牢屋敷〔現在でいえば東京拘置所〕へ送る時の縄は各奉行所ごとに色別されており「北町奉行所懸りの同心からの縛り縄は白、南町奉行所は紺染、勘定奉行所は三つぐり白縄、本役加役（火付盜賊改役）からは白細引で決まりがなく、このほか御呼出し、牢屋敷より懸け出す縄は牢屋敷縄として紺染めに統一されている。（重松・刑罰史年表二八六頁）。

現在でも警視庁はじめ全国の警察・刑務所の逮捕・出廷・護送用・連行用の縄は南町奉行所系の紺染めの色が用いられている。その形態は一人用の腰縄といわれる方式のほか、複数の場合は二連絆（二人用）、三連絆（三人用）、五連絆（五人用）、七連絆（七人用）、通し連絆（一〇人近く大勢の者を金属手錠の中心の輪に通し、護送バスに乗せ、じゅ

珠繋ぎに連行する略式の連紳)といつた形で用いられている。連紳は旧字体の聯紳(明治十四年改正監獄則四二一条・一

○九条)が正しい。新字体では聯紳・連紳と略されている。

〔西洋〕日本の場合、前手錠が通常であり原則であるが、ヨーロッパでは後手錠の腰繩が原則であつたが、近年、重大事犯以外は前手錠となつてている。

牢内繩

牢内・獄内で用いる繩の様式である。

〔中国〕杻械を用い、牢内繩という特別の縛る区分はない。

〔日本〕鎌倉時代、牢に代わる便法として、政所の床に縛りつけておくことを「便所拘禁」と呼んでいる。江

戸の小伝馬町牢屋敷では「揚り屋繩は両方の小手をゆるく縛る。大牢・貳間牢は後ろ手に縛る。切繩は死罪の者に懸ける繩で、わらにより一筋にない合わせたもの。腰繩は通常のもので腰に掛け、片手繩は片手の無い者や病気などで肘関節が動かなくなつてゐる者を、片手を後ろにしばり片手を腰にしばりつけるものである(重松・刑罰史年表・二八六頁)。

〔西洋〕監房内に取付けてある金輪・鉄鎖に繋いであり、麻繩の類のヒモは用いられていない。

金属手鎖

木製手枷から簡単な個人別手鎖(手錠)に改良されたもので、明治以降、わが国では警察において手錠、監獄で

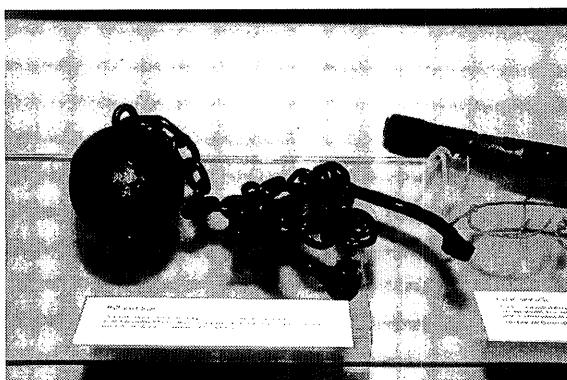
は戒具と用語を使い分けている。

〔中国〕 古くは鎌^鎌と呼ばれ、隋・唐時代には鉄の鎖の付属した手鎖がみられ、明代においては輕罪として枷号・鎖帶鐵桿・鎖帶石桿が法定され（『大明律』）、清朝時代に至っては鉄索・連鎖・杻械と呼ばれる類いがこれに類したものである（『大清律例』）。

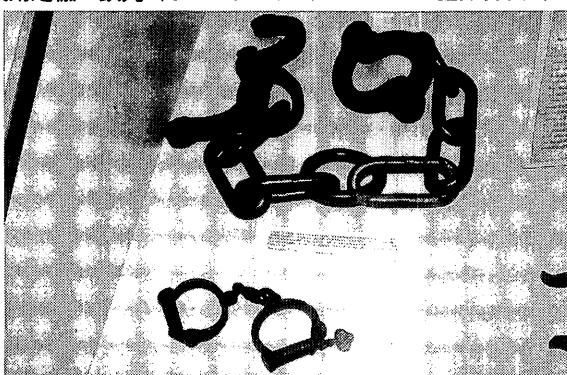
〔日本〕 江戸時代以前は“かなぎ”（鉄の鎖の意）と呼び、江戸以降は“ひやじ”（鉄製瓢型）の「手鎖」と呼ばれている。瓢型は左右に開き両手首をはさむ。開き口に継錠^{ひきぢょう}をかけ、中央の窪みに封印、五十日以下の手鎖は五日に一度、一百日の手鎖は隔日に封印の検査をおこなっている。（重松・年表二八五頁）ただ「牢内の手錠は女手錠にて殊の外かたき錠ゆえ此封印なしと云也」（牢獄秘録手錠図）とあり、過怠牢手鎖は定められた日数の倍の手鎖と定められている。

明治初年、薄く軽い伝統的な和式の瓢箪錠^{ひょうたんじょう}がなお使われ、やがて間もなく洋式の「なすび型」と呼ぶ「茄子型」の重く太いヨーロッパ伝統の金属手錠が警察・監獄共に用いられている。大正以降は歯止めが内臓され、内側に締まる、手首の太さに応じて調節できる手錠を用い現在に至っている。刑務所での戒具製式は昭和四年に手錠・捕縛・連鎖・防声具・鎮静衣が改定法定戒具と決められ、昭和七年十一月二十日、自給自足主義の励行の趣旨に沿い神戸刑務所が金属手錠の製作刑務所と指定され、作成した手錠を全国の刑務所に配給している（行甲第三〇一七号の一通牒）。受刑者が自前の手錠を製作したわけである。

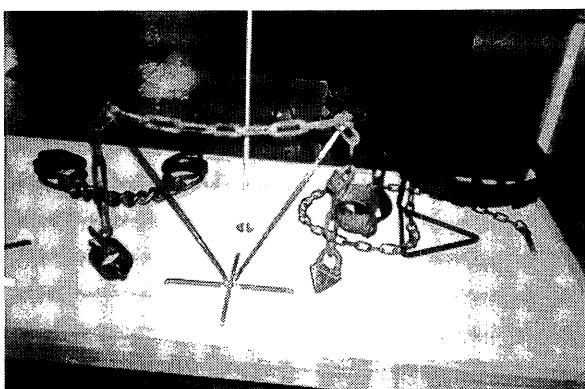
〔西洋〕 Bilder aus dem Kriminalmuseum 103P. 257~258図. INSTRUMENTOS DE TORTURA 60~61 P.



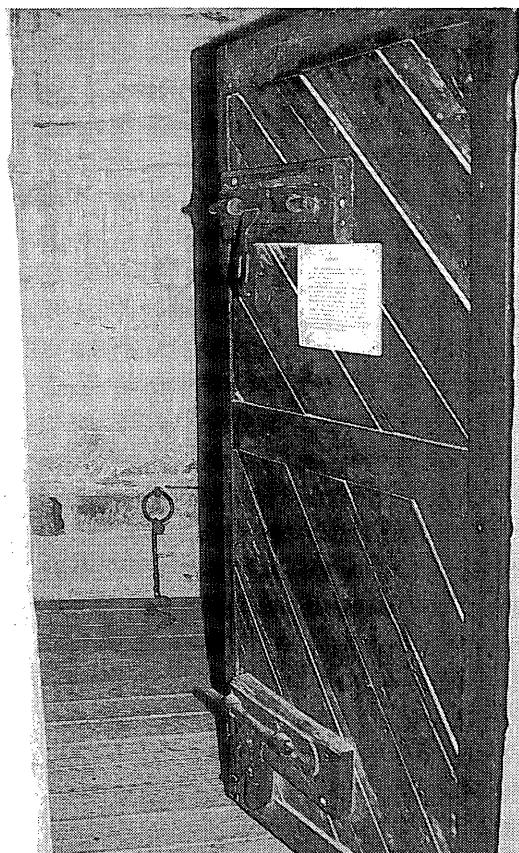
⑦①労役用足枷・鉄丸（オーストラリア旧メルボルン監獄展示品、筆者撮影）



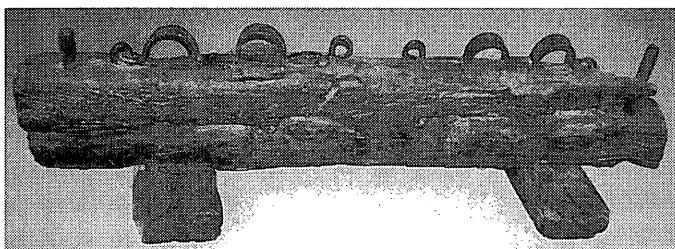
④労役用足枷・手錠（同上）



⑤監房内拘束用手錠・胴鉄帯（同上）



②①監房内繫鎖・奥の壁に取付けられている鉄環と鎖（オーストラリア・タスマニア島旧リッチモンド監獄展示品、筆者撮影）



②晒用足枷・繫鎖用枷（同上）

皮手錠

重罪囚に用いた皮製の手錠、厚く太い牛皮のベルトの両脇に皮の輪があり、両手をそこに入れて固定、棒のような胴体に縛りつける拘束具。

〔中国〕 清朝末の光緒三一～三二年（一九〇五～一九〇七＝明治三八年～四〇年）、沈家本などによる法制改革が進み、日本の洋式監獄法に倣う規則・諸資料・刑具（皮手錠などのモデルを含む）が伝えられているが、それ以前には見当らない。

〔日本〕 逃走・暴行・自殺のおそれのある場合に金属手錠が用いられるが、それでも目的を達することが出来ぬと判断される場合、制圧・保護の手段として適用、使用が極めて制約されており、必要ある場合は金属手錠との併用がなされる。昭和一〇年、昭電疑獄で市谷刑務所（未決監）に収容中の大久保慎次大蔵省銀行局長に革手錠を使用したことにつき、貴族院議員岩田宙造が追及、司法省側は自殺防止の措置と答弁している（重松・刑罰史年表二二三頁）。

近年の事例では、平成三年（一九九二）、千葉刑務所に拘置中の二被告（公務執行妨害などで有罪確定）が、職員の指示に抵抗などしたことで、一人は六日間、もう一人は三日間保護房に収容され、それぞれ一日前後、後ろ手錠にされて革手錠と金属手錠をかけられた件につき、平成一〇年一月二一日、東京高等裁判所（塩崎勤裁判長）は、「食事、排便、睡眠といった最低限必要な行動で受けた身体的、精神的苦痛は深刻」と違法性を認定、請求を受けた一審を変更し、計百二十万円の損害賠償を国に支払いを命じた判示がみられる（平成一〇年一月二二日毎日新聞記事）。これは金属手錠・革手錠の併用使用とか、革手錠そのものが違法とするものではなく、使用が長時間であるという

点での違法性を判示したものである。

〔西洋〕 ドイツの刑事博物館、イギリス・イタリア・フランスなどの古城の陳列刑具・写真・絵画・刊行図書にこれに類したコルセット式皮手錠を見る」とができる。

両手足錠

両手足を同時に拘束する器具 (Wrut and log iron's)

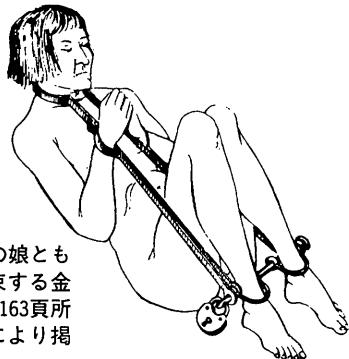
〔中国〕 伝統的に手枷と足枷は別個に分離されており、ヨーロッパの“とく両手足を同時に同一器具で施錠するものはない”。

〔日本〕 近代にはいり、網走監獄の『蟹錠』といわれるものが両手足錠で、ゼンマイ仕掛けでチャーンが両手足を同時に巻き上げ、締めつけ、制圧する法定外戒具として知られている。(重松一義『北海道行刑史』三八〇頁)

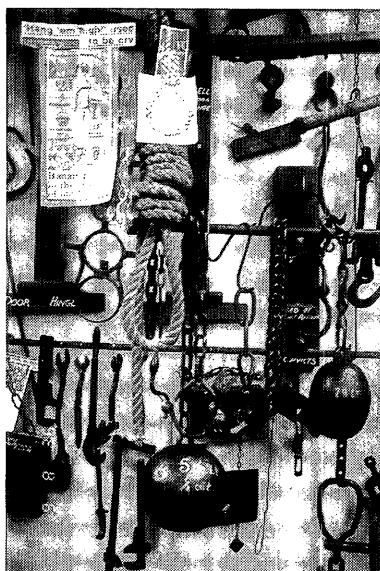
〔西洋〕 イタリアではヴェネチアなどで宗教審問に用いた「チコーニヤ」(The "Stork" or "Scavenger's Daughter")、イギリスではロンドン塔で政治犯に用いた「兀鷹の娘」(St. George) が知られる。三角形の洗濯鉗みのじとく、棒支柱で首・手・両足を同時に鉗み縛縛する。日本では“達磨返し”という姿勢で呼ばれ、医学的には痔の診察・手術をおこなう“玉石位”という姿勢である。

手枷

手首を拘束する木製器具で、戒具でもあり刑具でもある。大きな板に一つの穴があけられていて、そりへ右手・

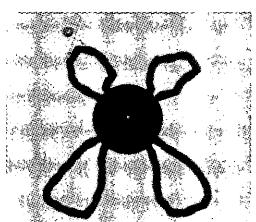


②①ドローイング（コウノトリ、禿鷹の娘とも呼ばれる。首・両手足を同時に拘束する金挟み型拷問器具。川端・拷問の歴史163頁所掲・明治大学刑事博物館の御好意により掲載）



④諸拘束具（オーストラリア・タスマニア島リッチモンド近郊の私設博物館展示品）

⑤網走監獄の蟹鉗（チェーンで両手足を同時に拘束する仕掛け。博物館“網走監獄”に展示，拙著『北海道行刑史』380頁写真）



左手をそれぞれ突っ込ませる。手の自由を奪う拘束具であると同時に晒を目的とした。

〔中国〕 古くから梏・杻械・盤枷・禁（両手を一本にはめる手枷）という名前で呼んでいる。木製板の穴に手を入れる様式にはほとんど変化がなく用いられている。西漢時代に、老・幼・師・侏儒には手かせ足かせを施さない「頒繫」という寛典を与えていた（布施・法史学概要一〇九頁）。

〔日本〕 中国と同様の呼称・形態をもつ。近世になつて手鎖という金属手錠のほか、関所や諸藩の一部では盤枷が遺されており、その使用があつた。

〔西洋〕 手首固定式の鉄製ベルト、筒型の金具に両手を入れさせる手錠が木製手枷と共に存在した（INSTRUMENTOS DE YORTURA 60～61P.）

足 枷

足の自由を奪う木製拘束具（戒具）。

〔中国〕 鈇^だ・鋗^{ほだ}と呼び、鈇は木製の足枷、鋗は足を金鍊みする区別がみられる。右趾あるいは左趾の片方に付着、城旦など労役刑（耐刑）に用いられている。清朝の徒刑には重鎖・輕鎖と足枷により区分がなされている。「鈇は別に代えて行なうことが史記・平準書素隱に引く漢晋律序によつて知られる」（布施・法史学概要一七四頁）とある。また中国では獄吏の制裁具として「立枷」というものがあり、百斤から百五十斤の極めて重いもので、三人同立とある（李・監獄法制史一五二頁）。

〔日本〕 律令の制では流人の居作に鈇・盤枷をつける定めがみられる。また検非違使庁では、徒刑の執行にあ

たり京の東西の市で服役の儀式「着鉢政」（ちやくばせい）をなしており注目される。これは別当に着鉢の認可を求める着鉢勘文という上申書を提出させてこれを認可、看督長にこれを執行させる形式的手順のもとなされるもので、刑の執行とはいえおおらかである（瀧川・行刑史六〇頁、『西宮記』【塩尻】）。

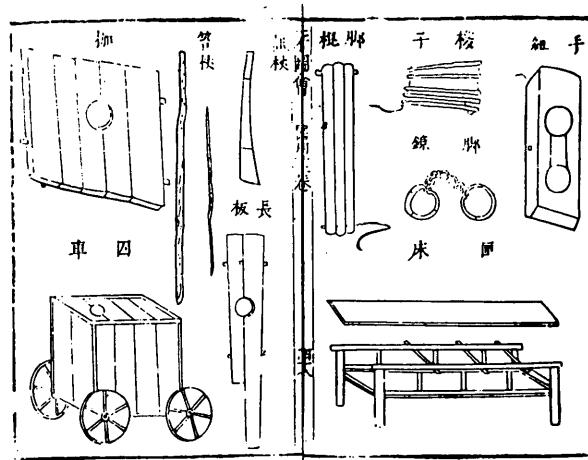
〔西洋〕 足首に鉄輪をはめ、鎖で鉄丸を連結して歩行をあえて困難にさせ、逃走防止と同時に苦痛を加え、囚人であることが一眼でわかる目印としている（INSTRUMENTOS DE TORTURA 67P. 68P.）。フランスでは街頭での木製足枷をもつて坐らされる晒刑は非常に恥ずべきものとされてきた。

首 槌

首の自由を奪う木製拘束具である。手枷・足枷と異なり、罪人としての目印・晒の効果に一層重点がおかれた枷といえる。

〔中国〕 「枷」といえば単に首枷をさす。様式は手足枷とさほど変りはない。伝統的拘束具・晒具である。中國の古語では「校」が罪人の首にかける板をさしており、首かせを盤枷と称する語源と見られる。鉗と呼ぶ鉄製首輪も古くから存在した（『唐六典』『宋刑統』）。清時代では首枷を枷項と記す場合多く、また枷号という刑罰があり「夜間は監禁し、昼間は木製の首かせを着けて県庁の前などにさらし者をすることを一定期間続けるものである」（莊子・大塚・平松・理論と現実一〇九頁・滋賀秀三稿）。『唐六典』『宋刑統』

〔日本〕 古く律令時代に用いられ、六道絵・地獄絵などにより一般に知られてはいるが、中世以降、首枷・金属首輪は共にわが国の実用刑具としてはなじまず、近世においても熊本藩など一部明律を採る藩などの徒刑に用い



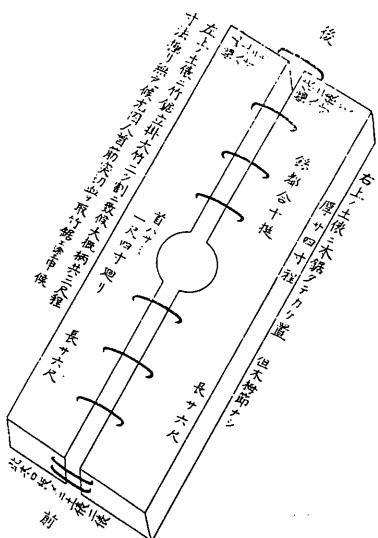
⑩①明朝の刑具（『三才図絵』明代刊、仁井田・法制史研究屏所掲）



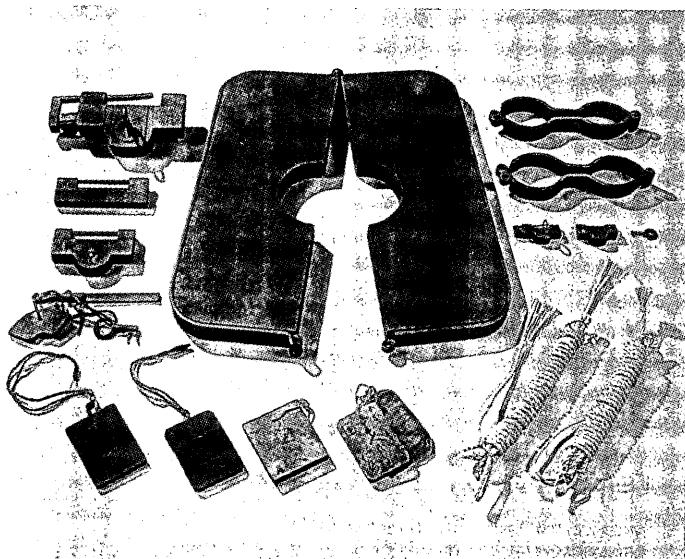
①明朝牢獄での枷・匣床（『古今小説』、仁井田・法制史研究屏所掲、匣床については本文第6章棘付きベルトの項参照）

首枷圖

穴路、筋打錠、用候竹筒、萬町より產出非人頭蓋七手下ノ者鋸形將
國人駕、建置中候仕奉ニ御座候



③上首枷圖（江戸穴晒用の首枷、行刑史稿742頁）



④関所の首枷（木曾福島関所展示品、拙稿「関所にみる江戸時代の交通治世学」歴史街道1989年4月号・PHP研究所・福寿滋氏撮影）

られているにすぎない。

〔西洋〕 重し付き首枷 (Colldr with a Deadweight) などがドイツの囚人の手押し車による運搬作業などに用いられている（川端・拷問の歴史一七二頁絵）。また服装規定違反の女性に用いる木製の「大襟ヘルツエルナー・グラーゲン」という花びら型の首枷がみられる（Bilder aus dem Kriminalmuseum 109P. 290～291図）。

口 槌

言葉が自由に云えないように口を塞ぐ枷。マスク。

〔中国〕 白状を強いるため、これを逆に封じる口枷の用法は文献上例をみない。

〔日本〕 近世、女郎部屋や博徒の私刑として猿轡さるのくわといったものがみられる。明治四一年監獄法施行規則第八条には、監内で大声を発するなどの紀律違反に防声具といつた戒具の使用が認められている。皮製のマスクで、後頭部でベルトにより固定する制止具である（重松・近代監獄則一九九頁）。

〔西洋〕 ドイツには「鉄の猿ぐつわ」(An Iron Gag) 別名「苦惱の梨」というものがある。「頭に仮面をかぶせて紐で結びつけ、口を鉄球や鋭利な棘で塞いだりして残忍に責めたてる。または、首輪を着け、それに付いていたる鋭利な棘で下から頸を刺し、舌や口蓋までをも貫通させて、喋ることができないようさせたり」（川端・拷問の歴史七二頁）するものである。異端者の火刑執行時に悲鳴や呻き声を塞ぐための鉄仮面であるといえよう。フオーク責めや道具と同様なものであるが、首枷と口枷とは、はめる位置により首枷と云い、目的によつては口枷とも使い分けられている。口に直接押し込むものに「苦惱の梨」と呼ぶものがあり、ネジやバネ仕掛けで口中に入れると

花弁の「」とく四つに割れて開き、発声も食事もできなくなるものと、「飢餓のマスク」というピノポン玉型の鉄球を口に押し込み、発声も食事もできなくなるものがある。

このほか、「悪口を云い合つ女」「無駄な言葉を口にするガニガニ女を黙らせるため」のバイオリン型首枷（人用＝ハルス・ガイグ、二人用＝ドッペル・ハルス・ガイグ）とか、『ロバの耳の仮面』（Mask with donkey ears）『豚の仮面』（Mask with pig nose）『汚名の笛』（下手な音楽師用「恥辱の縦笛」シャント・フレーテ）などがある（Bilder aus dem Kriminalmuseum 109P. 写真一〇八頁説明。INSTRUMENTOS DE TORTURA 151P～155P 写真・絵）。枷げる部位が異なるが、目的からいえば口枷の部類である。ロンダンでは『お仕置の轡』と呼んでいるが、めったに使われなかつたといふ（罪と罰のロンドン一九五頁）。

棘付きベルト

刺付き首輪と呼んだ方が実体に近い。名の通り鉄輪の内側に棘がついている惨酷な首輪である。

〔中国〕 棘付き首輪の寝台といえようか、匣床（けいかく）といふ平たい匣形（四角）の木製牀がある。重罪人の脱牢防止用戒具であつて、つぎのよつたな説明がみられる。

禁囚の頭や胸は鉄環の類で、腹は木梁で押さえられ、両手足もまた鉄杻・鉄鎧の類を施され、その上、匣の蓋にも内側に向けて鋭利な三寸釘が螺刺のように打ちつけられて身近に迫り、禁囚は身動き一つできず、蚤や蟲どもろか、鼠が咬みつき蛇がまつわつたとて、どうするともできないようになつており、しかも蓋の上には禁卒が

横臥するようになつてゐる（明の呂坤『実政錄』、仁井田・法制史研究六四九頁）

〔日本〕 」の種の刑具・戒具は見当らない。

〔西洋〕 『聖エラスムエのベルト』（Saint Elmos Belt）と呼ばれ、ドイツを中心とした異端審問に用いたもので、首輪といつても拷問・肉刑そのものの棘付き刑具である。

棒鎖

棒錠と記す。監獄内の懲罰用具。

〔中国〕 立枷がこれに相当。足枷の項参照。

〔日本〕 明治五年監獄則に規定「鐵棒ヲ兩足ニ繫鎖シテ佇立セシム其時間ニ半日終日ノ別アリ凡ソ獄則ヲ犯シ軽キ者ハ罰ヲ用ユ」とみる。明治一四年改正監獄則により廃され、鉄索付き鉄丸に替わる。

〔西洋〕 同様同型の拘束具が存在。

鎮静衣

監獄内で暴行・自殺のおそれのある囚人に用いる名の通りの特殊拘束具（拘束衣）。

〔中国〕 法制・文献上、この種のものを用いた形跡をみない。

〔日本〕 明治四一年監獄法施行規則第四条に定める戒具（鎮静衣・防声具・手錠・聯鎖・捕縄）の一つ。同規則

第五〇条に「鎮靜衣ハ暴行又ハ自殺ノ慮アル在監者」に「但シ護送中ハ使用スルコトヲ得ス」となつてゐる（重松・近代監獄則一〇〇頁）。なお鎮靜衣が法定されるまでは「窄衣」と呼ばれ、コルセツト風の法定外拘束具として、危険な暴行をなす懲役囚に対してのみ非公式に用いられ、試用されていた（重松・國鑑監獄史一五七頁）。すなわち「窄衣」ハ独逸ニ於ケル Zndngsjacke (ツワングスヤッケ) ナルモノト其製式及ヒ用法ヲ同クシ、明治二十四年始テ東京集治監ニ試ミ、翌二十五年以來、戒具トシテ之ヲ各監獄ニ使用スルニ至リタルモノニ係リ（監獄法令類纂）、暴行者ニ対スル一時的鎮圧ノ処分トシテハ最モ適切ノ効力ヲ有スルナリト雖モ、使用長キニ涉リ若クハ其方法ノ宜シキヲ得サルトキハ當該者ノ健康ノ上ニ危害ヲ及ホスノ恐アルヲ免カレサルカ故ニ、使用上大ニ注意ヲ加ツヘキハ勿論、長キモ六時間ヲ以テ制限」（小河・監獄法講義一六九頁）と説明されている。

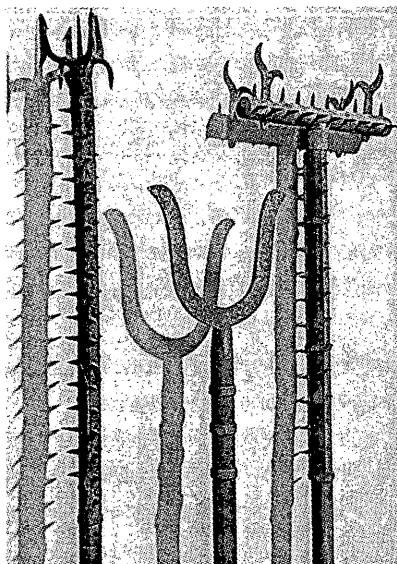
〔西洋〕 プロシヤなどで用いられ、わが国はこれに倣う。

警 固 用 棒

拷問・処刑や護送などにあたる者が使用。

〔中国〕 明の『三才圖會』(刑具)、明の『三國志通俗演義』(苦杖拷問)、明の『忠義水滸全書』(凌遲)、清の「點石齋畫報」(斬刑)などのほか、通俗的な刑罪場面の挿絵・版画などを断片的に通覧すれば、杖兵ないし警固人の持つ棒は、「六尺棒」、あるいはその棒先から垂れている「紐飾付棒」、あるいは鍼医術に用いる「鋒鍼」型・「鉗鍼」型の鋭利な「劍峰付槍」「先端三つ股の槍」などをみる。

〔日本〕 わが国の召捕は搦め捕るという用語を見るよつに、手で組み伏せるほか、捕物用具で身体・衣服に鐵



(32)刑具三つ道具と呼ばれる突棒・刺又・袖搦め (福寿滋氏撮影)

刺・鉄鉤などをひっかけ、搦め、抵抗を制圧する。こうした搦めの三つ道具といわれるものが「突棒」「刺又」「袖搦め」で、奉行所・関所・番所などにも眼につくよう置かれ威圧しており、引廻しの警固にも用いられている。その他、熊手・鳶口・打込み・金棒・六尺棒・鉤縄・万力鎖・呼子笛などが用意されている。

〔西洋〕 先があたかも「人工衛星風の槍」あるいは「鬼の耳かV字型角」付の槍、あるいはまた「U字型の先端をした棒」「首つかみの輪といわれるものが先端についた棒」などがある。俗称としてこれらを「看守の槍」(Grolier's Pole Arms)と呼んでいる。これでもって威圧し、こびき、拘束するのである。

十 手

日本独特的捕物用具であり、捕り手の身分を示す鑑札(手形)のようないわゆる道具ともなった。

〔中国〕 これに類したものは見当らない。

〔日本〕 十手は古くは実手とも書かれ、「じつてい」とも呼ばれている。捕方の身分を象徴する道具の一つでもあり、指揮十手といわれる指図用、あるいは護身用の道具もある。十手はまた打物といって、犯人の肘や小手を打つ用法を通常とするが、犯人の刃刀を受け、払い、あるいは手元近くについているL字型鉤かぎでひねり返すという用法もある。

火付盗賊改方の十手は角型、柄は丸型で非実用的なものが多く、通常、懷に入れていたといわれる。火付盗賊改の長谷川平蔵は「十手を抜くこと無用」と配下に常に指示していたと『よしの冊子』に記されている。

江戸の町方与力の十手は朱漆うみつ塗り、真鑑製の銀流し、彫刻の意匠をこらした装飾性の強い非現実的なもので、通常ふくさなど錦の十手袋に包み、懷中に入れていた。同心の十手は鉄製の実用的な小型で朱房付き（功労者には恩賞として紫房を認められる）、江戸の目明し用十手は鉄製丸棒の房なしという素十手で、柄を赤布で巻いたもの。八洲廻りは町方同心より低い地位ながら重い役柄で、紫房が許されており、地方の目明し用十手は、六角・八角といつた角張った鉄製十手が多くみられるものも特色とされる（重松一義『鬼平を歩く』九〇頁・下町タイムス社）

〔西洋〕 これに類したものは見当らない。

御用提灯

夜間の捕物に用いられる照明用具で、同時に責任者を明示する日本独特のもの。

〔中国〕 これに類するものは見当らない。

〔日本〕 倒卵型の弓張り提灯で、たとえば南町奉行所（南番所）は上部に黒・白・赤と三本の波形を描き、正

面に「南町奉行所」と、裏に「御用」の文字が太々と記されている。北番所は北の文字を黒・赤で鉢巻状に造形して描き、正面に「北町奉行所」と、両側面に「御用」の文字が太々と記されている。町方与力の御用提灯は丸型で、「手丸」「ぶら提灯」と通称され、三方に与力の定紋が描かれている（重松一義『鬼平を歩く』九二頁・下町タイムス社）

〔西洋〕 これに類するものは見当らない

檻

本格的な建築物としての牢・獄・監獄ではなく、屋外ないし穴倉に鉄鎖などを施し拘束して置く仮檻・晒場の囲いの設備を檻・籠と指称する。

〔中国〕 例えば清朝時代の刊本『點石齋畫報』にみる「立枷」がこれに該たる。犴・六鄉の獄といった王幾郊外の「ひとや」（『無刑錄』上巻三六一葉）は小規模でもこれに該らない。

〔日本〕 鎌倉時代の便所拘禁（牢内縛の項参照）といつた形式や土牢などがこれに該ろう。

〔西洋〕 古くはローマのツリアヌム（Tullianum）地下牢獄が知られる。近世ではドイツのローテンブルクで、目方をこじまかしてパンを小さく焼いたパン屋の仕置きに、水責用の屋外檻を用いたとか（Biloder aus dem Kriminalmuseum 97P. 230図）、一般に「愚か者の檻」と呼ばれたものがこれである。

護送の具

囚人を護送する舟・車・馬などの乗物。

〔中国〕 囚車、轎車・檻車などと呼ばれ、板囲いの車である（仁井田・法制史研究一一一頁）。また『隋書刑法志』では露車と呼んでいる。

〔日本〕 唐丸籠・網乗物、現代の護送車。明治から昭和前期では出廷護送に編笠をかぶせ護送車に乗せた（重松・図鑑監獄史一五八頁）。

〔西洋〕 イギリスではビクトリア朝時代、ロンドンでの囚人護送馬車は「黒いマリア」（Black Mary）と呼ばれて知られている。黒塗りで窓はなく箱車の横には白いペンキで「VR」と記されている。囚人は後部扉から乗り降りする。一八三七年の重罪裁判の記録を引用した文献には「護送車の大きさは、長さ一メートル五〇センチ、幅一メートル三〇センチ、高さ一メートル六五センチ、定員二〇名（実際は三〇名以上詰込む）」（罪と監獄のロンドン一二二頁）といわれる。なお現代、アメリカでは囚人護送専用航空機は四機備えられているという。

〔主要引用参考文献・略称〕

〔中国関係〕

○仁井田・法制史研究

仁井田陸『中国法制史研究』刑法・捕訂版・昭和五五年・東京大学出版会

- 仁井田・中国法制史
 仁井田陞『中国法制史』増補版・昭和三八年・岩波書店
- 布施・法史学概要
- 桑原・法制史論叢
 桑原隣藏『支那法制史論叢』昭和一〇年・弘文堂
- 西田・刑法史研究
 西田太一郎『中国刑法史研究』昭和四九年・岩波書店
- 刑罰と国家権力
 西田太一郎『中国刑法研究』昭和四九年・岩波書店
- 刑罰と国家権力
 内田智雄編『刑罰と国家権力』昭和三五年・創文社
- 中国歴代刑法志
 内田智雄編『譯注・中国歴代刑法志』昭和四五年・創文社
- 江英居・中国刑法
 江英居『中国刑法』原文解釈と注釈・昭和六〇年・公論社
- 李・監獄法制史
 李甲孚『中国監獄法制史』中華民国七三年・台湾商務印書館
- 張・中国法制史
 張晋藩著・真田芳憲監修・何天貴・後藤武秀訳『中国法制史』(上)平成五年・中央大学出版部
- 日本関係
 〔日本関係〕
- 小河・監獄法講義

- 小河滋次郎『監獄法講義』復刻版・昭和四二年・法律研究社
- 行刑史稿
- 龍川政次郎『日本近世行刑史稿』(上)昭和一八年・刑務協会
- 龍川・行刑史
- 平松・近世刑事訴訟法の研究
- 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』昭和三五年・創文社
- 刑罰珍書集
- 柳沼澤介編『近代犯罪科学全集』(1)昭和五年・武俠社
- 笹間・拷問刑罰史
- 笹間良彦『図説・日本拷問刑罰史』平成七年・柏書房
- 吉川・国史大辞典
- 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』全二五卷・平成八年完結・吉川弘文館
- 重松・刑罰史年表
- 重松・刑罰史年表
- 重松・少年懲戒教育史
- 重松・少年懲戒教育史
- 重松・刑罰史年表
- 重松・近代監獄則解説
- 重松・近代監獄則解説
- 重松・監獄法演習
- 重松・監獄法演習

重松一義『監獄法演習』昭和五五年・新有堂

○重松・刑罰史蹟考

重松一義『日本刑罰史蹟考』昭和六〇年・成文堂

○重松・囚鑑監獄史

重松一義『囚鑑・日本の監獄史』昭和六〇年・雄山閣

○重松・法制史稿要

重松一義『日本法制史稿要』昭和六二年・敬文堂

〔西洋関係〕

○瀧川・刑法史の断層面

瀧川幸辰『刑法史の断層面』昭和三八年・一粒社

○田中周友・世界法史

田中周友『世界法史概説』昭和四七年・有信堂

○小野・思想史

小野清一郎『法律思想史概説』昭和三六年・一粒社

○船田・思想史

船田享二『全訂・法思想史』昭和四七年・勁草書房

○莊子・大塚・平松・理論と現実

莊子邦雄・大塚仁・平松義郎『刑罰の理論と現実』昭和四七年・岩波書店

○ミツタイス・世界法制史

ミツタイス著・世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説』改訂版・初版昭和五一年・創文社

- 林毅・西洋法史学
- 林毅『西洋法史学の諸問題』昭和五三年・敬文堂
- 林毅・ドイツ中世自治都市
- 林毅『ドイツ中世自治都市の諸問題』平成九年・敬文堂
- 白井・インド
- 白井駿『古代インドの刑法思想』昭和六〇年・白順社
- 大場・拷問刑罰史
- 吉田・暗黒史外伝
- 吉田八岑『西洋暗黒史外伝』昭和四六年・桃源社
- 堀井・パリ史の裏通り
- 堀井敏夫『パリ史の裏通り』昭和四九年・白水社
- 阿部・西洋中世史の罪と罰
- 阿部謹也『西洋中世の罪と罰』平成元年・弘文堂
- 歴史のなかの犯罪
- ディルク・ブラジウス著、矢野久・矢野裕美訳『歴史のなかの犯罪』日常からのドイツ社会史——平成二年・同文館
- 図説死刑物語
- K・B・レーダー著、西村克彦・保倉和彦訳・平成元年・原書房
- 小池・ロンドン
- 小池滋『ロンドン』世界の都市の物語(6)平成四年・文芸春秋社

- 幸田・歴史犯罪物語
 - 幸田礼雅『歴史犯罪物語』歴史の大罪——一話——昭和六〇年・新評論
 - イギリス文学の旅
 - 石原孝哉・市川仁・内田武彦『イギリス文学の旅』作家の故郷をたずねて・イングランド南部編——平成七年・丸善
 - 罪と監獄のロンドン
 - スティーブ・ショーンズ、友成純一訳『罪と監獄のロンドン』平成八年・筑摩書房
 - 川端・拷問の歴史
 - 川端博監修、伊能秀明解説、黒川素子・閔口英子・鎌田央子訳、社団法人フロンティア協会協力、『拷問の歴史』ヨーロッパ中世犯罪博物館——平成九年・河出書房新社
 - 秋山・図説拷問全書
 - 秋山裕美『図説・拷問全書』平成九年・原書房
 - 桐生・拷問処刑博物館
 - 桐生操『世界史拷問処刑博物館』平成九年・ダイヤモンド社
 - INSTRUMENTOS DE TORTURA (by Robert Held)
 - ACADEMIA MEXICANA DE DERECHOS HUMANOS 「TORTURE INSTRUMENTS/INSTRUMENTOS DE TORTURA」——Abilingual Guide to the exhibition of Torture Instruments from the Middle Ages to the Industrial Era.
 - presented in various cities in the world in 1983-2000
 - Bilder aus dem Kriminalmuseum
 - ローネハーラク(ホーネ・アーティ・タウベ)『中世刑事博物館・案内用写真集』・岸岡義(Kishioka Hiroshi) 著
一九九三年

- Mittelalterliches Kriminalmuseum, Burggasse3, D-91541 Rothenburg o. d. T. Federal Republic of Germany
- Criminal Justice Through The Ages
 - Criminal Justice Through The Ages From clirine judgement to modern German legislation, Translated by John Fosberry.
 - Published and distributed by : Mittelalterliches Kriminalmuseum
Burggasse3 D-91541 Rothenburg o. d. T. Federal Republic of Germany
 - 重松・理説→実際
 - 重松一義『刑事政策の理論と実際』昭和四九年・雄山閣
 - 重松・刑事政策講義
 - 重松一義『刑事政策講義』補訂版・平成六年・信山社
 - 重松・法学概論
 - 重松一義『法学概論』——現代法学の基礎・昭和五八年・成文堂
 - パウル・ボーリツ・刑罰と犯罪
 - パウル・ボーリツ博士原著・東邦彦訳・重松一義解説『刑罰と犯罪』——行刑制度の歴史とその組織——一九一〇年・刑務協会横浜支部・昭和五〇年復刻(日本行刑史研究会)

あとがき

日頃、一研究者として、刑事政策や刑事法制、監獄学などのテーマに取組む立場もあって、私は学生諸君、テレ

ビ・雑誌関係者・一般市民の方々から、刑具・拷問具・拘束具などについて雑多な質問を受ける機会が比較的多い。このため研究上必要な項目別のカードやメモ、写真、雑多な図書などはそれなりに手元にあるものの、これを一つの権威ある資料に纏めるエネルギーと時間は、到底無いものであつた。またテーマとして、これは理論・解説より映像・实物以外に訴えることが性質上難しいからでもあつた。

たしかに私自身、これまで西欧のイギリス・フランス・イタリアとオーストラリアには研究・出張の機会があつたのであるが、刑具・拷問具などをテーマにしようという積極的な思いもなく、資料を収集して出版するなどという気持は正直にいって無かつたといえる。しかし、昨年、平成九年に、明治大学刑事博物館において、フロンティア協会共催での『ヨーロッパ拷問展——人類の権利・自由を考える』が四月一二日から一〇月一二日まで六ヶ月間の長期にわたり開催されたことは、私にとり大きな刺激になつたことはたしかであつた。開催にあたり、同大学刑事博物館の伊能秀明助教授より、「日本の拷問について」の講演依頼を文書で正式に受けたのであるが、残念なことに別日程の都合から、このご好意を無にした経緯もあつた。

同展覧会の出品物は、イタリアのフィレンツ郊外にあるサンジャミニヤーノ城そのものをイタリア中世刑事博物館とした所蔵品で、前年（一九九六）の「メキシコ展」に引き続き、わが国で公開されたものである。誰しもその非人道的で残酷な刑具・拷問具を眼の辺りにすれば、考えさせられるものばかりであり、私なりに日本・中国・西洋の史料・文献を、例えそれが通俗的なものであつたとしても、他の資料と符合し参考となるものは、この際、断片的にも比較・契合して纏めておく必要を感じることとなつた。こうしたことから、平成九年末がら平成一〇年のわずかな正月休みをその作業に充ててみた。もとより明治大学刑事博物館が纏められた労作『拷問の歴史』（川端博

監修）をはじめ、先学の貴重な論文・労作・断片資料をも数多く引用、羅列、比較を試みる予備作業を試みたにすぎない。また作業にあたり、文献の所在を連続して例示する都合とはいえ、先学・同学・拙稿研究資料の短い引用は、欄外注とせず、頻繁な組版を省くため、偏則ながら本文中に一括組込み、やや長い引用のみ通例通り一段落として組んでいただいた点もご容赦いただきたいと思う。

このように大雑把に分類してみると、死刑と拷問、拷問と肉刑の区分が難しい類いもあり、考証上不確かな、あるいは不充分なものもあり、反面、東西の相異・共通性などが見えてくる部分もあつたりで、私なりに得る事柄も多く、論文としてではなく、本稿は本領域の、将来のさきやかな索引的研究ノートとして書き留めたものにすぎない。脱稿にあたり明治大学刑事博物館長・法学部教授川端博氏らびに同大学助教授伊能秀明氏に改めて厚く感謝申し上げ、ドイツ関係資料を補足するため別途現地で取寄せていただいた、留学中の中央学院大学法学部助教授椿久美子氏にも併せて御礼を申すものである。